

### (3) 強度行動障がいのある障がい児者への支援

#### ア 神奈川県強度行動障害者対策事業の実施施設としての取り組み

強度行動障がいは、コミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性などに環境がうまく

合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高めてしまうことが原因であ

り、本人が困っているサインであると受け止めることが大切です。

県の強度行動障害者対策事業の実施施設として、県内関連施設と連携して、情報

共有に努め、必要に応じて家庭訪問及び事業所訪問等を行い、障がい児者への支援に

あたってまいります。また、外部講師による研修や定期的なコンサルテーションを

受けるなど、より質の高い支援方法の蓄積に努め、全ての職員が支援技術を高めてい

くために、施設内研修のほか、積極的に外部の社会資源を活用してまいります。

#### ●神奈川県強度行動障害者対策事業

激しい行動障がいを頻回に示し、日常生活に困難が生じている状態にある障がい児者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施施設が適切な相談・生活支援等を行うとともに、関係機関、家族及び地域との連携を推進することにより、障がい児者の生活を支え、福祉の向上に資することを目的として、神奈川県が実施している事業。

#### イ 強度行動障がいのある方への支援内容

##### (ア) 在宅の方の相談・受入れの実施

ご本人及びご家族等の休息や体調回復、短期入所に向けての体験等、関係機関と

きょうりょく うえ せっきよくてき う けい しょうだんしえんじぎょうしょ れんけい すみやか  
協 力の上、積極的な受け入れをするとともに、相談支援事業所とも連携し、速やか

たいおう おこないます ひつよう おうじてきょうどうどうしょうがい じぎょうたいしょうしゃ うけいれ おこ  
な対応を行います。必要に応じて強度行動障 害の事業対象者として受入れを行ない  
ます。

あらた こうどうしょう ほんにん こまっぺ さいん ほんにん とくせい りかい しゅうい  
新たな行動障がいには本人が困っているサインであって、本人の特性を理解し、周囲

かんけい かんきょう ととの ひょうざん も でのる じゅうよう りかい そうきたいおう  
の関係、環境を整えること（冰山モデル）が重要であることを理解し、早期対応

もくてき かてい がっこう じぎょうしょなど ほうもん たいおうほうほう じよげん よぼうてき しえん  
を目的に、家庭や学校、事業所等を訪問し、対応方法について助言し、予防的な支援

つとめます ざいたくせいかつ ささえるうえ かんけいきかん じょうほう きょうゆう はか  
に努めます。在宅生活を支える上で関係機関との情報の共有を図り、ネットワーク

こうちく おこないます いりょう ふくし はざま おかれて じょうたい かた たいいんご ちいきせいかつ  
の構築を行います。医療と福祉の狭間に置かれている状態の方の退院後の地域生活

むけて びょういん ちいきじぎょうしょ れんけい いちじきたく かつよう たんきりよう じっし せいかつ  
に向けて、病院や地域事業所と連携して一時帰宅を活用し、短期利用を実施して生活

りずむ しえんほうほう かくりつ はか  
リズムや支援方法の確立を図ります。

## (イ) 入所利用中の方への支援

はいぞくしえんいん にちゅうかつどうたんとうしょくいん じぎょうたんとうしょくいん しんりしょくいん しえん  
ユニット配属支援員・日中活動担当職員・事業担当職員・心理職員からなる支援

ちーむ くみ しえんぷろぐらむ さくせい かんふあれんす じっし さくせい  
チームを組み、支援プログラムの作成、カンファレンスの実施、アセスメントを作成

きょうつうりかい しえん おこないます せっきよくてき こんさるてーしょん どうにゅう おおく  
し、共通理解のもと支援を行います。積極的にコンサルテーションを導入し、多く

してん とりいれ ほんにん かのうせい さいだいげん ひきだすしえん えんない かんけつ  
の視点を取り入れ、本人の可能性を最大限に引き出す支援を園内で完結することなく

たかくてき ひょうか たいせい ととのえとりくんで こうどうしょう かんれん  
多角的に評価できる体制を整え取り組んでまいります。また、行動障がいに関連す

べんきょうかい じっし こうどうしょう かた ちいきいこう けんとう ば もうけしょくいん  
る勉強会の実施や行動障がいがある方の地域移行について検討する場を設け職員

ししつこうじょう つとめます りようしゃ ごかぞく ちいきいこう かんしん も  
の資質向上に努めます。利用者やご家族が地域移行について関心を持ってもらえる

せつめい きかい つくり いしけつていしえん とりくみ とおして こべつしえんけいかく もとづき  
よう説明の機会を作り、意思決定支援の取組みを通して、個別支援計画に基づき

ぐるーぷほーむむたいけんりよう じっし  
グループホーム体験利用を実施します。

## (ウ) 居室、作業場面の「構造化」

居住の場と活動の場を分けることで場所や過ごす目的を明確にすることや、  
お一人おひとりの特性を理解した上で、刺激となる物を目に付かないようにすること、  
対人緊張の軽減に向けて人との動線に配慮することなど物理的構造化を進め、安心  
して過ごせる環境を築いてまいります。視覚的刺激の特性を生かし、絵カードや写真、  
文字等を用いて予定を伝える事や、作業手順を分かりやすく伝える等、視覚的構造化  
を個別に実施し、分かりやすく情報を伝える事で見通しが持てる生活を送れるよう  
支援します。外部からコンサルテーション等助言をもらいながら、一人ひとりに  
合った支援を進めてまいります。

## (エ) 自己選択・自己決定、地域社会との交流も踏まえた生活の場の提供

安心感のある生活環境の下、日中活動や余暇活動の選択等、それぞれが視覚的  
情報を基に自身で行動できる環境を構築していきます。支援者に対して依存的では  
なく共存的な関係性を築くことを目指し、日々の支援を通してコミュニケーション  
方法を確立していきます。個々の特性に配慮しつつ、より豊かな社会生活を送ること  
を目的に余暇活動の充実に努め、地域社会への参加を目指します。

## (オ) 近隣事業所等へのコンサルテーション

神奈川県強度行動障害対策事業の実施施設として、地域で安定した生活を送るた  
めに必要な支援をサポートすることを目的に、事業所職員や学校、家族等を対象と  
した研修「強度行動障害者地域生活サポート事業」を実施します。事業の啓発・普及

もくてき けんいき しななじぎょうしょ がっこう かてい ほうもん しえん じょげん じれいけんとう じっし  
を目的に、圏域・市内事業所や学校、家庭を訪問し、支援への助言や事例検討を実施  
します。

## 5 指定管理者が交代する場合の円滑な引継ぎの具体的な方策

### (1) 円滑な引継ぎのための引継書の作成

していかりしゃ こうたい ばあい えんかつ ひきつぎ ぐたいてき ほうさく  
指定管理者が交代する場合は、業務の円滑な引継ぎのための引継書を作成します。

### (2) 次期指定管理者による視察又は使用への協力

じきしていかりしゃ しさつまた しょう きょうりよく  
次期指定管理者から津久井やまゆり園の視察又使用の申し出があれば、これに協力  
してまいります。

### (3) 次期指定管理者の職員の受入れ

じきしていかりしゃ しょうぼう していかりしゃ こうたい まえ じきしていかりしゃ  
次期指定管理者から要望があれば、指定管理者が交代する前に次期指定管理者の  
職員の受入れに協力してまいります。

### (4) 法人職員の次期指定管理者への派遣

じきしていかりしゃ しょうぼう じきしていかりしゃ こうたい ほうじんしょくいん じきしてい  
次期指定管理者から要望があれば、次期指定期間中における法人職員の次期指定  
かんりしゃ はけん けんとう あわせて ほうじんしょくいん いこう かくにん  
管理者への派遣について検討し、併せて、法人職員の意向を確認してまいります。

## 6 より多くの利用を得るための事業の実施方針及び事業内容

おおく りよう える ほんしつさ ーびす てっぺい ひょうそうさ ーびす じゅうじつ はかって  
より多くの利用を得るため、本質サービスの徹底と表層サービスの充実を図ってまい  
ります。福祉は本質サービスが中心です。本質サービスをきちんと提供することで、安心  
あんぜん さーびす ていきょう かのう りようしゃ ごかぞく み かんじたり  
で安全なサービスの提供が可能になります。ただ、利用者やご家族が見たり、感じたり  
ひょうか ひょうそうさ ーびす ちゅうしん ひょうそうさ ーびす じゅうじつ りようしゃ  
評価されるのは表層サービスが中心です。表層サービスが充実していないと利用者や  
ごかぞく まんぞくかん みたす まんぞくど ひくいさ ーびす ていきょう りようしゃ  
ご家族の満足感を満たすことはできません。満足度の低いサービスの提供は、利用者の



支援サービスの継続利用にはつながりません。本質サービスがしっかりしていて、同時に

充実した表層サービスが提供できることで、利用者やご家族に本当の意味での満足感

を感じていただくよう努めてまいります。

### ① 本質サービス

利用者が支援サービスを受けた時に支払う対価に見合う当然のサービスのことです。

例えば、支援の安全性や確実性、正確な知識や優れた支援技術等があります。

### ② 表層サービス

利用者やご家族が「こんなサービスがあればうれしい」と感じ、期待するサービスの

ことです。例えば、施設の雰囲気、豊富な食事のメニューや美味しい料理、優しく礼儀

正しい職員の対応等があります。

## (1) ユニットケアを活かした集団生活の中での当事者目線による個別支援の充実

入所施設は集団生活ではありますが、小集団になったユニットケアの特性や

職員配置を活かして、日々の食事や入浴、日中活動、地域交流、外部事業所への

通所や外出の機会、地域の一員としての生活等、一つひとつ個別支援の取組みを

積み重ねていきます。また、「当事者目線の支援会議」における検討や、「利用者自治会」

など利用者から寄せられた様々な要望を、個別支援計画の充実や園の運営に反映させてまいります。

## (2) 利用促進のための方針と事業実施

### ア 施設機能を活かしたニーズに即応した利用者支援の取組み

ぜんこしつ ゆ に っときのう いかし していかりじぎょう たんきにゆうしょ せいかつかいごつうしょなど  
 全個室のユニット機能を活かし、指定管理事業（短期入所・生活介護通所等）を  
 とおして に ー ず おうじたりようしゃしえん とりくんで ちいきせいかつたいけんせつびしつ  
 通して、ニーズに応じた利用者支援に取り組んでまいります。地域生活体験設備室の  
 かつようそくしん はかり ざいたくせいかつ い じ ちいきいこう もくてき けいけんかくだい えいでいえるめん  
 活用促進を図り、より在宅生活維持、地域移行を目的とした経験拡大、A D L 面を  
 ちゅうしん かだいひょうかけんしょう はかるとう ここ に ー ず あわせたりよう そくしん  
 中心に課題評価検証を図る等、個々のニーズに合わせた利用が促進されるよう  
 けいかくてき はっしん じっこう うつして また いりょうてき け あ しんたいきのうていか ともな じゅうど  
 計画的に発信、実行に移していきます。又、医療的ケアや身体機能低下に伴う重度  
 ちようふくしょう たいして しんりょうじょ れんけい みつ はかり たいちようかりん きかいよく  
 重複障がいに対しては、診療所との連携を密に図り、体調管理をはじめ、機械浴  
 りよう ふくめた こまやか きーびす つなげ あんしんあんぜん りよう つな  
 の利用も含めたきめ細やかなサービスに繋げ、安心安全な利用に繋げていきます。

## イ 配置された職員の専門性を活かした在宅者支援

たようか に ー ず たいおう そうだんまどぐち きょうか はかり けーすわーかー いし  
 多様化するニーズに対応するため、相談窓口の強化を図り、ケースワーカー、意思  
 けつていしえん たんとうけんちいきいこうそくしんたんとうしよくいん きょうどこうどうしょうがいせんにんたんとうしよくいん しんりたんとう  
 決定支援担当兼地域移行促進担当職員、強度行動障害専任担当職員、心理担当  
 しよくいん はいち たかくてき してん りようしゃしえん こうじょう きよするとりくみ つとめて  
 職員を配置し、多角的な視点で利用者支援の向上に寄与する取組みに努めてまいり  
 ます。又、必要に応じてコンサルテーションによる在宅、事業所などに訪問し、情報  
 ていきょう あどばいす おこない ここ に ー ず そくしたきーびすていきょう はかれる つねに  
 提供やアドバイスをを行い、個々のニーズに即したサービス提供が図れるよう、常に  
 ちーむあぷろーちをいしき とりくみ すす  
 チームアプローチを意識した取組みを進めてまいります。

## ウ 意思決定支援の啓発活動

しょうがいふくしき びすと う ていきょう かか いしけつていしえん が いどらいん および つく い  
 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン及び津久井やまゆり  
 えんさいせいきほんこうそう もとづいて じっし いしけつていしえん とりくみじょうきょう けいぞく じっし  
 園再生基本構想に基づいて実施してきた意思決定支援の取組状況や、継続して実施  
 する意思決定支援の取組内容の情報発信等を通じて、意思決定支援の普及啓発に努  
 めてまいります。

### (3) 食事支援

より豊かな食生活を目指して、栄養ケアマネジメントを継続実施し、バランスのとれた食事の提供を行います。利用者のリクエストを日々のメニューに反映する、日頃から選択できる食事やバイキング形式などバリエーションに富んだ食事提供を目指します。利用者の高齢化重度化に対応できる食事支援に取り組んでまいります。

#### ア 栄養ケアマネジメントの強化

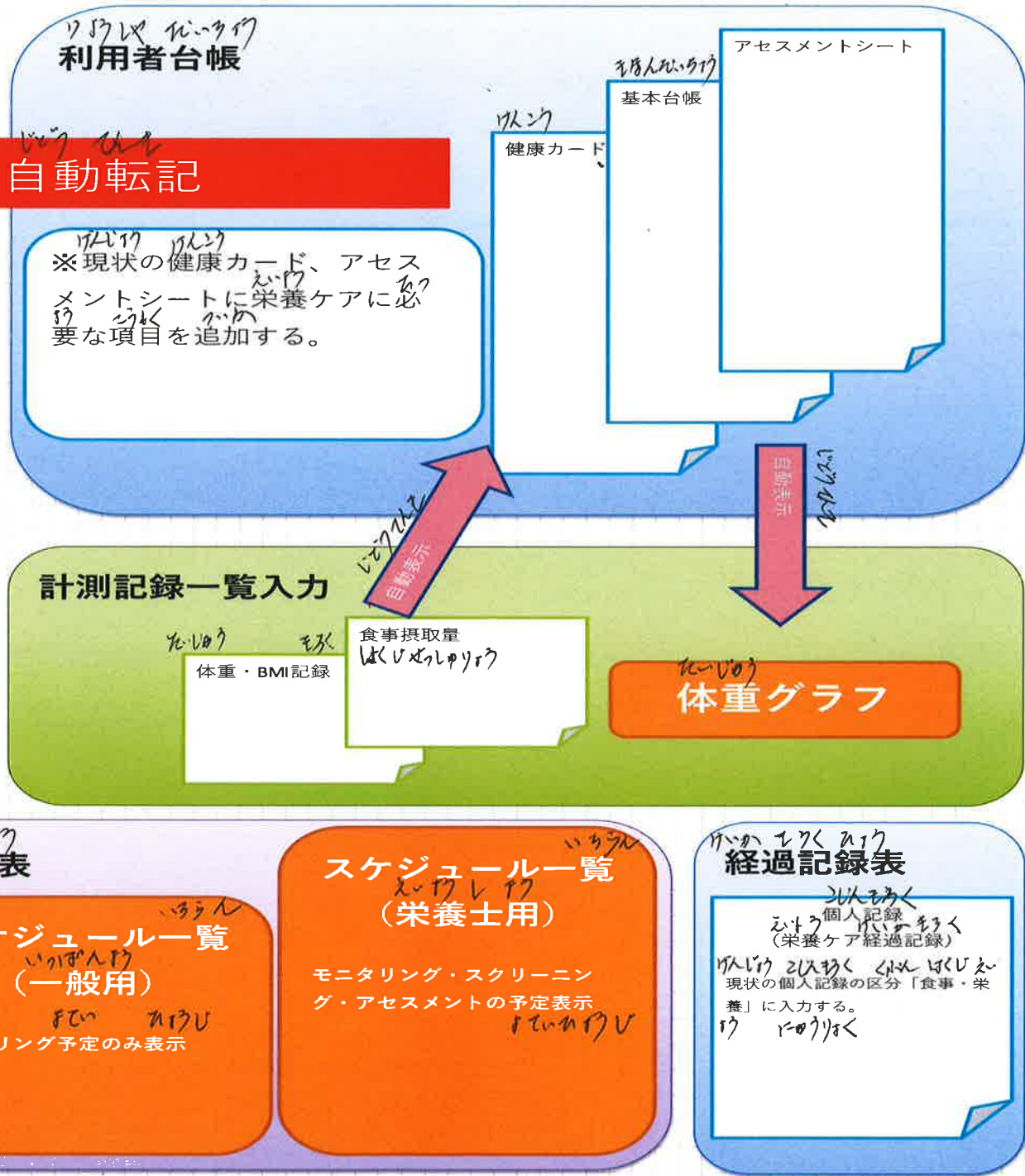
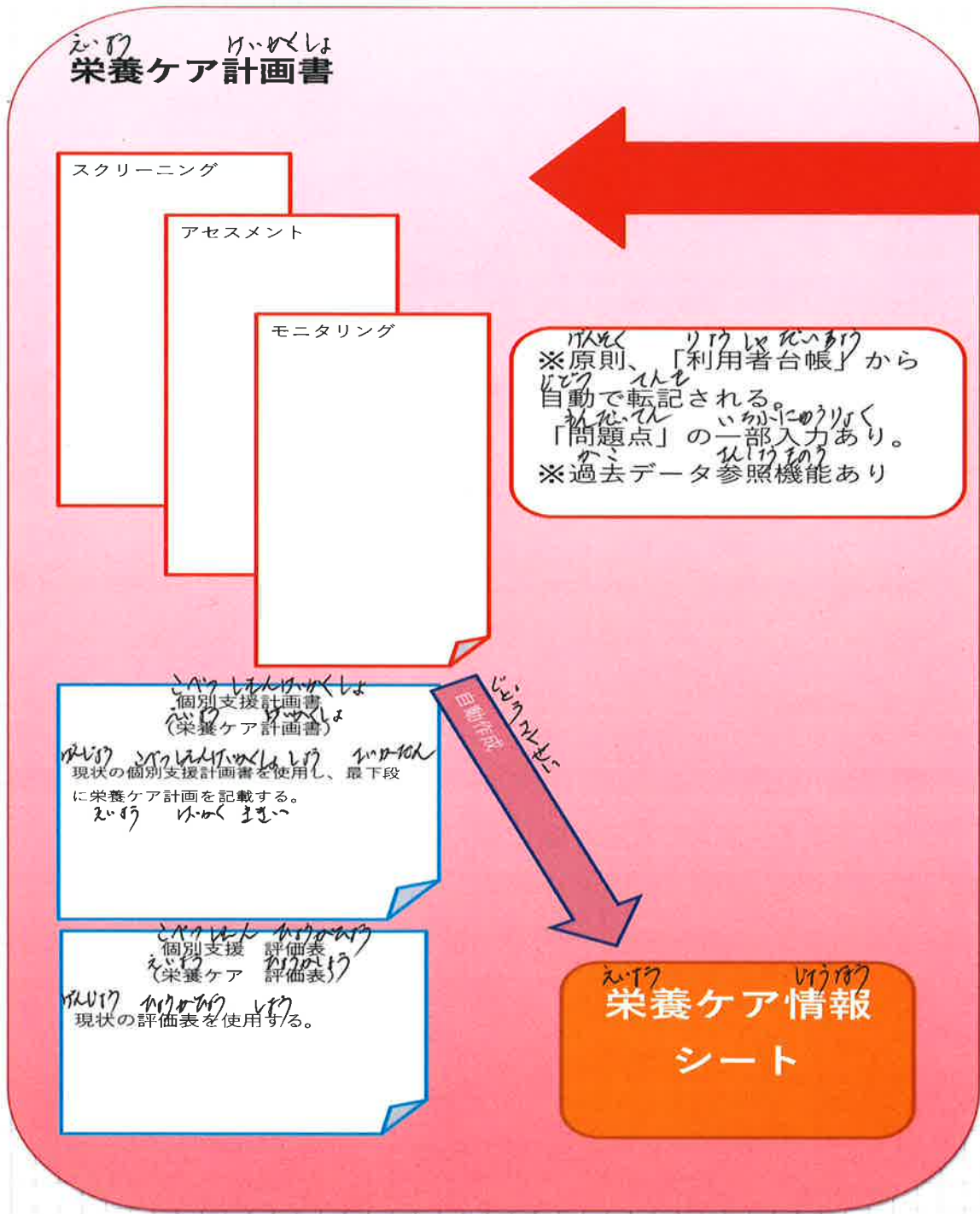
栄養ケアマネジメントとは、利用者個々に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制を指します。この栄養ケアマネジメントに取り組むため、平26年度から看護師・栄養士・支援員と連携し準備を開始し、芹が谷園舎に仮移転後の平成29年10月から本格的に取り組んでできました。現在では、利用者の食事量の調査を定期的に行うなど、利用者の食事支援に定着してきています。

今後はさらに、看護師及び管理栄養士が法人内各園それぞれの担当者と情報共有を図るなど、取組内容の充実を目指してまいります。利用者一人ひとりのニーズに応えられるような栄養ケアを個別支援計画で示し、支援に活かしてまいります。

#### ● 栄養ケアマネジメントの全体図

図6のとおり

● 栄養ケアマネジメントの全体図



## イ きめ細かい食形態への対応

現在の食事形態は、「普通食」「荒きざみ食」「きざみ食」「極きざみ食」「ペースト食」

「ソフト食」6種類になります。そのほか「塩分制限食」「アレルギー対応食」など

きめ細かい対応をしています。今後も継続して、利用者に適した食事形態の提供、

研究に取り組み、刻み等も見た目が美味しそうに盛り付ける工夫を心がけてまいります。



普通食 (タンドリーチキン)



粗刻み食



刻み食

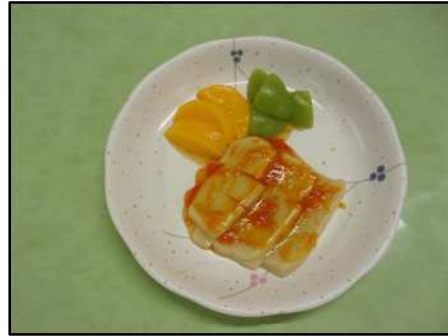


極刻み食





ペースト食<sup>しよく</sup>



ソフト食<sup>しよく</sup>

## ウ 利用者本位の食事支援<sup>りようしゃほんい しよくじしえん</sup>

利用者からのリクエストをメニューに反映させる「リクエスト食」、2種類のメニュー等から好きなメニューを選んでもらう「選択メニュー」など、利用者の嗜好を大切に食事作りに取り組んでいます。現在では、利用者自治会を通して、提案してもらったメニューも日々の食事に反映できるようにしています。

今後は、利用者自治会等に提案しながら、食事を摂る場所を柔軟に選ぶことができるようにしたり、新しいメニューの試食会、厨房内見学会の開催など、これまでにない取り組みを企画し実施していきます。



イベント食<sup>しよく</sup>（クリスマス）



イベント食<sup>しよく</sup>（正月おせち）

## エ より家庭的な食事支援の実現<sup>かていてき しよくじしえん じつげん</sup>

ユニット内に設置されているキッチンを活用し、食事に対する関心を高める取り組み

はかかって かけていき ふんいき しょくじ とって しょくよく たかめ  
を図っていきます。より家庭的な雰囲気<sup>ふんいき</sup>で食事を摂<sup>とって</sup>ってもらうことにより食欲<sup>しょくよく</sup>を高め、  
かていせいかつ ちかいかんきょう ふんいきづくり めざして ゆにとつ りようしゃ  
より家庭生活に近い環境<sup>かんきょう</sup>と雰囲気<sup>ふんいき</sup>づくりを目指<sup>めざして</sup>していきます。ユニットごとに利用者<sup>りようしゃ</sup>  
いこう そ しょうきぼ ぼいきん ぐけいしき しょくじていきよう ほっとぶれーと つかった  
の意向に沿って、小規模なバイキング形式<sup>しょうきぼ</sup>の食事提供<sup>しょくじ</sup>や、ホットプレート<sup>ほっとぶれーと</sup>を使った  
めに ゆー なべもの けいかくてき とりく きせつ かんじるめに ゆー ひび しょくじ なか  
メニュー、鍋物などに計画的に取り組み、また季節を感じるメニュー<sup>きせつ</sup>を日々の食事の中<sup>かんじる</sup>  
じつげん くふう  
で実現できるよう工夫<sup>くふう</sup>してまいります。

## オ 委託業者との連携強化・交流

げんざいたく ぎようしゃ ていきてき こうりゆうい べんと きかく りようしゃ こうりゆう  
現在委託している業者と定期的に「交流イベント」という企画で、利用者<sup>りようしゃ</sup>と交流<sup>こうりゆう</sup>  
でき<sup>き</sup>る機会<sup>かい</sup>を用意<sup>ようい</sup>しています。デザートとコーヒーを楽しむ企画<sup>たのしみ</sup>、バイキング形式<sup>きかく</sup>の  
しょくじかい けんこうしょくせいかついんかい ちゅうしん いたくぎようしゃ しょくいん かお みえる かんけい  
食事会など、健康食生活委員会が中心となり、委託業者の職員と顔が見える関係<sup>かんけい</sup>を  
きずいて  
築<sup>きず</sup>いてきました。

いたくぎようしゃ こんご れんけい はか りようしゃ たのしみ こうりゆう きかい  
委託業者と今後も連携を図りながら、利用者<sup>りようしゃ</sup>が楽しみにしてくれる交流<sup>こうりゆう</sup>の機会<sup>かい</sup>を  
ふ  
増<sup>ふ</sup>やしてまいります。

## (4) 入浴支援

かながわ きょうどうかい つくい えん していかんりもの うんえい かいし とうしょ  
かながわ共同会では、津久井やまゆり園の指定管理者の運営を開始した当初から  
まいにちにゆうよく とりく ふくすう しょくいん しえんたいせい かくほ りらつくす  
「毎日入浴」に取り組んでいます。複数の職員での支援体制を確保し、リラックスし  
じかんたい たいせつ しえん にゆうよくじ てんとう おぼれるとう  
てもら<sup>て</sup>う時間帯として大切に支援しながら、入浴時のボディチェック、転倒、溺れる等  
じ こぼうし あんぜんだいち とりく  
の事故防止など安全第一で取り組んでまいります。

ゆうがた16 じいこう にゆうよくしえん じっし ここ りようしゃ にーず たいおう  
また、夕方16時以降の入浴支援を実施することで、個々の利用者<sup>りようしゃ</sup>のニーズに対応し  
にゆうよく かんきょうづくり おこな  
ながら、ゆったりと入浴してもら<sup>て</sup>える環境作り<sup>かんきょうづくり</sup>を行<sup>おこな</sup>ってまいります。

## ア 一般の入浴

各ユニット浴室にて、原則16：00から実施します。利用者の健康状態、高齢化に

伴い、看護師の助言等により、実施時間は柔軟に対応できるようにします。

職員配置は、入浴する利用者の状況によって、2名～3名体制で支援します。

## イ 機械浴槽の入浴

利用者の健康状態に応じて、医師・看護師等に相談しながら、基本実施時間を午前

9：30～11：30、午後13：30～15：30としつつ、柔軟に対応できるよう取り組んでまいり

ます。施設入所支援の利用者のみならず、短期利用中の方、生活介護通所利用中の方

の利用も想定して、計画を立ててまいります。

## ウ 利用者への入浴時間等の情報提供

今後、入浴を原則16：00から実施すること、利用者お一人おひとりの健康状態に

より柔軟に対応していくことなどについて、利用者への情報提供を行い、利用者の

意向を尊重しながら入浴支援を進めてまいります。

## エ 利用者の意向に沿った入浴支援

利用者の意思決定支援の取組みを通して、日中活動支援は今後さらにお一人おひ

とりのニーズに合わせた取組みになっていきます。外部事業所を利用する方にとって

は、遅めの時間帯の入浴が必要になります。一方、健康面で配慮が必要な方の入浴

は、医師・看護師の助言のもと、入浴回数も含めて状況に応じて判断してまいります。



## (5) 健康管理及び受診の支援

併設される診療所と日頃から連携を図り、日々の利用者の健康観察に努め、日々看護師が各ユニットを巡回し、利用者の健康状態の把握し、支援員と情報交換を行い、体調不良などの早期発見に努めています。

年間を通して年2回の健康診断・血液検査を実施します。その他にも年1回の歯科検診・眼科検診・耳鼻科検診等を実施します。

### ア 診療所機能の整備

診療所における医師の配置については現行配置水準を維持し、併設診療所として診療水準を低下させることなく、安定した受診・検診を継続できるように取り組んでまいります。また、高齢化が進む利用者個々の健康状態の把握、医療的ケアの必要な方への対応、強度行動障がいのある利用者への各部門の連携による疾病予防、利用者・ご家族の意向に添った相談活動の充実を図ってまいります。

看護師体制については、在宅障がい者等に対する診療受け入れ体制等の強化を図るため、常勤看護師を1名増員し3名体制とします。地域生活移行された利用者に対する健康管理をしっかりと継続することで、安心して地域で生活していただけるよう取り組んでまいります。

### ●診療科及び診療頻度

内科：週3回

精神科：週1回

ひふか がつ1かい  
・皮膚科：月1回

じびか ねん1かい  
・耳鼻科：年1回

がんか ねん1かい  
・眼科：年1回

しか がつ6かい  
・歯科：月6回

## イ 感染症対策の強化

しんがたころなういるすかんせんしょう のろういるす いんふるえんざなど かんせんしょうたいさく  
新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策とし  
て、発生時の具体的な役割や対応等を規定した行動計画に基づく医療体制の整備が  
もとめられます。感染症発生未然防止、まん延防止を図るため、職員及びご家族等  
に対する感染症に関する知識の普及啓発を図ります。また、新型  
コロナウイルスワクチン接種はもとより、インフルエンザについても予防接種等に  
取り組みます。

## ウ 在宅障がい者の健康相談・診療受け入れ体制等の強化

せいかつかいごつうしりょうしやおよびぐるーぷほーむ等 じぎょうしりょうしや たいして けんこうしんだん  
生活介護通所利用者及びグループホーム等の事業所の利用者に対して、健康診断・  
予防接種の拡充を図ります。また、安心して生活を送ることができるための診療  
体制を確保するため、相談支援事業との連絡調整、地域における支援機関（病院、  
在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局、地域包括支援センター、市町村、  
保健所等）からの情報も活かしながら、在宅者支援に協力してまいります。

## (6) 日中活動支援

りょうしや いこう そんちよう ひとり あせすめんと けっか もとづいたてきせつ  
利用者の意向を尊重しながら、一人ひとりアセスメントの結果に基づいた適切かつ、

じゅうなん ぐるーぶへんせい くふう えんないがい かつどうばしょ かくほ しゃかいけいけん かくだい  
柔軟なグループ編成になるよう工夫し、園内外の活動場所を確保し、社会経験の拡大に  
かつどうけいかく た  
つながる活動計画を立ててまいります。

## ア 日中活動コーディネーターの配置

りようしゃ しせつない につちゅうかつどう さんか らいえん ちいきじゅうみん ほらんていあ こうりゆう  
利用者が施設内の日中活動の参加や来園した地域住民やボランティアとの交流だ  
りようしゃ ちいき でて みんかんじぎょうしょ さーびす りよう きぎょう ちいきだんたい  
けではなく、利用者が地域に出て、民間事業所のサービスを利用したり、企業や地域団体  
さまさま ちいきしげん れんけい とりくみ がいしょく かいもの さんぽ よか  
など様々な地域資源と連携した取り組みを行ったり、外食、買い物、散歩といった余暇  
かつどう おこなう じゅうじつ につちゅうかつどう しせつがい につちゅうかつどう えんぜんたい そくしん  
活動を行うなど、充実した日中活動ができるよう、施設外の日中活動を園全体で促進  
やくわり になう につちゅうかつどう コーディネーター はいち  
する役割を担う「日中活動コーディネーター」を配置します。

## イ グループ活動支援

へいじつひるま じかんだい ぐるーぶかつどう とおしまいち せいかつりずむ ひび  
平日昼間の時間帯は、グループ活動を通し毎日の生活リズムをつくり、日々の  
くらし まんぞくかん かつき え しえん おこなって りようしゃおひとり  
暮らしに満足感や活気を得られるような支援を行っていきます。また、利用者お一人お  
ひよりの しょう とくせい ねんれい おうじたぶるぐらむ ていきょう  
ひとりの障がい特性や年齢に応じたプログラムを提供してまいります。これまでは  
ねんれい しょうがいとくせい おうじ じょうちよめん あんてい きのういじ はかるぶるぐらむ ちゅうしん  
年齢や障害特性に応じ、情緒面の安定や機能維持を図るプログラムが中心であり、  
しせつない かんけつ かつどう おも しせつはーどめん ゆうこうかつよう  
施設内で完結する活動が主になっていましたが、これからは施設ハード面を有効活用  
ちいきいこう しゃい せいかつ めりはり につかぶるぐらむ こうちく りようしゃ  
し、「地域移行」を視野に入れた生活にメリハリのある日課プログラムを構築し、利用者  
おひとり のうりよく さいだいげん はつき すとれんぐすしてん たった  
お一人おひとりの能力を最大限に発揮できるよう、ストレングス視点に立った  
あせすめんと じゅうし しゃかいけいけんかくだい たいけん ひと いしき ぶるぐらむ  
アセスメントを重視し、社会経験拡大や体験、人とのつながりを意識したプログラムの  
ていきょう とりく  
提供に取り組んでまいります。

せんしんてき とりくみ じぎょうしょ けんがく など はいち につちゅうかつどう  
このため、先進的な取り組みをしている事業所を見学する等、配置する日中活動コ

一ディネーターを<sup>ちゅうしん</sup>中心に、<sup>がいぶ</sup>外部の<sup>こうじれい</sup>好事例を取り入れることができるよう、<sup>じゅうなん</sup>柔軟な<sup>しせい</sup>姿勢で<sup>とりく</sup>取り組みます。

グループ活動は、<sup>かつどう</sup>利用者の<sup>りょうしゃ</sup>障害<sup>しょうがい</sup>特性や<sup>ねんれい</sup>年齢などによって<sup>まいとしぐる</sup>毎年グループ<sup>へんせい</sup>編成を<sup>みなおす</sup>見直すなど、<sup>いしけつていしえん</sup>意思決定支援に基づき、<sup>もと</sup>利用者の<sup>りょうしゃ</sup>個別ニーズに<sup>こべつに</sup>柔軟に<sup>かず</sup>対応できるよう<sup>じゅうなん</sup>継続して<sup>たいおう</sup>取り組んでまいります。

## ウ グループ活動時間・内容

<sup>かつどうじかん</sup>活動時間は、<sup>ごぜん</sup>午前9:30～11:30、<sup>ごご</sup>午後13:30～15:30となります。

<sup>ひとりひとり</sup>一人一人の<sup>かつどうないよう</sup>活動内容については「<sup>かつどうけいかく</sup>活動計画」を作成し、<sup>さくせい</sup>個別支援計画に基づいた<sup>こべつしえんけいかく</sup>活動が、<sup>もとづいたかつどう</sup>計画的に<sup>はか</sup>実行され、<sup>たいせいきょうか</sup>定期的に<sup>はか</sup>評価検証がなされるよう<sup>はか</sup>体制強化を図っていきま<sup>い</sup>す。<sup>ここ</sup>個々の<sup>に</sup>ニーズに<sup>かず</sup>即した<sup>そくしたかつどうていきょう</sup>活動提供とその<sup>に</sup>ニーズを<sup>たっせい</sup>達成するために<sup>いま</sup>今すべきことは<sup>なに</sup>何かを<sup>つねにとい</sup>常に<sup>ぼくつきやすていんぐ</sup>問い、<sup>しゅほう</sup>バックカスティングの<sup>もちいじゅうじつ</sup>手法を用い<sup>せいかつきばん</sup>充実した<sup>せい</sup>生活基盤となるよう<sup>とりく</sup>取り組んでいきます。<sup>ぐたいてき</sup>具体的な<sup>とりくみ</sup>取り組みとして、<sup>きのういじゅうどう</sup>機能維持運動や<sup>りらくぜーしょん</sup>リラクゼーション<sup>かつどう</sup>活動、<sup>ていきてき</sup>定期的に<sup>りがくりょうほうし</sup>理学療法士・<sup>さぎょうりょうほうし</sup>作業療法士による<sup>こべつしえん</sup>個別支援、<sup>しゅげい</sup>手芸・<sup>そうさくかつどう</sup>創作活動、<sup>えんげいさぎょう</sup>園芸作業、<sup>じゅちゅうさぎょう</sup>受注作業などの<sup>せいさんせい</sup>生産性のある<sup>さぎょう</sup>作業を<sup>おこない</sup>行いながら、<sup>ちいきがいぶしげん</sup>地域外部資源を<sup>ゆうこうかつよう</sup>有効活用し、<sup>りょうしゃ</sup>利用者の<sup>かつやく</sup>活躍できる<sup>きかい</sup>機会、<sup>ば</sup>場の<sup>かくだい</sup>拡大を図っていきます。<sup>じへいしょう</sup>自閉症や<sup>こうどうしょう</sup>行動障がいへの<sup>かつどうていきょう</sup>活動提供<sup>かんして</sup>に関しては、<sup>きょうどうこうどうしょう</sup>強度行動障がい<sup>しえんたんとうしょくいん</sup>支援担当職員を<sup>はいち</sup>配置し又、<sup>また</sup>外部<sup>がいぶ</sup>コンサルテーションも<sup>せつきよくてき</sup>積極的に<sup>どうにゆう</sup>導入し、<sup>たかくてきしてん</sup>多角的視点を<sup>とりいれながら</sup>取り入れながら<sup>せんもんせい</sup>専門性を持って<sup>もって</sup>対応して<sup>たいおう</sup>いきます。

1<sup>ねん</sup>年を通じて<sup>つうじてきせつ</sup>季節を感じられる<sup>かんじられる</sup>取り組みも<sup>とりくみ</sup>大切に<sup>たいせつ</sup>し、<sup>ちいき</sup>地域との<sup>かかわり</sup>関りや<sup>こうりゆう</sup>交流も<sup>せつきよくてき</sup>積極的に<sup>おこな</sup>行っています。

## エ 日中活動における「チャレンジ活動」の取り組み

チャレンジ活動は、津久井やまゆり園の利用者が、ご本人の望む生活や地域生活移行を進めるとともに、当事者目線による障がい福祉の実現に向けた意思決定支援の継続性を図るため、グループホームでの生活や通所事業所等での作業活動を経験し、地域の人々との交流を重ねることを目的としております。

かながわ共同会が運営するグループホームを活用し、地域生活での空間的体験をした上で、ご本人が望む活動（食事・買い物・ご家族との面会・通所事業所見学体験・温泉入浴等）や、ボランティアとの交流を含めた地域交流や地元自治会活動への参加、他法人のグループホーム、他法人の通所事業所等の見学・体験を計画的に行います。また、相模原市社会福祉協議会の活動である、「ちょこっとボランティア相模湖」活動や「みんないいひと体験講座」へ参加し、社会参加と地域に対する貢献活動につなげます。

この活動は、津久井やまゆり園の支援員が中心となって実施しますが、指定特定相談支援事業所の相談員やサービス管理責任者と連携を図りながら取り組んでまいります。また、津久井やまゆり園日中活動の一環として取り組むため、施設内の日中活動への参加や来園した地域住民ボランティアとの交流だけではなく、利用者が地域に出て、民間事業所のサービスを利用したり、企業や地域団体との様々な地域資源と連携した取組を行ったり、外食、買い物、散歩といった余暇活動を行うなど、日中活動の充実を図ってまいります。

● <sup>きょうりょくじぎょうしよ</sup>協力事業所・<sup>だんたい</sup>団体

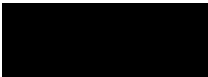

- ・ <sup>ほうじんうんえいじぎょうしよ</sup>法人運営事業所 <sup>す あらしちく にちちゅうかつどうしえん</sup>寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン」( <sup>せいかつかいご</sup>生活介護)
- ・ <sup>ほうじんうんえいじぎょうしよ</sup>法人運営事業所 <sup>ね ご やちく にちちゅうかつどうしえん</sup>根小屋地区日中活動支援センター「そよかぜ」( <sup>せいかつかいご</sup>生活介護)
- ・ <sup>ほうじんうんえいじぎょうしよ</sup>法人運営事業所 <sup>す あらしちく にちちゅうかつどうしえん</sup>寸沢嵐地区日中活動支援センター「ライフ」( <sup>していとくていそうだん</sup>指定特定相談)
- ・ <sup>ほうじんうんえいじぎょうしよ</sup>法人運営事業所 <sup>しよ</sup>つくいホーム (グループホーム5ヶ所)
- ・ <sup>さがみほらししやかいふくしきょうぎかい</sup>相模原市社会福祉協議会 <sup>さがみこ</sup>相模湖地域事務所「ちょこっとボランティア相模湖」
- ・ <sup>さがみほらししやかいふくしきょうぎかい</sup>相模原市社会福祉協議会 <sup>たいけんこうぎ</sup>「みんないいひと体験講座」
- ・ <sup>やなぎば</sup>柳馬場自治会

オ <sup>れくりえーしょんかつどう</sup>レクリエーション活動

<sup>つくい</sup>津久井やまゆり園では日々の<sup>えん ひび ぐるーぶかつどう</sup>グループ活動と並行して、<sup>へいこう</sup>様々な<sup>さがみま</sup>レクリエーション活動に<sup>かつどう</sup>取り組んで<sup>とりく</sup>できました。利用者の<sup>りようしや</sup>希望に<sup>きぼう</sup>応じて、<sup>おうじて</sup>外部講師と<sup>がいぶこうし</sup>連絡調整を<sup>れんらくちようせい</sup>図り年間<sup>はかりねんかん</sup>予定・月間<sup>よてい</sup>予定を作成し<sup>げつかんよてい</sup>取り組んで<sup>さくせい</sup>まいります。また、<sup>とりく</sup>今後も<sup>こんご</sup>継続して、<sup>けいぞく</sup>従来の<sup>じゅうらい</sup>作業<sup>さぎょう</sup>活動中心の<sup>かつどうちゅうしん</sup>日中活動から、<sup>にちちゅうかつどう</sup>個々の<sup>ここ</sup>ニーズに<sup>にーず</sup>合った<sup>あつた</sup>過ごし方を<sup>たすごしかた</sup>模索して<sup>もさく</sup>幅広い<sup>はばひろ</sup>プログラムを展開<sup>ぷろぐらむ</sup>して<sup>てんかい</sup>まいります。

● <sup>おも</sup>主な活動<sup>かつどう</sup>プログラム

プログラム	講師	内容
とうげい 陶芸		げんそく つき1かい 原則 月1回
レクリエーション		とうげいさくひんづくり さくひんてん しゅってん 陶芸作品作り、作品展への出展。

<p>おんがく 音楽</p> <p>レクリエーション</p>	<p>がくりょうほうし 音楽療法士</p> 	<p>げんそく つき1かい 原則 月1回</p> <p>がっき 楽器をさわる、うた うたうなどたの 歌を歌う等楽しみながら、えんそう 演奏する</p> <p>たいけん 体験。</p>
<p>びじゅつ 美術レクリエーシ ョン</p>	<p>えん しんり たんとく 園 の 心理 担当</p> <p>しょくいん 職員</p>	<p>げんそく つき1かい 原則 月1回</p> <p>かいが かつどう さくひんづくり ぎょうじ てんじはっぴょう 絵画の活動。作品作り。行事で展示発表。</p>
<p>カラオケ レクリエーション</p>	<p>ボランティアグル ープ</p> 	<p>げんそく かくげつ1かい 原則 隔月1回</p> <p>ぼらんていあ からおけ こうりゅう ボランティアとカラオケで交流。</p>



とうげい  
陶芸レクリエーション



おんがく  
音楽レクリエーション



びじゅつ  
美術レクリエーション



カラオケレクリエーション

カ ちいき こうりゅう ひろげるかつどう  
地域との交流を広げる活動

ねんかんけいかく もとづいたていきてき こうりゆう けいかくてき とりくんで  
年間計画に基づいた定期的な交流がなされるよう計画的に取り組んでまいります。

つくい えん だいぎょうじ ふくしけいほつかつどう いっかん しょうがくせい ちゅうがくせい たいしょう  
津久井やまゆり園の三大行事や、福祉啓発活動の一環とした小学生・中学生を対象

とした「福祉体験」等、地域拠点施設の役割としての発信も積極的に行っていきま

す。近隣の小学生と利用者の合同での清掃活動などを通じた交流の機会を設けるこ

とで施設のこと、利用者を知っていただく機会を多く作り、開かれた施設作り

に努めてまいります。また、これまで携わってきたボランティアの方と連携を

はかりながら、地域ニーズの把握に努めプログラムの充実を図ってまいります。

## (7) 生産活動支援

じゅちゅうさぎょう どうにゆうおよびしゅこうげいなどそうさくかつどう せいひん はんばい りょうしゃ とくせい  
受注作業の導入及び手工芸等創作活動での製品を販売するなど、利用者の特性に

あわせて、また、意向を尊重しながら、やりがいを感じることができる生産活動計画

を立ててまいります。

### ア 相模湖地区社会福祉協議会「ちょこっとボランティア相模湖」活動への参加

さがみこちくしゃかいふくしきょうぎかい ちいきじゅうみん たいする こまり そうだん  
相模湖地区社会福祉協議会では、地域住民に対する、ちょっとした困りごと相談や、

ちょっとした住民相互の助けあい支えあいの「ちょこっとボランティア相模湖」活動

に取り組んでいます。この活動の具体的な内容としては、ゴミ出し、話し相手、電球

交換、お買い物などの作業があります。

つくい えん かつどう しょくいん えん りょうしゃ いっしょ さんか  
津久井やまゆり園では、この活動に職員と園の利用者が一緒に参加することで、

利用者の社会参加と地域住民に対する貢献につながると考え、令和4年1月に

さがみこちくしゃかいふくしきょうぎかい きょうぎ つくい えん ぼらんていあとうろく  
相模湖地区社会福祉協議会と協議し、津久井やまゆり園としてボランティア登録をお



こないました。また、令和4年度より、相模湖地区社協広報誌の配布ボランティアを津久井やまゆり園で担当させていただくなど、相模湖地区社会福祉協議会の活動への参加を充実させてまいります。

## イ 手工芸等活動作品の販売

作品展に展示することを目的として作品作りを行っていますが、販売会などの機会を得ながら、積極的に販売活動に取り組みます。このため、先進的な取り組みをしている事業所を見学するなど、配置する日中活動コーディネーターを中心に、外部の好事例を取り入れることができるよう、柔軟な姿勢で取り組みます。

## ウ 受注作業

これまで津久井やまゆり園の日中活動の中で、受注作業に取り組んでまいりました。今後、意思決定支援の取組みを通して、利用者お一人おひとりのニーズにあった活動の提供の一つとして、受注作業を再び取り入れてまいります。このため、先進的な取り組みをしている事業所を見学するなど、配置する日中活動コーディネーターを中心に、外部の好事例を取り入れることができるよう、柔軟な姿勢で取り組みます。

## (8) 余暇活動支援

利用者の意向を尊重し、地域との交流の場を活かしながら、季節感や生活感が感じられるよう、余暇活動計画を立ててまいります。

## ア 個別支援の余暇

各ユニットごとに、利用者の希望に沿った個別の外出・旅行などを継続して計画し

実施しています。感染予防対策を立てながら、利用者お一人おひとりの障害特性に

合わせて、目的地・交通手段なども考慮してきめ細かく計画を立てて実施しています。

利用者の意向及びユニットによっては、ご家族との合同のバス旅行等、ご家族が毎年

楽しみにしている企画について、今後も継続してまいります。

利用者自治会の取組み、日常の活動の中で季節を感じる小規模なイベントなど

今後も利用者の意向を尊重した余暇活動に取り組みます。

## イ 行事

これまで津久井やまゆり園では「笑顔がキラリ☆いい日交流会」「納涼祭・夕涼み

会」「まつりだ!!やまゆり」の三大大行事を開催してきました。今後は、近隣自治会と連携

を図りながら季節を感じるイベントを企画するなど、利用者の意向を尊重しながら、

これからの福祉ニーズにあった行事を計画してまいります。また、「敬老の祝い」

「新年会」など、利用者お一人おひとりをお祝いする行事は、今後も継続して企画開催

してまいります。

## 7 施設で実施した当事者目線の支援の取組について広報・PR活動

### (1) 利用者と地域との交流の機会を通じた広報活動

津久井やまゆり園の「地域交流ゾーン」や「体育館」を活用し、地域との交流を目的

とした企画立案、地域の社会福祉協議会と連携しコミュニティ作りなど、福祉ニーズに

対応していくための取り組みを進めてまいります。また、主に小学生を対象に、福祉

に関する体験(車椅子の体験、介護食の試食等)ができるイベントを計画し実施します。

近隣の中学生と利用者の合同での清掃活動などを通じた交流の機会を設けることで、

施設のこと、利用者のことを知っていただく機会を多く作り、開かれた施設作りに努めてまいります。

これまで津久井やまゆり園で開催していた「コンサート」は、利用者と近隣事業所、近隣住民の方が楽しんで参加してくれる催し物で、年間を通して計画的に開催しました。今後も継続して「コンサート」を開催し、近隣事業所及び近隣住民の方々の交流の機会として充実してまいります。

## (2) 機関誌、ホームページ及びFacebookを活用したPR活動

効果的・効率的な広報活動として、津久井やまゆり園の機関紙「こだま」を発行し、広報活動が十分行われるように取り組んでまいります。また、法人のホームページ、津久井やまゆり園のホームページ、園のFacebookを活用して、津久井やまゆり園の活動内容等を情報発信し、PR活動に取り組んでまいります。

今後、相模原市障害福祉事業所協会や相談支援事業所の会合等に参加した際には、津久井やまゆり園の説明等を行い、県立障害者支援施設としての役割と県立施設における「当事者目線の障がい福祉」の実践について、積極的な情報発信とPR活動に努めてまいります。

## 8 手話言語条例への対応

### (1) 手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例第7条にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、または雇用するときは、手話の使用について配慮するよう努めてまいります。聴覚障がいのある利用者等に対して、神奈川県手話言語条例第7条に従い、各種サービスの

ていきよう こようとう しせつうんえい ひつよう ばあい ちいき きようりょくしゃとう せつきよくてき かつよう しゅわしよう  
提供や雇用等、施設運営に必要な場合、地域の協力者等を積極的に活用し、手話使用

つと  
に努めてまいります。

## (2) 人権フォーラム等における手話通訳士の参画

ほうじん しゅさい じんけん ふ おーら むとう かいさい さい さんかしゃ しゅわ ひつよう かつ  
法人が主催する人権フォーラム等を開催する際には、参加者に手話が必要な方がいら  
っしゃる場合は、手話通訳士を派遣していただきました。弾き続き、地域啓発にお  
ける研修等を開催する場合は、ろう者の方も安心してご参加いただけるように配慮し  
てまいります。

## (3) 筆談用の準備

うけつけまどぐち しゅわ きほんたいおうひょう もじばん せっち ひつだんよう ほわいと ぼーど ペン  
受付窓口到手話による基本対応表や文字盤の設置、筆談用のホワイトボードとペンを  
ようい たいおうしょくいん しゅうち はか  
用意し、対応職員へ周知を図ってまいります。

## 9 当法人が運営する外部事業所（地域支援部）との連携

### ア 共同生活援助事業所との連携

かながわ きようどうかい つくい えん していかんりもの うんえい どうしょ  
かながわ共同会は、津久井やまゆり園を指定管理者として運営するにあたり、当初  
りようしゃ ちいきせいかついこう せつきよくてき と く へいせい21ねん8がつ ちぎらちく  
から利用者の地域生活移行に積極的に取り組むため、平成21年8月に千木良地区に  
だい1 だい2 ほーむ へいせい24ねん4がつ ねごやちく  
第1・第2ホーム「ほほえみ・えがお」、平成24年4月に根小屋地区に第3ホーム「ね  
ごっち」、平成24年10月に寸沢嵐地区に第4ホーム「ウイングハイツ」、令和2年4月  
おおい ちく だい5  
に太井地区に第5ホーム「つくいこホーム」を開設しました。

うんえい せんじゅう ぐるーぷ ほーむ たんとうしゃ はいち  
運営にあたっては、専従のグループホーム担当者を配置していますが、かながわ  
きようどうかい ほうじんない たんとうしょくいん ていきてき じょうほうきょうゆうおよびひつよう  
共同会では、法人内のグループホーム担当職員による定期的な情報共有及び必要  
じょうほうはっしん ば ほうじん ぐるーぷ ほーむ たんとうしゃ かいぎ かいさい たんとう  
な情報発信の場として、法人グループホーム担当者会議を開催しています。担当

職員から他の法人職員に必要な情報発信を行い、法人職員全体が地域生活移行を意識できる機会を作り、利用者の地域生活移行に向けた職員育成に取り組んでいます。

これまで意思決定支援の取組みを通して、津久井やまゆり園利用者はグループホームの見学・体験を行ってまいりました。今後においても、グループホームの見学・体験の機会を設けるなど、グループホーム担当職員と連携を図ることで、津久井やまゆり園の利用者の日中活動を地域へ広げるための支援体制を強化してまいります。

●法人が運営するグループホーム

園	共同生活援助	定員(名)
はだの 秦野・希望	今泉地区生活ホーム(6ヶ所)	34
	平塚・大根地区生活ホーム(8ヶ所)	45
あつぎ 厚木	ゆめホーム(6ヶ所)	30
あいな 愛名	あいなホーム(4ヶ所)	25
つくい 津久井	つくいホーム(5ヶ所)	32

イ 生活介護事業所との連携

かながわ共同会は、これまで旧津久井郡地域を中心とした在宅障がい者の支援に積極的に取り組んでまいりました。平成22年7月に寸沢嵐地区生活介護事業所「ファンファン」(定員20名)を設置し、平成24年4月に根小屋地区日中活動支援

センター「そよかぜ」(定員20名)を設置しております。事件以前には津久井やまゆり園利用者がこの2ヶ所の生活介護事業所を通所利用していました。

津久井やまゆり園では、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、生活介護事業所を運営する津久井やまゆり園地域支援部と連携を図りながら、利用者の外部事業所の通所利用や送迎等について柔軟に対応できる体制を整備することで、利用者に負担とならない通所利用への移行に取り組んでまいります。

#### ● 協力事業所・団体

・法人運営事業所 寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン」(生活介護)

・法人運営事業所 根小屋地区日中活動支援センター「そよかぜ」(生活介護)

#### ウ 相談支援事業所「ライフ」(計画相談支援)との連携

かながわ共同会は、平成25年4月に寸沢嵐地区日中活動支援センター「ライフ」を開所しました。ライフは指定特定相談支援事業者の指定を受け、在宅者からの相談に対応し、各相談支援事業所・近隣事業所とも連携を図り、利用者お一人おひとりにあった福祉サービスにつなげられるよう努めております。

ライフの相談支援専門員は、これまで津久井やまゆり園利用者意思決定支援意思決定支援チームの責任者を担っており、丁寧かつ適切な手続で意思決定支援に取り組んできました。ライフの相談支援専門員と連携を図りながら、利用者の意思を反映した個別支援計画を策定してまいります。

また、現在も相模原市内を中心に在宅の方の相談に対応し、継続して取り組んで

ています。これまで津久井やまゆり園で培った経験・実績を基に、更なる相談支援の体制を強化してまいります。

● 協力事業所・団体

・法人運営事業所 寸沢嵐地区日中活動支援センター「ライブ」（指定特定相談）

## エ 津久井やまゆり園後援会との連携

津久井やまゆり園では、平成17年12月18日に「津久井やまゆり園後援会」を設立しております。津久井やまゆり園後援会は、津久井やまゆり園利用者及び在宅の障害者が心豊かな生活を営むことができるよう、津久井やまゆり園が行う自立と社会参加及び地域福祉推進の各種事業に賛同し、支援することを目的としています。

これまで津久井やまゆり園後援会からは、園内の備品購入補助やグループホームの開設時における備品購入補助、利用者の地域活動に対する助成等を受けてまいりました。今後も津久井やまゆり園利用者が地域での活動を経験しながら、グループホーム等への地域生活移行を進めるため、津久井やまゆり園後援会と連携を図りながら取り組んでまいります。

## 10 利用料金の設定、減免の考え方

利用料金の適切な徴収については、神奈川県立の障がい者支援施設に関する条例に定められる額を関係法令の規定に基づき利用料金として適切に徴収させていただきます。また、関係法令以外に利用料金等が設定されることがある場合は、生活保護受給等に該当する方への減免を適宜検討いたします。

## IV 事故防止等安全管理

### (V) 日常時の安全管理

#### 1 利用者の安全確保と事故防止のための仕組み

##### (1) 「ひやりはっと報告」を軸としたリスクマネジメント

かながわ共同会は、日常支援における利用者の安全確保と事故防止のための仕組みを構築するため、「ひやりはっと報告」を軸としたリスクマネジメントに取り組んできました。これまで、法人各園の支援部長が参加する「総合支援部長会議」において、各園の事故状況等について情報の共有化を図るとともに、身体拘束の状況確認、削減するための取組について検討を進めており、津久井やまゆり園で生活する利用者に対して安全で質の高い福祉サービスを提供することに取り組んでおります。

また、「ひやりはっと報告」の定着化や有効活用のため、法人内ネットワークシステム「レインボーネット」を導入し、データの取り方や集約方法、分析方法の標準化等に取り組むことで、利用者支援・施設設備面における事故防止、事故防止対策の確立、事故発生時の対応及び利用者の人権尊重の立場に立ったサービスの質の向上に向けたシステムの構築を図っております。

##### (2) リスクマネジメント委員会の設置

社会福祉法第3条に規定されている「良質かつ適切なサービス」を提供するため、津久井やまゆり園では「リスクマネジメント委員会」を設置し、利用者支援、施設設備面における事故防止対策の確立、事故発生時の対応及び利用者の人権尊重の立場に立った



サービスの質の向上に向けたシステムの構築に取り組んでおります。委員会では、事故等の再発防止に向けてP D C Aサイクルを意識したチェック表を用いることで、「ひやりはっと報告」及び「事故報告書」における支援の問題や課題を確認・評価・改善し、園で生活する利用者に対して安全で質の高い支援サービスを提供してまいります。また、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という視点(クオリティーインプルーブメント)で取り組むとともに、リスクマネジメント合い言葉(目標)を毎月選定し、園内へ周知を図っており継続して参ります。

### (3) リスクマネジメント研修会及び勉強会を開催

各セクションにおける日常的リスクの把握と対応策を提案し、「ひやりはっと報告」及び「事故報告書」における支援の問題や課題を共有するための、リスクマネジメント研修会及び勉強会を実施することで、良質な福祉サービス提供を目指してまいります。

### (4) 定期的な設備等含めた施設環境の安全点検を実施

安全で快適な生活環境を提供するために、定期的な設備等含めた施設環境の安全点検を実施し、必要に応じて設備等の改善及び毎月の日用品等保管管理状況のチェックを実施してまいります。

## 2 日常的なリスクマネジメントの実践

### (1) 利用者の健康管理・併設診療所との連携

利用者の健康管理を徹底するためには、様々な角度から利用者を見守る体制が必要です。日常支援において、支援員や看護師は日頃から利用者の様子に気を配り、心身の健康

じょうたい つねにかんさつ じょうほう しよくいんかん きょうゆう けんこう あんぜん かくほ  
状態を常に観察しながら、その情報を職員間で共有することで、健康や安全の確保に  
やくだてます えん へいせつ しんりょうじょ れんけい りようしゃ ていきけんこうしんだん じっし  
役立てます。また、園に併設される診療所と連携し、利用者の定期健康診断の実施や、  
りようしゃ しょうがいとくせい こうれいか ともなうしんたいきのう へんか はいりよ けんこうじょうたい はあく  
利用者の障害特性や高齢化に伴う身体機能の変化に配慮するなど、健康状態の把握と  
しつべいよぼう けんさ つとめる せいかつしゅうかんびょう そうきはつけん ちりょう しや けんこうかんり  
疾病予防の検査に努めることで、生活習慣病の早期発見・治療を視野に入れた健康管理  
とりく  
に取り組んでまいります。

## (2) 夜間・緊急時の対応

やかん きんきゅうじ たいおう  
夜間において緊急時の対応が一番心配されます。障がい者が生活する施設では利用者  
たいちょう きゅうへん めずら りようしゃ ようだいきんきゅうじ やかん  
の体調が急変することも珍しいことではありません。利用者の容態緊急時には「夜間  
きんきゅうじいりょうたいおうひょう そってかんごし おんこーる きゅうきゅうはんそう はんだん ぼあい  
緊急時医療対応表」に沿って看護師へのオンコールや救急搬送の判断、場合によって  
しんぞう まっさーじ そせいしよち ひつよう やきんしゃ きんきゅうじたい そうぐう  
は心臓マッサージなどの蘇生処置が必要となります。夜勤者は緊急事態に遭遇したとき  
てきせつ おうきゅうてあて ひごる おうきゅうてあて まなび み  
に適切な応急手当ができるよう、日頃から応急手当を学び、身につけておくとともに、  
かんごし かんぶしよくいん ごかぞく たいしてじんぞく じょうほうでんたつ おこな いりょうきかん れんけい  
看護師、幹部職員、ご家族に対して迅速な情報伝達を行い、医療機関と連携しながら  
いちがん たいおう  
一丸となって対応してまいります。

## (3) ポータブル無線機の導入

にっちゅう やかん きんきゅうじ じんぞく えんない しゅうち おうえんたいせい こうちく ひつよう  
日中・夜間において、緊急時には迅速に園内へ周知し、応援体制を構築する必要があ  
ります。津久井やまゆり園では、ポータブル無線機を9台導入しており、居住棟の  
かくゆにとつ 6だい かんごか ちいきさーびすか にっちゅうしえんか 1だい はいち  
各ユニットに6台、看護課、地域サービス課、日中支援課へそれぞれ1台を配置してお  
ります。また、園内に無線機の電波環境を向上させるための中継器を設置しております。



ポータブル無線機 むせんき

#### (4) AEDの適正配置 できせいはいち

AEDは、自動的に心電図の測定・解析を行ない、心臓がけいれんし血液を送り出すポンプ機能を失った心停止状態の傷病者に対して、電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。心停止は事前の徴候や症状なく突然発生するケースも多く、いどこで発生するか分からないため、万一の事態に効果的かつ効率的に対応できるよう、津久井やまゆり園では、管理棟1階日中支援課（活動室）及び居住棟1と居住棟2のそれぞれにAEDを計3台設置しています。応急手当普及員の資格を取得している職員がおり、職員間で救命講習会を行っており継続します。

#### (5) 地域医療機関との連携 ちいきりょうきかん れんけい

利用者の障がい特性や高齢化による身体機能の変化に伴い、園においては、急変時の対応、病状が不安定な状態での支援など、様々な健康不安を抱える利用者への対応に備えておく必要があります。日頃から地域にある協力医療機関と連携を図ることで、利用者の様態急変時等においても、入院及び治療等に対応してまいります。

## (6) 情報の共有化

園での支援サービスにおいては、支援員の勤務時間帯に違いがあることや複数の職種が連携して業務を行うため、リスク管理のためには、支援員間で利用者の健康に関する情報や利用者ご家族からの要望、そのほか業務に関係する様々な情報を適切に共有しながら業務を遂行する必要があります。

法人内ネットワークシステム「レインボーネット」を通じて、様々な情報やお知らせの発信及び受信、職員同士のメッセージ等のやり取り等で、随時、園内における情報の共有化を図るとともに、毎朝の連絡会において、幹部職員が出席し、課題等が発生したときは、その場で迅速に対策等の検討に取り組んでまいります。

### ●法人内ネットワークシステム「レインボーネット」とは

法人内におけるプライベートネットワーク（イントラネット）で、利用者台帳、職員台帳、個人記録、事故報告・ひやりはつと報告、職員間のメール等、法人内の複数のデータを集約して統合、一元管理する専用システムです。専門の開発会社が開発・管理を委託し、法人内の情報をその中で扱うために必要な防護等の措置を講じています。

## (7) 利用者預り金の管理

原則として利用者預り金を預からず、利用者の日常生活に必要な費用については、施設会計から立替精算を行うことで、利用者の現金の紛失事故等の発生を未然に防いでおります。尚、法人として、やむを得ず利用者個々のご家庭の都合により利用者預り金を管理する場合は、利用者預り金等管理規程に基づき適切な管理に努めております。

## (8) 安全運転管理者の選任と交通安全の徹底

津久井やまゆり園では、道路交通法に基づき安全運転管理者を選任し、職員（しよくいん）の安全運転の徹底を図っております。安全運転管理者は、毎月（まいつき）の安全運転目標（あんぜんうんてんもくひょう）の設定及び周知、警察発表（けいさつはつひょう）や新聞記事等から県内の交通事故状況（けんない こうつうじこじょうきょう）を職員（しよくいん）に注意喚起をすることをはじめとした、通勤及び園内の運転業務に従事する職員（しよくいん）に対する交通安全教育や、自動車（じどうしゃ）の安全な運行に必要な業務を行っております。また、常に運転業務のリスク管理（つねにうんてんぎょうむ りすくかんり）を行い、事故を予防し、運転中の安全行動を徹底する必要があることから、自動車保険（じどうしゃほけん）会社へ講師の派遣を依頼し、園内で安全運転講習会を定期的に開催しております。令和4年4月からは公用車運転前のアルコールチェックを実施します。

## (9) 衛生委員会の設置

津久井やまゆり園では、労働安全衛生法に基づき衛生委員会を設置しております。衛生委員会では、職員（しよくいん）の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策を調査審議し、労働災害の原因の究明や再発防止対策に取り組むことで、職員（しよくいん）が「働きやすい」と感じる職場環境づくりに努めております。

## 3 ウイルス等感染症拡大防止の取組

### (1) 感染予防対策

国及び神奈川県からの通知に基づき、最新の情報を確認するとともに、改めて、基本的な感染防止対策と新しい生活様式の実践について、職員（しよくいん）、利用者及び来園者等に周知徹底を図ることで、園内における感染防止対策を講じてまいります。また、万一園の利用者及び

職員等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等に備え、日頃から人材確保や

感染者発生時の対応、ユニット内のゾーニング等に係る留意事項について整理するととも

に、防護服等の感染対策用品を備えてまいります。



N95 マスク



感染防止セット

## (2) 「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」発出中における日中活動

津久井やまゆり園では、「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」が発出さ

れた場合には、日中活動を「感染防止活動」に切り替えて実施しております。「感染防止

活動」とは、平時に使用している活動室とは別に体育館を一時的に活動室として使用す

ることで、3箇所となる活動場所を生活課単位の利用者さんそれぞれが分かれて活動を

行い、生活課を超えた利用者同士の接触を少なくするよう配慮した日中活動としてお

ります。当然ながら「感染防止活動」においても、利用者お一人おひとりのご要望に

合わせた日中活動が行えるよう最大限配慮しながら取り組んでおります。

## (3) 情報の共有化

毎月二回、各園の園長級職員が参加して開催する「法人運営会議」において、各園

の感染防止対策、関係者のPCR検査状況、地域や関連施設における感染状況等、新型

ころなういるすかんれんじょうほう しゅうち おこない ほうじんぜんたい じょうほう きょうゆうか ほか  
コロナウイルス関連の情報について周知を行い、法人全体で情報の共有化を図って  
います。今後も情報の共有化を継続することで、園における感染防止対策に努めてまい  
ります。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症に係る感染施設へ派遣する応援職員の登録

れいわ2ねん5がつ12ひづけちふくだい1118ごうちいきふくしかちようめいづうち しながたころなういるす  
令和2年5月12日付け地福第1118号地域福祉課長名通知「新型コロナウイルスに  
かかるしゃかいふくししせつとう はげんしよくいん きょうりよく もとづきしよくいん とうろく  
係る社会福祉施設等への派遣職員の協力について」に基づき職員を登録しています。  
じっさい たほうじん うんえい にゆうしよしせつ くらすたー はっせい さい つくい  
実際に、他法人が運営する入所施設においてクラスターが発生した際には、津久井や  
まゆり園職員を応援職員として派遣した実績があります。

#### (5) 感染症対策研修への参加

かんせんしよたいさくけんしゅう さんか  
感染症対策研修へ、法人各園から職員を参加させ、感染対策の基礎知識、手指  
えいせい ますくとうちやくよう ほうほう しせつしゅべつ りゆういてんなど かんせんしよたいさく かかるひつよう ちしき  
衛生・マスク等着用の方法、施設種別ごとの留意点等の感染症対策に係る必要な知識  
すきる しゅうとく さんか しよくいん ちゅうしん まんいち じたい そなえてえんない  
やスキルを習得しております。参加した職員を中心に、万一の事態に備えて園内に  
おける感染防止対策を講じてまいります。

#### (6) 法人が運営する施設等で新型コロナ感染者が発生した場合の備え

ほうじん うんえい しせつとう しながたころなかんせんしゃ はっせい ばあい そなえ  
法人が運営する施設又はグループホーム等の利用者が新型コロナウイルスに感染し  
ばあい そなえ ほうじんしよくいん たいしてとうがிரりようしゃとう しえん じゅうじ かひ ちょうさ  
た場合に備え、法人職員に対して当該利用者等の支援に従事の可否について調査を  
じっし あわせて しよくいん じっさい じゅうじ ばあい そなえ じゅうじ しよくいん たいして かんせんしゃ  
実施し、併せて、職員が実際に従事した場合に備え、従事した職員に対して「感染者  
たいおうじゅうじてあて しきゅう れいわ2ねん8がつ ほうじん きゅうよきてい かいせい  
対応従事手当」を支給するため、令和2年8月に法人の給与規程を改正しました。

#### (7) オンラインの有効活用

しながたころなういるす かんせん かくだい なか ほうじんない かいぎ けんしゅう えんない かいぎ  
新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、法人内の会議や研修、園内の会議や

日常生活の中で、職員の移動や会議出席等による職員間の感染リスクを軽減するため、オンラインを活用した取り組みをしています。オンライン会議、オンライン研修や集合研修に代わる動画視聴研修、昨年度から導入しているeラーニング研修等を継続してまいります。

**(8) 職員が陽性者・濃厚接触者となった場合の適切・迅速な対応**

特にオミクロン株による第6波については、職員が陽性者・濃厚接触者となるケースが続いております。コロナウイルスを園内へ絶対に持ち込ませないため、職員が陽性者・濃厚接触者と判明した場合には、診療所医師と連携して、適切・迅速に対応してまいります。集団感染の可能性が考えられる場合は、個室隔離、予防内服、場合によってはゾーニングがすぐに行えるよう、準備されている感染症物品（N95 マスク、ガウン、グローブ、フェイスシールド等）の配布や設置方法、消毒薬や医薬品の配布、配薬を行うなど確実に対応してまいります。また、診療所医師と確認しながら必要により利用者・職員の抗原検査又はPCR検査を実施しております。



実際の検体採取の様子（令和4年2月）



実際の支援中の様子（令和4年2月）



## (9) 津久井やまゆり園診療所におけるワクチン接種の実施

津久井やまゆり園診療所では、インフルエンザや新型コロナワクチンをはじめとする各種予防接種に関して、入所利用者、グループホーム利用者、法人が運営する生活介護事業所の通所利用者で接種会場等での接種が困難な方を対象として行っております。

新型コロナワクチン接種については、令和3年9月に入所利用者・職員を対象とした1回目、2回目のワクチン接種を実施。10月には法人が運営する生活介護事業所の通所利用者の1回目、2回目のワクチン接種を実施しました。また、3回目のワクチン接種についても、令和4年2月より2回目のワクチン接種から6ヶ月を経過した者に対して、順次実施しております。

## IV 事故防止等安全管理

### (VI) 緊急時の対応

#### 1 事故・不祥事等発生時の対応

平成28年7月26日未明に起きた事件により、津久井やまゆり園で19名の方の尊い命が奪われ、27名の方が負傷する悲惨が発生しました。法人は、利用者の皆様に安心・安全に施設で過ごしていただける生活環境を確保し、事故防止に努めるため、各園にリスクマネジメント委員会、防災委員会及び防犯委員会を設置し、安全管理に関する体制や組織的な対応について協議・検討を行うとともに、地元警察署及び警備会社と連携を図りながら、日常時及び緊急時における安全管理の徹底を図っています。

また、令和元年度に、理事である愛名やまゆり園元園長が逮捕、起訴されるという重大な不祥事の発生を受け、顧問弁護士を講師とした「コンプライアンス研修」の実施など、職員による不祥事を根絶するための対策を継続しています。

#### (1) 事故発生時の対応

##### ア 利用者に係る事故対応

万一事故が発生した場合の対策として、迅速かつ的確に対応するため、事故防止のためのマニュアルを整備し、職員へ周知徹底を図るとともに、幹部職員、関係機関、ご家族に対して迅速な情報伝達を行うなど、ガバナンスの徹底、初期対応と詳細調査、再発防止策の策定と実施を図ってまいります。

## イ 職員その他に係る事故対応

施設で交通事故及び労働災害等が生じてしまうと、組織としては、業務が滞り、業務の停止、イメージの低下等、損害を受けるおそれがあります。そのため、日頃から事故のリスクがあることを理解するとともに、事故防止のための対策として、交通事故や労災事故、緊急時等の対応に関する体制整備を図るとともに、事故発生時においては、初期対応と詳細調査、再発防止策の策定と実施を図ってまいります。

### (2) 不祥事発生時の対応

日頃から、職員による不祥事を根絶するのは勿論ですが、万一職員による不祥事等が発生した場合には、迅速に事実関係の確定を図り、調査の結果判明した事実を前提として決定した対応方針などを取りまとめ、関係機関へ情報伝達を行います。また、必要により、広報窓口を設定し情報を集約させるなど、一元的に受け付け、質問等を整理して優先順位をつけるなど、統一的な対応を図ります。また、外部へ公表すべき事実関係や、原因分析、対応方針、再発防止や関係者の処分、被害者・関係者に対する謝罪等、法人として誠実に対応してまいります。

## 2 災害発生時の対応

### (1) 防災体制の取組

#### ア 防災体制

地震・台風等の自然災害における利用者の安全確保は大変重要な課題です。大規模な災害が発生した際、被害を最小限に止めるため、災害に対する備えを充実強化し、

さいがいじ じんそく てきせつ ぼうさいかつどう てんかい ぼうさいけいかく さくてい ぼうさいいしき  
災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開するとともに、防災計画を策定し、防災意識

ふきゆう けいはつ ぼうさいくんれん じっし さいがい たい そな おこな  
の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行ってまいります。

また、<sup>ひがしにほんだいしんさい</sup>東日本大震災の<sup>きょうくん</sup>教訓を生かし、<sup>い</sup>今後<sup>こんごそうてい</sup>想定される「<sup>みなみかんとうちよつかじしん</sup>南関東直下地震」等の<sup>とう</sup>災害

から<sup>りようしゃ</sup>利用者を守るため、<sup>ぼうさいいいんかい</sup>防災委員会を中心<sup>ちゅうしん</sup>に<sup>だいしんさい</sup>大震災を<sup>そうてい</sup>想定した<sup>ぼうさいくんれん</sup>防災訓練の<sup>じっし</sup>実施や、

<sup>ぼうさいまにゅあるとう</sup>防災マニュアル等を<sup>せいび</sup>整備しております。

## イ 「防災委員会」の設置

<sup>しよくいん</sup>職員に対して<sup>たい</sup>防火・<sup>ぼうか</sup>防災意識を<sup>てってい</sup>徹底させ、<sup>しどう</sup>指導、<sup>かんり</sup>管理を行なうことを<sup>おこ</sup>目的として、<sup>もくてき</sup>

<sup>まいつき</sup>毎月1回、<sup>かい</sup>防災委員会を開催しています。<sup>えんない</sup>園内で<sup>じっし</sup>実施する<sup>ぼうさいくんれん</sup>防災訓練・<sup>ぼうさいけんしゅう</sup>防災研修の<sup>きかく</sup>企画

<sup>りつあん</sup>立案、<sup>ぼうかたいしやうぶつ</sup>防火対象物の<sup>こうぞうおよ</sup>構造及び<sup>ひなんしせつ</sup>避難施設に関する<sup>かん</sup>ことなど、<sup>ぼうさいじょうひつやう</sup>防災上必要な<sup>じこう</sup>事項につい

て<sup>と</sup>取り組んでまいります。

## ウ 環境整備や支援方法のマニュアル化

<sup>つくい</sup>津久井やまゆり園の<sup>えん</sup>危機<sup>きき</sup>管理を<sup>けいかくてき</sup>計画的かつ<sup>こうりつてき</sup>効率的に<sup>すいしん</sup>推進するため

「<sup>りすくまねじめんと</sup>リスクマネジメント」<sup>ぼうさい</sup>「防災」及び<sup>ぼうはん</sup>「防犯」を<sup>とうかつ</sup>統括するための<sup>ききかんりいいんかい</sup>危機管理委員会を設置

し、<sup>ほうこく</sup>ひやりはっと<sup>けんしやう</sup>報告の<sup>きんきゆうじ</sup>検証や<sup>じぎやうけいぞくけいかく</sup>緊急時の<sup>ていきてき</sup>事業継続計画の<sup>けんしやう</sup>定期的な<sup>りようしゃ</sup>検証など、利用者

<sup>しえん</sup>支援の<sup>こうじやう</sup>向上に必要な<sup>けんしやう</sup>検証に<sup>とく</sup>取り組んでまいります。

## エ 法人「危機管理委員会」との連携

<sup>ほうじん</sup>法人は、<sup>かくえんそうむぶちやう</sup>各園総務部長を<sup>いいん</sup>委員とする「<sup>ききかんりいいんかい</sup>危機管理委員会」を設置し、<sup>せっち</sup>法人総合防災・

<sup>ぼうはんくんれん</sup>防犯訓練の<sup>きかく</sup>企画・<sup>じっし</sup>実施や、<sup>ほうじんかくえん</sup>法人各園の<sup>ぼうさい</sup>防災、<sup>ぼうはんたいさく</sup>防犯対策の<sup>ぼうさい</sup>とりまとめなど、<sup>ぼうはん</sup>防災・防犯

に<sup>かか</sup>係る<sup>りすく</sup>リスクの<sup>きんきゆうじたい</sup>緊急事態を<sup>そうてい</sup>想定した<sup>たいさく</sup>対策を<sup>ちゅうしん</sup>中心に<sup>けんとう</sup>検討しています。「<sup>ききかんり</sup>危機管理

いいんかい 委員会」と連携をはか  
れんけい ほうさい ほうはんたいさく とりく  
をすることで、より一層の防災・防犯対策に取り組んでまいります。



ほうじん かくえん せっち ほうさいようえむしーえーむせん  
法人・各園に設置してある防災用MCA無線

## オ 防災訓練の実施

かさい じしんとう さいがい はっせい ぼあい しょきしょうかかつどう ひさいしや きゅうしゅつ きゅうじょ  
火災・地震等の災害が発生した場合における初期消火活動、被災者の救出・救助、  
ひなんゆうどう ひなんじょ うんえい ほうさいかつどう かん くんれん おこな そうごうほうさい  
避難誘導、避難所の運営といった防災活動に関する訓練を行います。また、総合防災  
くんれん ふしょうしやおうきゅうしよち はんそうたん かんくんれん ほうさいきざい とりあつかいくんれんとう あ  
訓練においては、負傷者応急処置・搬送担架訓練、防災機材の取扱訓練等を合わ  
せて行い、消防署の立会、地元自治会の参加協力を依頼し訓練を実施してまいり  
ます。

りようしや みなさま せっきよくてき さんか たいけん  
利用者の皆様にも積極的に参加、体験していただけるよう取り組みます。



ほうさいくんれん れいわ ねん がつ  
防災訓練① (令和3年11月)



ほうさいくんれん れいわ ねん がつ  
防災訓練② (令和3年11月)

## カ 防災研修の実施

園内に設置される防災訓練等の取扱いや、想定される様々な災害に対応する実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得の場を提供し、研修の効果が最大限発揮されるよう、実践的な内容を第一として、災害対応力の向上を図ることを目的とした防災研修を実施してまいります。

## キ 防災備蓄の準備

大規模地震発生時には道路事情などから、道路やライフラインが寸断されて、救護の遅れや物資や情報の流通が途絶え、地域が孤立してしまう恐れがあります。災害発生時に迅速に対応できるよう、必要な防災備品及び非常食について準備を進めてまいります。

### (2) 東日本大震災を教訓とした取組

#### ア 自主防災意識の普及啓発

職員を中心に防災に対する関心を高め、災害に対する備えを一層充実強化するため、定期的に大震災を想定した防災訓練を実施します。日頃から十分な準備と訓練を積み重ね、職員及び利用者に対して自主防災意識の普及啓発を図ってまいります。

#### イ 大規模災害への備え

今後想定される「南関東直下型地震」等の災害から利用者の生命を守るため、防災委員会を中心に防災マニュアル等の見直しを進め、大規模災害発生時の対処と発生後の業務継続障害に対する備えに取り組みます。また、新たに発電機等の必要な防災資機材や備蓄非常食の一層の充実整備を進めてまいります。

## ウ 地元自治会と災害対策の連携強化

さいがいはっせいじ そうご れんけい たいへんじゅうよう そうご さいがいたいさく たい と  
災害発生時には相互の連携が大変重要になります。相互の災害対策に対する取り  
く じょうきょう かくにん おこな だいきぼさいがいはっせいじ たいおう いけんこうかん おこな  
組み状況について確認を行い、大規模災害発生時の対応について意見交換を行う  
こと、ひごろ こみゆにけーしょん ふか にじてき さいがい ふせ ていきてき  
ことで、日頃からコミュニケーションを深め、二次的な災害を防ぐためにも、定期的  
さいがいたいさく きょうぎ おこな ごうどうぼうさいくれんどう じっし そうご  
に災害対策についての協議を行い、また、合同防災訓練等を実施することで、相互の  
れんけいきょうか はか  
連携強化を図ってまいります。

## エ 民間警備会社「アルソック安否確認サービス」の活用

かながわ きょうどうかい さいがいじ きんきゅうじ しょくいん あんぴ じんそく かくじつ はあく  
かながわ共同会は、災害時や緊急時、職員の安否を迅速、確実に把握すること  
ある そくくあんぴかくにんきーびす どうにゆう じしん しんど じゃく はっせい  
ができるアルソック安否確認サービスを導入しています。地震（震度5弱～）発生  
じ あんぴかくにんしすてむ じどうきどう しょくいん あんぴかくにんめーる じどうはいしん じんそく  
時には、安否確認システムが自動起動し職員へ安否確認メールを自動配信、迅速に  
じょうきょう はあく たいおう かさいどう さいがにおよ じ こ ぎょうむじょう  
状況を把握し対応することができます。また、火災等の災害及び事故や業務上の  
とらぶる はっせいじ きんきゅうれんらく しょくいん たい めーる いっせいはいしん じょうほう  
トラブル発生時などの緊急連絡など、職員に対してメールを一斉配信し、情報  
しゅうしゅう おこな れんらくめーる はいしん かのう きんきゅうじ れんらくつーる ゆうこうかつよう  
収集を行う連絡メールの配信が可能であり、緊急時の連絡ツールとして有効活用  
してまいります。

## オ 神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）への協力

かながわ かながわけんさいがいはけんふくしちーむ かながわ デーワット きょうりょく  
かながわ共同会は、令和2年度に設置された神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川  
デーワット きょうりょく かながわけん かながわデーワットはけん かん きょうてい ていけつ だいきぼ  
DWAT）へ協力するため神奈川県と「神奈川DWAT派遣に関する協定」を締結。大規模  
さいがいじ いっばんひなんじょう さいがいじょうはいりょしや ふくしにーず てきかく たいおう ひつよう  
災害時に、一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要  
しえん おこな ふくしせんもんしょく けんしゅう しゅうりょう ちーむいん とうろく  
な支援を行う福祉専門職として研修を修了したチーム員を登録しております。  
さいがいじ ようせい おう ふくしせんもんしょく ようはいりょしや しえん きょうりょく  
災害時には要請に応じ、福祉専門職として要配慮者への支援に協力いたします。

### (3) 積雪に備えた取組

津久井やまゆり園のある相模原市緑区千木良地区は山間部に位置しており、冬季には度々、積雪にみまわれる地域であることから、積雪を災害として捉え、除雪に必要な資機材として除雪機（3台）やスコップ等を備えております。今後も防災委員会、リスクマネジメント委員会等で対策についての確認・検討を進め、職員一人ひとりの意識向上を図ってまいります。

令和4年2月10日には、津久井やまゆり園で積雪があり、職員による除雪機を使用した除雪活動を行いました。園内の除雪だけではなく、地域貢献の一環として園周辺の歩道の除雪を行っております。



津久井やまゆり園の積雪①（令和4年2月）



津久井やまゆり園の積雪②（令和4年2月）

### (4) 事業継続計画の取組（BCP：Business Continuity Plan）

事業継続計画とは、地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といったあらゆるリスクの緊急事態を前提として、事業が中断しないための、あるいは中断しても許容時間内に許容水準に回復するために、あらかじめ準備しておく計画です。

事業継続計画を策定することで、園の危機管理能力を高め、サービスの継続、早期復旧



等に取組んでまいります。

津久井やまゆり園は、令和3年8月に仮移転先の芹が谷園舎より相模原市緑区千木良地区に戻ってきたことに伴い、防災委員会において事業継続計画（BCP）の見直しをおこないました。また、感染症対策の強化として、事業継続計画を策定することで、園の危機管理能力を高め、サービスの継続、早期復旧等に取り組んでまいります。

### 3 安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

#### (1) 犯罪等による妨げに対する対策

##### ア 防犯システムの構築

平成28年7月26日未明に起きた津久井やまゆり園事件を教訓とし、二度と同様の事件を発生させないための再発防止策を講じるため、防犯対策の手がかりを見つけることから始め、防犯アドバイザー等の専門家の助言を頂きながら、手探りで危機管理に係る組織の再編成をはじめとした防犯対策に取り組むとともに、防犯に関する体制づくりをはじめとし、地元警察署及び地域との連携を強化するなど、園内の防犯委員会を中心に防犯体制に関する協議・検討を行うことで、防犯システムの構築を図ってまいります。

##### イ 気がかり事案の速やかな報告と情報共有の徹底

施設運営に係わる気がかりな情報は、気づいた職員が速やかに園に報告すること徹底します。報告を受けたのち、園内・法人内で情報を共有しその後の対応を協議し、緊急を要する場合には、直ちに警察に通報します。また、神奈川県及び相模原市

にも速やかな報告を徹底することで、気がかり事案を共通に認識し、協力体制を築き対策を講じて参ります。

## ウ 地元警察署及び民間警備会社との連携と地元自治会との情報共有

日頃より地元警察署と連携を図ることで、防犯に係る安全の確保に努めてまいります。また、民間警備会社に警備業務を委託することで、より高い専門性を有する民間警備会社の対応による安全性の確保に努めてまいります。併せて、日頃から地元自治会、関係機関とも目の見える関係作りに取り組み、安全管理にかかる情報共有に積極的に取り組み、地域ぐるみの視点をもって防犯対策に取り組めます。

## エ 防犯カメラ及び各種センサー等による機械警備

民間警備会社の防犯カメラ（支援員室にも設置）及び各種センサー等による機械警備での防犯監視、携帯通報端末による緊急時通報体制の確保といった機械警備業務を併用することで、防犯体制の強化を図ってまいります。



携帯型非常通報装置「アルソックまもるっく」

## オ 「防犯委員会」の設置

職員に対して防犯意識を徹底させ、指導、管理を行なうことを目的として、毎月1回、防犯委員会を開催します。園内で実施する防犯訓練・防犯研修の企画立案、防犯

せつびおよ ぼうはんびひん かん ぼうはんじょうひつよう じこう けんとう  
設備及び防犯備品に関する事など、防犯上必要な事項について検討してまいりま  
す。

## カ 法人「危機管理委員会」との連携

ぼうじん かくえんそうむぶちょう いいん きき かんりいんかい せつち ぼうじんそうごうぼうさい  
法人は、各園総務部長を委員とする「危機管理委員会」を設置し、法人総合防災・  
ぼうはんくんれん きかく じっし ぼうじんかくえん ぼうさい ぼうはんたいさく ぼうさい ぼうはん  
防犯訓練の企画・実施や、法人各園の防災、防犯対策のとりまとめなど、防災・防犯  
かか り すく きんきゅうじたい そうてい たいさく ちゅうしん けんとう きき かんり  
に係るリスクの緊急事態を想定した対策を中心に検討しています。「危機管理  
いんかい れんけい ほか いっそう ぼうさい ぼうはんたいさく とりく  
委員会」と連携を図ることで、より一層の防災・防犯対策に取り組んでまいります。

## キ 「部外者侵入時対応マニュアル」の策定と防犯訓練の実施

つぐい やまゆり えん ぶがいしゃしんにゆうじたいおうま に ゆ ある さくてい ぼうはんくんれん じっし  
津久井やまゆり園では、「部外者侵入時対応マニュアル」を策定し、複数人での対応  
てつてい ぜんしよくいん しゅうち  
の徹底など全職員に周知しています。

じもとけいさつしよおよ みんかんけいびがいしゃどう きょうりよく え ふしんしゃしんにゆうとう ふそく  
地元警察署及び民間警備会社等から協力を得ながら、不審者侵入等の不測の  
じたい そな ひごろ きんきゅうじ たいおう ぼうはんくんれんどう じっし  
事態に備え、日頃から緊急時に対応できるような防犯訓練等を実施することで、  
しよくいん ききいしき たか ひがい さいしょうげんど とめ たいさく とく  
職員の危機意識を高め、被害を最小限度に食い止める対策に取り組んでまいります。



ぼうはんくんれん れいわ ねん がつ  
防犯訓練① (令和3年11月)



ぼうはんくんれん れいわ ねん がつ  
防犯訓練② (令和3年11月)

## ク 防犯研修の実施

みんかんけいびがいしゃどう きょうりよく え ていきてき ぼうはんせつびおよ ぼうはんびひん かん と  
民間警備会社等から協力を得ながら、定期的に防犯設備及び防犯備品に関する取

あつか とう けんしゅう じっし  
り 扱 い等の 研 修 を実施すること、  
ふしんしゃしんにゅうとう ふそく じたい そな  
不 審 者 侵 入 等の 不 測 の 事 態 に備えてまいます。

## (2) 風水害等による 妨げに対する 対策

ふうすいがいとう じぜん そな じゅうよう  
風水害等は事前の備えが重要になります。最新の気象情報などを常にチェックし、  
さいがい み まも は ぎ ー ど ま っ ぶ かくにん きけんせい たか ぼしょ じぜん  
災害から身を守るとともに、ハザードマップなどを確認し、危険性が高い場所を事前に  
ち え っ く しんすいとう ていでん だんすいなどらい ふらいん とぜつ ぼあい  
チェックします。また、浸水等により停電・断水等ライフラインが途絶された場合、  
きゅうじょ じかん かのうせい ひごろ ひじょうようびちく つと  
救助までに時間がかかる可能性があります。日頃から、非常用備蓄に努めるなどの  
たいさく きょうか  
対策を強化してまいります。

だいき ぼさいがいはっせいじ えんない たいさくほんぶ せっち ほうじんじむきょくおよ  
大規模災害発生時には、園内に「対策本部」を設置し、法人事務局及びかながわ  
きょうどうかい た えんとう れんけい じぎょうけいぞくけいかく びーしーびー もと じょうほうしゅうやく  
共同会の他園等と連携しながら、事業継続計画（BCP）に基づいた「情報集約」  
たいさく りつあん じっし と く さいがいたいさくしすてむ こうちく はか  
「対策の立案と実施」に取り組むなど、災害対策システムの構築を図ってまいります。

## V 地域と連携した魅力ある施設づくり

### (VII) 地域の拠点施設としての考え方

#### 1 地域の拠点としての施設運営

##### (1) 「地域交流ゾーン」等を活用した地域との交流

津久井やまゆり園に整備された「地域交流ゾーン」を活用した取り組みの一つとして、昨年10月の緊急事態宣言の解除を受けた後、地元柳馬場自治会の皆様に対して、津久井やまゆり園運営再開のご挨拶とともに、施設の「地域交流ゾーン」の開放について周知を図りました。

午前9:00～午後5:00（平日、土日祝日可）の間、地域の皆様に「地域交流ゾーン」をご利用いただけるよう施設開放に取り組んでおりますが、今後、コロナ禍の状況を見極めながら、改めて近隣の小中学校や福祉施設など多くの皆様にご利用いただけるよう広く周知することで、地域のコミュニティの場として活用いただけるよう努めてまいります。また、体育館やプール、野外ステージなどを活用することで、これまで以上に開かれた施設作りに努めてまいります。

##### (2) 相模湖地区社会福祉協議会との連携

津久井やまゆり園では、相模湖地区社会福祉協議会が開催する「福祉のつどい」において、津久井やまゆり園利用者が作成した作品の展示や、利用者が楽器を演奏する「みゅうじっくぼうる」の公演など、積極的に参加してきました。令和3年度についても、令和4年3月の開催に向けて準備を進めておりましたが、コロナの感染拡大を受

けて残念ながら開催は中止となりました。また、赤い羽根共同募金の活動についても、

利用者と職員が一緒に参加し、募金活動への協力をおこなってまいりました。

津久井やまゆり園では平成21年度より地域支援部を設置し、グループホームの運営

や生活介護事業所、相談支援事業所等の運営を担っていますが、この地域支援部を統括

する責任者として地域支援部長を1人配置しております。地域支援部長は長年、相模湖

地区社会福祉協議会の理事を務めており、これまで理事として理事会や社協の福祉

活動に積極的に参加することで、この相模湖地域における解決すべき課題を把握する

とともに、課題を克服するために必要な地域力を高めるための取り組みに尽力してき

ました。今後も引き続き、コロナ禍の状況を見極めながら、相模湖地区社会福祉協

議会と連携したコミュニティ作りなど、地域との交流を目的とした企画立案に取り組

むとともに、福祉ニーズに対応していくための取組みを進めてまいります。



ふくし  
福祉のついで



あか はねきょうどうぼきん  
赤い羽根共同募金



### (3) 相模原市障害福祉事業所協会・相模原市知的障害福祉協会との連携

津久井やまゆり園の園長は、相模原市障害福祉事業所協会及び相模原市知的障害福祉協会の役員として各協会の活動に貢献し、令和4年度以降についても役員を継続して担う予定となっております。これからも津久井やまゆり園は相模原市緑区の地域の拠点施設として、各協会の中でしっかりと役割を果たすとともに、各協会と連携を図りながら、地域の共通課題に対する研究、協議並びに情報交換を行い、必要な対策の立案とノーマライゼーションの推進及び地域福祉の向上を目指すことで、誰もがいのち輝かせて暮らすことのできる地域共生社会を実現してまいります。

### (4) 研修会の開催

津久井やまゆり園では、園内での職員向け研修会を開催する際には、近隣事業所職員向けに情報提供し、一緒に研修を受けていただいております。今後も引き続き、コロナ禍の状況を見極めながら、オンライン配信やSNS等を利用した研修会の開催など、積極的に取り組んでまいります。



研修会①



研修会②

## 2 在宅障がい児者等への支援

### (1) 個別ニーズに応える短期入所・生活介護・相談支援

在宅障がい児者の個別ニーズに応えられる短期入所事業・生活介護事業の取り組みを通して、一人ひとりに合った日中活動の場での支援、機械浴室の利用を希望する方へのきめ細かい支援の実現します。また、相談支援専門員・心理職員等の専門性を活かした相談支援を進めてまいります。

#### ア 地域のニーズに応える在宅者支援

##### (ア) アセスメントの強化

意思決定支援を通じて培ったノウハウを生かし、利用者お一人おひとり望む生活の実現に向けて、ストレングス視点に立ったアセスメントを作成し、実効性のある計画に繋げてまいります。

##### (イ) 専門職による支援評価

強度行動障害支援担当、心理担当による専門的視点による客観的評価を取り入れ、課題を組織内で共有し、目的・目標を明確にすることで支援の統一化を図り、実効性の高い支援サービスの提供を図ってまいります。

##### (ウ) 意思を尊重したPDCAサイクルによるチャレンジ

多くの経験や体験がなされるよう関係機関との連携を常に保ち、必要なサービス提供が迅速になされるよう取り組んでまいります。成功体験よりむしろ失敗体験から多くの気づきを得、多くの体験や経験の妨げにならないよう努めてまいります。



## (エ) 法人スケールメリットの活用

法人では、各園で多くのグループホーム、生活介護事業所の運営にあたっています。これまでも、意思決定支援の取組みを通し、グループホームの見学及び体験等を進めてきました。利用者から地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を送ることができるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

## (オ) 当事者目線に立った支援の実現

利用者の意思を尊重したストレングス視点に立った個別支援計画を作成するため、意思決定支援を学ぶ研修を定期的で開催してまいります。また、利用者個々を知るため、相談支援事業所と連携を図りながら、利用者本人、内部外部の専門職(多職種)が参加するケース検討会議を開催することで、丁寧かつ適切な手続で意思決定支援を行ってまいります。

## イ 短期入所

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降の短期入所については、緊急事態宣言の発出等もあり、10月からの本格稼働となりましたが、津久井やまゆり園では、短期入所事業を在宅者支援の中心に据えて積極的な稼働に取り組んでおります。定期的な利用のほかに虐待被害者の緊急受入れや、コロナ禍で一時的に在宅生活が困難となった方の受入れを積極的に行うなど、地域で生活する障がい者を支えるセーフティネットとしての役割を担ってまいります。また、相模原市内相談支援事業所等とも情報共有を図りながら、地域生活支援拠点等の役割を果たすことで、

ちいき せいかつ かたがたひとり こたえられる とりくんで  
地域で生活している方々一人ひとりのニーズに応えられるよう取り組んでまいりま  
す。

しせつ ぐるーぷほむ ちいきせいかついこう りようしゃ たいして せいかつじょうきょう  
施設からグループホームなどへ地域生活移行された利用者に対しては、生活状  
況を確認しつつ、必要がある場合には短期入所などで受入れを行い、地域生活が維持で  
きるよう支援してまいります。

## ウ 園生活介護の在宅障がい者通所利用

じけんまえ つくい えん ざいたくしゃしえん ひとつ ざいたくしょう しゃ みなさま  
事件前の津久井やまゆり園では、在宅者支援の一つとして、在宅障がい者の皆様に  
えん せいかつかいごじぎょう つうしりよう  
園の生活介護事業を通所利用いただいております。

さくねん8がつ あらた えん うんえい かいし いこう せいかつかいごじぎょう つうしりようしゃ  
昨年8月から新たな園の運営を開始して以降は、生活介護事業での通所利用者を  
うけいれる りようしゃ そうげいとう たいおう じゅんび とりくみ 12がつ ざいたく  
受け入れるため、利用者の送迎等に対応するための準備に取り組み、12月より在宅で  
せいかつ しょう しゃ つうしりよう うけいれ かいし つくい えん  
生活する障がい者の通所利用の受入れを開始しました。津久井やまゆり園では、  
にゅうしよしせつきのう じっしつてき ちゅうやぶんり すすめる にゅうしりようしゃ がいぶじぎょうしよ りよう  
入所施設機能の実質的な「昼夜分離」を進めるため、入所利用者が外部事業所を利用  
することで空いた定員枠を在宅障がい者の通所利用枠として活用します。

せいかつかいご りよう きぼう かた せっきよくてき うけいれ かた  
生活介護の利用を希望される方については、積極的に受け入れ、その方にあった  
しえん すすめて しんたいてき かいご ひつよう にゅうよくさーびす ごきぼう  
支援を進めてまいります。身体的な介護が必要な方で入浴サービスをご希望される  
ばあい きかいよくそう にゅうよくしえん たいおう ようご  
場合には、機械浴槽での入浴支援を対応させていただきます。そのためには、養護  
がっこう きんりんじぎょうしよ そうだんしえんじぎょうしよとう れんけい はかり じょうほうきょうゆう つとめて  
学校、近隣事業所、相談支援事業所等と連携を図り、情報共有に努めてまいります。

じゅうどしんしんしやう しゃ うけいれ たいおう けんとう  
また、重度心身障がい者の受け入れについても対応できるよう検討してまいります。

## エ 相談支援

つくい えん ちいきさーびすか はいち そうだんしえんせんもんいん ゆうしかくしゃしょくいん  
津久井やまゆり園では、地域サービス課を配置し、相談支援専門員の有資格者職員

ざいたくしょう しゃなど そうだん たいおう しんきにゆうしょ そうだん たんきにゆうしょ そうだん  
が在宅障がい者等からの相談に対応し、新規入所の相談や短期入所の相談にあた  
っています。かくそうだんしえんじぎょうしょ きんりんじぎょうしょ ぎょうせいきかん れんけい ほかりながら ひとり  
ひとりのニーズにあった福祉サービスに繋がられるよう努めるとともに、ばんそうがた  
相談支援体制の充実に取り組んでまいります。



ちいきサービス課相談員  
地域サービス課相談員

## (2) ちいきせいかつこう りようしゃ たいするしえんたいせい こうちく 地域生活移行されたグループホーム利用者に対する支援体制の構築

つくい えん りようしゃ ちいきせいかつこう すすめる きゅうつくいぐん  
津久井やまゆり園では、これまで利用者の地域生活移行を進めるため、旧津久井郡  
ちいき 5 かしょ ぐるーぶほーむ ていいん32めい うんえい こんご けいぞく  
地域に5ヶ所のグループホーム（定員32名）を運営しております。また、今後も継続し  
りようしゃ ちいきせいかつこう とりくむ ほうじんだいろくきちゅうきけいかく れいわ4ねんど れいわ  
て利用者の地域生活移行に取り組むため、法人第六期中期計画（令和4年度～令和  
7ねんど しんき ぐるーぶほーむ かいせつ けいかく  
7年度）に、新規のグループホームを開設することを計画しております。

にゆうしょしせつ ぐるーぶほーむ ちいきせいかつこう りようしゃ しえん  
入所施設からグループホームへ地域生活移行をされた利用者をはっきりと支援する  
ためには、ぐるーぶほーむ じぎょうしょ きょうりょくたいせい こうちく ひつよう  
グループホームと相談支援、園の三者が連携強化を図ることにより、グループホーム

ぐるーぶほーむ そうだんしえん えん さんしゃ れんけいきょうか はかる ぐるーぶほーむ  
グループホームと相談支援、園の三者が連携強化を図ることにより、グループホーム  
りようしゃ たいするひつよう しえん しえんたいせい こうちく ちいき きよてんしせつ  
利用者に対する必要な支援につながる支援体制を構築するなど、地域の拠点施設として  
ぐるーぶほーむ ぼくくあつぷしせつ やくわり はたす ちいきせいかつこう  
グループホームのバックアップ施設としての役割を果たすことで、地域生活移行を

め ぎ すりようしゃ しえん つと  
目指す利用者の支援に努めてまいります。

### 3 さいがいじ きよてんしせつ やくわり 災害時の拠点施設としての役割

#### (1) じもとじちかい れんけいきょうか 地元自治会との連携強化

つくい えん さくねん11がつ ちぎらちくじちかいれんごうかい じっし ちぎらちく  
津久井やまゆり園では、昨年11月に千木良地区自治会連合会が実施した「千木良地区  
ぼうさいくねん えん りようしゃ しよくいん さんか くんれん だいきぼじしん ほっせい  
防災訓練」に園の利用者と職員が参加しました。この訓練では、大規模地震の発生を  
そうてい 1ぶんかんこうどうくんれん しえい くあう とくくんれん きいろいこばたけいじくんれん となりきんじよ あんぜん  
想定し、1分間行動訓練（シェイクアウト訓練）、黄色い小旗掲示訓練（隣近所の安全  
かくにん いちじひなんじよ ひなんくんれん じっし つくい えん ちいきじゅうみん いちいん  
確認）、一時避難所への避難訓練を実施しました。津久井やまゆり園は地域住民の一員  
として、これからも自治会行事等に積極的に参加してまいります。

また、じげんまえ つくい えん さいがいじ きんりんじゅうみん ひなんぼしよ  
事件前の津久井やまゆり園は、災害時において近隣住民の避難場所として  
いちじひなんじよ かいせつおよびびちくひん ていきょう ちいき きよてん やくわり になって  
「一時避難所」の開設及び備蓄品の提供など、地域の拠点としての役割を担っていま  
いぜん どうよう さいがいじ きよてんしせつ やくわり はたせる げんざい じもとやなぎぼ  
した。以前と同様に災害時の拠点施設としての役割を果たせるよう、現在、地元柳馬場  
じちかいはくいん きょうぎ すず  
自治会役員と協議を進めております。



じもとじちかいぼうさいくねん 1 れいわ3ねん11つき  
地元自治会防災訓練①（令和3年11月）



じもとじちかいぼうさいくねん 2 れいわ3ねん11つき  
地元自治会防災訓練②（令和3年11月）

#### (2) ふくしひなんじよ かつよう 福祉避難所としての活用

福祉避難所は、避難生活において、特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。津久井やまゆり園は相模原市の福祉避難所（障害施設）として位置づけられていますので、災害時においては相模原市災害対策本部（災害時要援護者支援班）と連携を図りながら受入れの対応を行います。

### （3）指定福祉避難所としての対応

内閣府は令和元年東日本台風等の課題を教訓とし、高齢者等の避難に関するワーキンググループを開催し、その検討内容を受け、災害対策基本法施行規則の一部が改正され、指定福祉避難所の公示内容が明確化されました。内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインも併せて改定され、災害対策基本法において定める基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定し、公示することが望ましいとされています。現在、相模原市では指定福祉避難所の設置に向けて検討を進めておりますので、今後、津久井やまゆり園は相模原市と協議を進め、指定福祉避難所として求められる基準を満たすことができるよう取り組んでまいります。

## V 地域と連携した魅力ある施設づくり

### 8) 地域貢献 (VIII) 地域貢献

#### 1 地域との交流

これまでの津久井やまゆり園の実績をいかし、近隣住民や在宅障がい児者等との交流の場を積極的に計画し実施してまいります。これまで取組んできた、余暇活動支援・ワークショップなどを参考に、利用していただける方々のニーズの把握に努め、新たな取り組みを行ってまいります。

#### (1) 千木良小学校との交流

事件以前の津久井やまゆり園では、地元千木良小学校との交流として、「交流美化デー」と称した地域清掃行事、千木良小学校運動会や6年生を送る会に利用者が参加するなど、利用者と小学生の交流を行ってきました。

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降は、コロナ禍の状況を受け、千木良小学校との交流を行うことができませんでしたが、令和4年2月に園長と地域交流を担当する職員が千木良小学校長と打合せを行い、令和4年度には、コロナ禍の状況を見極めながら、再開することを確認しました。



千木良小学校との交流美化デー

## (2) 北相中学校・内郷中学校との交流

旧相模湖町にある北相中学校と内郷中学校の生徒さんに来園いただき、利用者との交流を深め、直接「鎮魂のモニュメント」に触れていただくことで、障がい者福祉の理解を深めるための啓発活動に努めてまいります。

## (3) 津久井高校との交流

津久井高校との交流では、茶華道部やお手紙の交換を通して利用者と、主に福祉科生徒との交流が進んでいました。平成29年度から令和3年度までの間は、事件以降の対応やコロナ禍の状況により交流が休止となりましたが、令和4年度からは、コロナ禍の状況を見極めながら、再び開催できるよう準備を進めてまいります。



津久井高校茶華道部の交流

## (4) 津久井養護学校の運営協議会委員としての参画と交流

これまで津久井養護学校の運営協議会の委員として、長きにわたり津久井やまゆり園地域支援部長が務めておりましたが、令和4年度からは園長が務めることになりました。津久井養護学校との更なる連携を図るとともに、津久井養護学校生徒の実習先としての受入れや、園の利用者との交流などを深めてまいります。



## (5) 「わいわい創作活動教室」の開催

津久井やまゆり園では、相模原市緑区内にある事業所、津久井養護学校等から希望者を招いて、「わいわい創作活動教室」を開催してきました。陶芸・手工芸・ステンシルなどの創作活動は、多くの方の参加をいただいていた。体育館及び管理棟などを活用して交流に努めてまいりました。平成29年度から令和3年度までの間は、事件以降の対応やコロナ禍の状況により休止していましたが、令和4年度からは、コロナ禍の状況を見極めながら、再び開催できるよう準備を進めてまいります。



わいわい創作活動教室①



わいわい創作活動教室②

### ●わいわい創作活動教室

年度	参加人数	実施内容
平成27年度	159名	陶芸、ステンシル、万華鏡
平成28年度	173名	陶芸、ステンシル、オルゴール

## (6) 近隣の小学生等を対象とした「わいわい福祉体験」の開催

津久井やまゆり園が谷園舎に引越しをして以降、新たに近隣の小学生等を対象とした福祉に関する体験（車椅子の体験、介護食の試食等）ができる「わいわい福祉体験」



を開催してきました。夏休み期間中に親子で参加していただき、利用者及び職員と

交流できる機会になっています。津久井やまゆり園においても、令和4年度からコロナ

禍の状況を見極めながら、「わいわい福祉体験」を開催してまいります。



わいわい福祉体験の様子①



わいわい福祉体験の様子②

### (7) 近隣住民を招いての「コンサート」の開催

これまで津久井やまゆり園の体育館を活用して開催していた「コンサート」は、

利用者と近隣事業所、近隣住民の方が楽しんで参加してくれる催し物で、年間を

通して計画的に開催していました。芹が谷園舎においても、体育館を活用して

「コンサート」を開催し、近隣事業所及び近隣住民を招いて利用者との交流の機会

として取り組んでまいりました。

令和2年度からはコロナ禍の状況により休止していましたが、令和4年度からは、

コロナ禍の状況を見極めながら、再び開催できるよう準備を進め、近隣事業所及び

近隣住民の方々との交流の機会として充実してまいります。

#### ●地域コンサート

ねんど 年度	じっしかいすう 実施回数	のべさんかにんずう 延べ参加人数
へいせい27ねんど 平成27年度	4かい 4回	655めい 655名

へいせい28ねんど 平成28年度	2かい 2回	288めい 288名
へいせい29ねんど 平成29年度	1かい 1回	105めい 105名
へいせい30ねんど 平成30年度	3かい 3回	202めい 202名
れいわがんねんど 令和元年度	2かい 2回	98めい 98名



よこはまかんげんがくだん  
横浜管弦楽団コンサート



どうようかしゅ  
童謡歌手コンサート

## 2 ちいきこうけん 地域貢献

### (1) じもとじちかい こうりゅう こうみんかんまつり いべんと きょうさい 地元自治会との交流、公民館祭りなどイベントの共催

これまで津久井やまゆり園では、千木良地区自治会連合会が実施する「千木良地区  
ぼうさいくんれん さんか じもとやなぎぼぼじちかい じっし ちくせいそう ねん6かい さんか  
防災訓練」への参加や、地元柳馬場自治会が実施する「地区清掃」(年6回)への参加。

また地元子ども会神輿の来園や地元月読神社祭りへの出店協力、公民館祭りへの  
さんか じもとじちかい こうりゅう せつきよくてき とりく  
参加など、地元自治会との交流は積極的に取り組んできました。

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降は、コロナ禍による自治会活動の自粛な  
どありましたが、きんきゅうじたいせんげんかいじょご ちくぼうさいくんれん ちくせいそう かつどう  
緊急事態宣言解除後は、「地区防災訓練」や「地区清掃」などの活動に  
りようしゃ しょくいん さんか  
利用者と職員が参加しております。

また、さがみこちいき じちかい しゃかいふくしきょうぎかいなど れんけい はかり ぎょうじなど じんてき きょうりょく  
相模湖地域の自治会、社会福祉協議会等と連携を図り、行事等への人的な協力を

せつびとう かしだし りようしゃ とも さんか あかい ほねきょうどうぼきんかつどう ぼらんていあ  
や設備等の貸し出し、利用者と共に参加した赤い羽根共同募金活動やボランティア

たいけんせみなー じもと にーず こたえられる じゅうなん たいぼう  
体験セミナーなど、地域のニーズに応えられるよう柔軟に対応してまいりました。

こんご さらにじもとじちかいとう こうりゅう ふかめ ぎょうじなど もりあげる  
今後は更に地元自治会等との交流を深め、行事等を盛り上げることができるよう、

ひつよう やくわり になう じゅんびだんかい さんかく こうけん  
必要な役割を担うなど準備段階から参画し、貢献してまいります。



やなぎば ばじちかいていきちくせいそう さんか  
柳馬場自治会定期地区清掃への参加



つよみじんじまつり しゅってん  
月読神社祭りへの出店

## (2) さがみこちくしゃかいふくしきょうざいかい ぼらんていあ さがみこ かつどう さんか 相模湖地区社会福祉協議会「ちょこっとボランティア相模湖」活動への参加

さがみこちくしゃかいふくしきょうざいかい ちいきじゅうみん たいする こまり そうだん  
相模湖地区社会福祉協議会では、地域住民に対する、ちょっとした困りごと相談や、

ちよつとした じゅうみんそうご たすけあいささ さがみこ かつどう  
ちょっとした住民相互の助けあい支えあいの「ちょこっとボランティア相模湖」活動に

とりくんで かつどう ぐたいてき ないよう ごみだし はなしあいて だんきゅうこうかん  
取り組んでいます。この活動の具体的な内容としては、ゴミ出し、話し相手、電球交換、

おかいもの さぎょう  
お買い物などの作業があります。

つくい えん かつどう しょくいん えん りようしゃ いっしょ さんか  
津久井やまゆり園では、この活動に職員が園の利用者と一緒に参加することで、

りようしゃ しゃかいさんか ちいきじゅうみん こうけん かんがえ れいわ4ねん1がつ さがみこ  
利用者の社会参加と地域住民に対する貢献につながると考え、令和4年1月に相模湖

ちくしゃかいふくしきょうざいかい たすね つくい えん ぼらんていあ とうろく  
地区社会福祉協議会を訪ね、津久井やまゆり園としてボランティア登録をおこないまし

た。また、れいわ4ねんど さがみこちくしゃきょうこうほうし はいふ ぼらんていあ つくい  
た。また、令和4年度より、相模湖地区社協広報誌の配布ボランティアを津久井やまゆ

り園で担当させていただくなど、さがみこちくしゃかいふくしきょうざいかい かつどう さんか じゅうじつ  
り園で担当させていただくなど、相模湖地区社会福祉協議会の活動への参加を充実さ  
せてまいります。

ず  
図7のとおり



ちょっとした困り事相談、ちょっとした住民相互の助けあい支えあいの活動です！

### ちよこっとボランティア相模湖 (愛称 ちよこボラ相模湖)

ゴミ出しが大変・・・

たまには話し相手が欲しい！

電球交換が高くて・・・

ちょっとした買い物の支払いを頼めないかしら？

業者に頼む程じゃないし、気がねなく頼める場所は・・・

\*この他にも、簡単な荷物の移動、簡単な手紙等の代読、宅配注文票の記入、あるいは簡単なボタン付けなど、見守り・安否確認、そして囲碁・将棋の相手などの作業があります。

ちよこっとボランティア相模湖(愛称 ちよこボラ相模湖)は、日常のちょっとした困りごとを止め、解決するための、住民相互の助け合いとして考えられました。

**まずはお電話で気軽にご相談ください。お待ちしております。**

(ご連絡には、10分ほどお時間をいただく場合があります)

\* 活動内容については次ページをご覧ください。

- ◆ 専用電話番号 080-1037-0202
  - ◆ 相模湖地区社会福祉協議会 ちよこっとボランティア相模湖事務局
  - ◆ 受付日時：月～金曜日 10時～15時 (年末年始・祝日等除く)
  - ◆ 利用対象者：高齢・障がい者、子育て中などで他のサービス、制度、または家族などの支援が受けられない方
- \* 相談員(調整役)があなたの困りごとの相談を受けて、既存の様々なサービスや制度を紹介して、お繋ぎいたします。
- \* 既存のサービスや制度などでの対応が難しいときには、当協議会に登録のボランティアの支援につなげます。
- \* ボランティア活動が希望者を募集していますので、関心のある方はご連絡をお願いします。(次ページ参照)
- \* 利用料金 ボランティア1名あたり、原則30分以内の活動で100円

ちよこっとボランティア案内文①

「ちよこっとボランティア相模湖」主な活動内容及び活動謝礼について  
 活動時間：午前8時30分～午後5時

受付番号	活動内容	利用者(個人・施設)	基本料金	基本ボランティア人数	備考
1	ゴミ出し		1回30分以内 100円	1人	
2	簡単な買い物				
3	簡単な衣類の修理(ボタン付け等)				
4	電球・蛍光灯・電池の取り換え		1回30分以内 200円	2人	
5	簡単な手紙等の代読				
6	宅配注文票の記入				
7	簡単な荷物の移動		1回30分以内 100円×人数	作業の規模により複数対応あり	家に入るので2人以上の対応
8	庭の草取り		基本1㎡50円2㎡以上は要相談	作業の規模により複数対応あり	※草・枝の処分は、別活動になります。ゴミ袋は各自ご用意ください。
9	簡単な枝切り		1回30分以内 100円×人数		
10	見守り・安否確認		1回30分以内 100円×人数	2人	
11	話し相手		1回60分以内 200円	2人	
12	囲碁・将棋の相手	個人・施設	1回1時間以内 100円×人数	個人は1人 団体・施設は複数あり	※個人の場合は2名対応

- #### ボランティア活動と利用料について
- 謝礼は、原則1回30分以内で100円とします。ただし、家の中に入る活動は2人体制のため、200円となります。30分を超える場合には、次の30分ごとに100円が加算されます。
  - 活動時に必要な材料や道具等の実費については、原則利用者が負担します。
  - ボランティアの方は、利用者宅までの移動手段を確保していただき、自動車等での移動のガソリン代等はボランティアさんの負担となります。
  - 謝礼は、活動終了時に直接、利用者からボランティアさんに支払います。
  - 荷物の移動、草取りなど複数のボランティア対応の場合があります。謝礼は一人あたり100円となります。
  - 買い物のガソリン代は、自宅から買い物店舗が3km以上は1回100円とする。  
 ※ 買い物は基本相模湖地域内とする。地域外の場合は要相談とする。
- \* 原則一人の方の活動ですが、複数対応することもあります。

ちよこっとボランティア案内文②

### (3) 在宅障がい児者向け余暇活動支援「ワクワクサークル」の実施

在宅で生活をしている方、グループホームで生活をしている方が、週末に集まってレクリエーション活動することを目的に始めた「ワクワクサークル」は、参加者の意向に沿って内容も多岐にわたって、ブドウ狩りなどバスで出かける企画、ボウリング、クッキングなど、計画的に開催してまいりました。今後、コロナ禍の状況を見極めながら、年間の実施回数を増やすなど参加者の意向を尊重してプログラムを充実させてまいります。

#### ● ワクワクサークル

ねんど 年度	かいすう 回数	さんかしゃ 参加者	ないよう 内容
へいせい27ねんど 平成27年度	6かい 6回	めい 120名	スカイツリー、 <small>あさくさけんがく</small> 浅草見学、 <small>のうぎょうたいけん</small> 農業体験、ボウリング
へいせい28ねんど 平成28年度	3かい 3回	めい 73名	バーベキュー、ボウリング、 <small>かまくら</small> 鎌倉バスツアー
へいせい29ねんど 平成29年度	2かい 2回	めい 42名	<small>さいたま</small> 埼玉サイボクハムにてバーベキュー
へいせい30ねんど 平成30年度	4かい 4回	めい 111名	バーベキュー、 <small>やまなし</small> 山梨バスツアー、ボウリング



ワクワクサークル「のうぎょうたいけん農業体験」



ワクワクサークル「ボウリング」



(4) 近隣住民向けの創作活動「ワークショップ」の開催

法人が運営する生活介護事業所「ファンファン」の会場を活用して、津久井やまゆり園職員とファンファン職員が協力して、近隣住民向けに手工芸作品作りなど「ワークショップ」を開催しています。平成28年度以降は講師を招いて開催し、令和元年度は「コケ玉作り」を行いました。それぞれの作品が完成した後は、近隣事業所の手作りパンとコーヒーを用意して、参加者同士が交流する機会となりました。今後、感染防止対策を施しながら、継続して交流の機会のひとつとして開催してまいります。

●ワークショップ

ねんど 年度	かいすう 回数	さんかしゃ 参加者	ないよう 内容
へいせい27ねんど 平成27年度	3かい 3回	めい 71名	くさきぞめ 草木染、アロマスプレー
へいせい28ねんど 平成28年度	1かい 1回	めい 20名	フラワーアレンジメント
へいせい29ねんど 平成29年度	1かい 1回	めい 20名	フラワーアレンジメント
へいせい30ねんど 平成30年度	1かい 1回	めい 23名	おりがみきょうしつ 折り紙教室
れいわがねんど 令和元年度	1かい 1回	めい 18名	こけたまづく 苔玉作り



ワークショップ①



ワークショップ②

(5) 在宅障がい児者及び近隣住民向け「ワークキャンプ」の開催

法人直営事業「生活介護事業所 そよかぜ」の会場を活用して、津久井やまゆり園職員とそよかぜ職員が協力して、「焼き芋作り」「流しそうめん」など季節を感じることができるアウトドアのキャンプをイメージした催し物「ワークキャンプ」を開催しています。近隣の方々が気軽に立ち寄ってくれ、参加者と交流する時間を持つことができます。今後は、参加者を広く募って、気軽に楽しめる週末の余暇活動として定着することを目指してまいります。

●ワークキャンプ

ねんど 年度	かいすう 回数	さんかしゃ 参加者	ないよう 内容
へいせい27ねんど 平成27年度	3かい 3回	40めい 40名	うどん、ピザ、バームクーヘン作り
へいせい28ねんど 平成28年度	1かい 1回	13めい 13名	なが 流しそうめん、バーベキュー あいぞめたいけん 藍染め体験
へいせい29ねんど 平成29年度	1かい 1回	24めい 24名	づくりぎょうざ あゆつかみど 手作り餃子、鮎つかみ取り
へいせい30ねんど 平成30年度	1かい 1回	28めい 28名	コースター作り、ながし 流しラーメン
れいわがねんど 令和元年度	1かい 1回	12めい 12名	やきいもづく 焼き芋作り、おでん



ワークキャンプ「ながし  
流しそうめん」



ワークキャンプ「バーベキュー」



## (6) 応急手当普及員有資格者による普通救命講習会「すこやかサービス」の実施

応急手当普及員有資格者による普通救命講習会（出前講習会）を実施してまいりました。今後も津久井やまゆり園職員の応急手当普及員の資格取得を継続し、広くPRして、依頼先に出向いて継続実施してまいります。

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降は、依頼のあった事業所に訪問して4回実施、延べ58名の皆様に受講いただきました。主な訪問先としては、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所等です。



すこやかサービス①（令和3年11月）



すこやかサービス②（令和3年11月）

## 3 ボランティアや研修、施設見学等の受け入れ

地域に根ざした施設として、地域交流、施設開放を積極的に行い、地域との連携を図るとともに、ボランティアの養成、支援や研修生、実習生の受け入れを行い、福祉人材の養成を行います。福祉人材養成を目指す専門学校、短期大学等との連携を今後も強化してまいります。

### (1) 近隣事業所職員向け研修会の開催

職員向け研修会を開催する際には、近隣事業所職員にも情報提供し、大勢の方が参加できるような企画に努めます。それら研修会を通じて近隣事業所職員と情報

交換できる機会を作れるよう検討してまいります。また、感染症拡大を防ぐために、オンラインでの参加等に対応できるよう準備を進めてまいります。

## (2) 積極的なボランティアの開拓、受入れ

津久井やまゆり園でこれまでつながりのあったボランティアの方々へ改めて情報提供し、再び交流を図っていくことができるよう準備に取り組みます。さらに新たなボランティアを開拓し、利用者支援の質の向上を目指して、受入れ体制を作ります。利用者・職員・ボランティア同士の交流の機会として「ボランティア懇談会」を開催し、ボランティア活動を通して感じていることなど感想及び意見等をいただき、施設運営に役立ててまいります。利用者の居住空間の安全性を確保しながら、交流ゾーンを中心に施設見学の受入れに努めてまいります。

## (3) おともだちプロジェクトの継続と利用者と地域との自然なつながりづくり

特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンにご協力いただき取り組んできた、おともだちプロジェクトの活動を通して、利用者と学生とのお付き合いが続いています。最近ではコロナ下で直接お会いできませんが、ズームや年賀状のやり取りを通して交流しています。スポーツ好きの利用者さんは、箱根駅伝等学生スポーツの観戦などを通して交流を深めています。おともだちプロジェクトを通じた交流を継続します。また、ボランティア活動のように、活動自体に目的を持たなくても、利用者と緩やかでもつながりを持っていただけるような、いわゆる縦、横だけでなく、斜めの人間関係、自然な関係作りを支援していきます。

#### (4) 安心して居住スペースの確保と施設見学の受入れの両立

施設見学の要望に応えられるよう、利用者の居住空間の安全性を確保しながら、

交流ゾーンを中心に施設見学の受入れを積極的に進めてまいります。

### 4 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供

#### (1) 障がい者雇用の促進

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降は、洗濯業務に1名と支援員補助業務に

1名を障がい者雇用しました。今後は清掃や事務など幅広い業務において、障がい者

雇用の受入れ先としての体制を整備することで、津久井やまゆり園の障がい者雇用率

を上げてまいります。

#### (2) 公益社団法人「相模原市シルバー人材センター」へ業務委託

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降は、洗濯業務と園内緑地管理業務につい

て、公益社団法人相模原市シルバー人材センターへ働く意欲を持った高齢者の派遣を

依頼しました。シルバー人材センターへ人材の派遣を依頼することで、津久井やまゆり

園を地域の高齢者の雇用の場として活用しております。

#### (3) きめ細かいサービスの実現

県内中小企業者、特に地元企業は地域に精通していることから迅速かつ

きめ細かいサービスが期待できます。さらに地元企業を通じ、地域との連携にも大きな

効果が期待できることもあり、地元企業への業務委託を優先することで地域経済へ

貢献してまいります。

## VI せつげんどりよくとう 節減努力等

### (9) せつげんどりよくとう 節減努力等

○ ねんがく (年額) 307, 154 せんえん (千円)

こめしゅうしけいかくしよ ようしき ※収支計画書 (様式4) の「5ねんかん 5年間のしていかんりりょう へいきんがく 指定管理料の平均額」と同額にしてください。

○ そうがく (総額) 1, 535, 770 せんえん (千円)

こめじるししゅうしけいかくしよ ようしき ※ 収支計画書 (様式4) の「5ねんかん 5年間のしていかんりりょう ごうけいがく 指定管理料の合計額」と同額にしてください。

## Ⅶ 人的な能力、執行体制

### (Ⅹ) 執行体制

#### 1 日中の外部事業所への通所利用などを支援する職員体制

##### (1) 意思決定支援担当兼地域移行促進担当を配置

津久井やまゆり園は通過型施設として利用者の地域生活移行の推進を図るため、利用者が施設の中で生活が完結することなく、グループホームや通所事業所等の見学や体験の場の提供や、社会の中の資源を活用した地域交流や社会経験を増やしながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行に取り組むため、地域サービス課に意思決定支援担当兼地域移行促進担当職員を1名配置し、入所施設の機能の分散化と、具体的な取り組みの実効性を評価サポートできる体制を図っています。

また、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、利用者の日中活動については、直営施設や他法人が運営する通所事業所等へ移行するなど、外部事業所の体験や通所利用を開始しました。令和5年度以降については、更なる「昼夜分離」を進め、施設の機能は、居住支援（夜間の支援）に特化することを目指してまいります。

##### (2) 日中活動コーディネーターの配置

利用者が施設内の日中活動の参加や来園した地域住民やボランティアとの交流だけでなく、利用者が地域に出て、民間事業所のサービスを利用したり、企業や地域団体など様々な地域資源と連携した取り組みを行ったり、外食、買い物、散歩といった余暇活動を行うなど、充実した日中活動ができるよう、施設外の日中活動を園全体で

そくしん やくわり にな にっちゅうかつどう こーでいねーたー はいち  
促進する役割を担う「日中活動コーディネーター」を配置します。

### (3) 日中活動の支援体制

つくい えん にっちゅうかつどう つくい えん きんりん うんえい せいかつ かいご  
津久井やまゆり園の日中活動は、津久井やまゆり園の近隣で運営する生活介護  
じぎょうしょ ぐるーぷほーむ などの ちよくえいしせつ しょくいん れんけい はか にっちゅうかつどうたいせい  
事業所やグループホームなどの直営施設の職員と連携を図りながら、日中活動体制  
せいび りようしゃ ひとり にーず そ めいかく もくひょうせつてい かだい もと  
を整備し、利用者お一人おひとりのニーズに沿った明確な目標設定・課題を基に、  
りようしゃ ちいき で さまざま けいけん つう おお ひと も りようしゃ  
利用者が地域に出て様々な経験を通じて多くの人とのつながりを持てるよう、利用者の  
ちいきせいかつこう めざ にっちゅうかつどう ていきょう つと  
地域生活移行を目指した日中活動の提供に努めてまいります。

りようしゃ がいぶじぎょうしょ つうしょ つな にっちゅうかつどう せつきよくてき てんかい あら  
利用者の外部事業所への通所に繋がるような日中活動を積極的に展開し、新たな  
にーず かいたく ば やくわり めいかく う だ つね かんけいきかん がいぶじぎょうしょ  
ニーズ開拓の場としての役割を明確に打ち出すことにより、常に関係機関や外部事業所  
じょうほうきょうゆう れんけい ひつようせい いしき ていきてき ひょうかけんしょう たいせい  
との情報共有や連携の必要性を意識しながら、定期的に評価検証がなされる体制を  
せいび ひつぜんてき ひとり りようしゃ たい おお かんけいしゃ かか  
整備してまいります。また、必然的に一人の利用者に対して多くの関係者が関われる  
たいせいきょうか はか えんない かんけつ ちいきしげん さいだいげん ゆうこうかつどう あら  
体制強化が図られ、園内で完結することなく、地域資源を最大限に有効活用した新たな  
ねっとわーく かくだいこうちく すす にっちゅうかつどう りようしゃ ちいきせいかつこう む  
ネットワークの拡大構築を進め、日中活動を利用者の地域生活移行に向けた  
ちゃれんじ ば さまざま たいけん けいけん つ あ せつきよくてき と く  
チャレンジの場として、様々な体験、経験が積み上げられるよう積極的に取り組んで  
まいります。

### (4) 日中活動における「チャレンジ活動」の取組み

ちゃれんじかつどう つくい えん りようしゃ ほんにん のぞ せいかつ ちいきせいかつこう  
チャレンジ活動は、津久井やまゆり園の利用者が、ご本人の望む生活や地域生活移行  
すす どうじしゃめせん しょう ふくし じつげん む いしけつていしえん  
を進めるとともに、当事者目線による障がい福祉の実現に向けた意思決定支援の  
けいぞくせい はか ぐるーぷほーむ せいかつ つうしょじぎょうしやう さぎょうかつどう けいけん  
継続性を図るため、グループホームでの生活や通所事業所等での作業活動を経験し、  
ちいき ひとびと こうりゆう かせ もくてき  
地域の人々との交流を重ねることを目的としております。

かながわ共同会が運営するグループホームを活用し、地域生活での空間的体験をし  
 上で、ご本人が望む活動（食事・買い物・ご家族との面会・通所事業所見学体験・温泉  
 入浴等）や、ボランティアとの交流を含めた地域交流や地元自治会活動への参加、他  
 法人のグループホーム、他法人の通所事業所等の見学・体験を計画的に行います。ま  
 た、相模原市社会福祉協議会の活動である、「ちょこっとボランティア相模湖」活動や  
 「みんないいひと体験講座」へ参加し、社会参加と地域に対する貢献活動につなげます。  
 この活動は、津久井やまゆり園の支援員が中心となって実施しますが、指定特定相談  
 支援事業所の相談員やサービス管理責任者と連携を図りながら取り組んでまいります。  
 また、津久井やまゆり園日中活動の一環として取り組むため、施設内の日中活動への  
 参加や来園した地域住民ボランティアとの交流だけではなく、利用者が地域に出て、  
 民間事業所のサービスを利用したり、企業や地域団体との様々な地域資源と連携した  
 取組を行ったり、外食、買い物、散歩といった余暇活動を行うなど、日中活動の充実  
 を図ってまいります。

● 協力事業所・団体

- ・ 法人運営事業所 寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン」（生活介護）
- ・ 法人運営事業所 根小屋地区日中活動支援センター「そよかぜ」（生活介護）
- ・ 法人運営事業所 寸沢嵐地区日中活動支援センター「ライフ」（指定特定相談）
- ・ 法人運営事業所 つくいホーム（グループホーム5ヶ所）
- ・ 相模原市社会福祉協議会相模湖地域事務所「ちょこっとボランティア相模湖」

さがみはらししゃかいふくしきょうぎかい ひとたいけんこうぎ  
・相模原市社会福祉協議会「みんないいひと体験講座」

やなぎば ばじちかい  
・柳馬場自治会

## (5) 生活課と日中支援課を統合した支援体制

つくい えん しえんたいせい おも ゆにっと へんそくきんむにな  
津久井やまゆり園のこれまでの支援体制については、主にユニットの変則勤務を担う

せいかつか かないせい にちちゅうかつどう にな にちちゅうしえんか わ たいせい りようしゃしえん  
生活課（3課体制）と日中活動を担う日中支援課に分かれた体制で利用者支援にあた

ってきましたが、令和5年度以降については、生活課と日中支援課を統合し、支援1課、

しえんか しえんか しえんか かないせい あらた  
支援2課、支援3課とした支援課（3課体制）に改めてまいります。

せいかつか にちちゅうしえんか とうごう りようしゃ せいかつ にちちゅうかつどう おお  
生活課と日中支援課を統合することで、利用者の生活と日中活動をより多くの

しえんいん さーびすていきょう じゅうじつ はか じゅうなん しえんたいせい こうちく  
支援員によってサービス提供の充実を図ることができ、柔軟な支援体制を構築する

ことが可能となります。また、組織をスリム化することで、これまで以上に組織統制を

はか かんが  
図ることができると考えております。

## 2 サービス管理責任者や指導的立場にある職員の配置

### (1) サービス管理責任者の配置

さーびす かんりせきにんしゃ じんいんはいちきじゅん せいかつかいごじぎょう りようしゃ にんい か たい  
サービス管理責任者の人員配置基準は、生活介護事業において利用者60人以下に対し、

ひとりいじょう はいち がつ うんえい すたーと つくい せり  
1人以上を配置することになっていますが、8月から運営をスタートした津久井・芹が

や えん かくしえんか わんふるあ つゆにっと にん さーびす かんりせきにんしゃ ひとり  
谷やまゆり園では、各支援課（1フロア、2ユニット20人）にサービス管理責任者を1人

はいち  
配置しております。

さーびす かんりせきにんしゃ そうだんしえんじぎょうしよ れんけい はか ていねい あせすめんと おこな  
サービス管理責任者は相談支援事業所と連携を図りながら丁寧なアセスメントを行

い、さーびすとうりようけいかくしよ そ どうじしゃめせん いしけつていしえん もと こべつ  
い、サービス等利用計画書に沿った、当事者目線による「意思決定支援」に基づいた「個別



支援計画」を作成することで、本人が望む暮らしの場での生活を実現できるよう、グループホーム等の見学や体験利用を通じて、利用者の地域生活移行に取り組んでまいります。また、個別支援計画作成会議には、原則、利用者の参加を得て実施するとともに、サービスの提供後は、利用者本人や第三者の視点を入れて提供したサービスについて評価する「利用者支援評価委員会」を開催するなど、モニタリングの充実を行い、利用者にとってさらに質の高いサービス提供につながるよう、生活の場の選択や地域生活移行に向けた、適正かつ、きめ細やかな支援を積極的に行ってまいります。

## (2) 指導的立場にある職員の配置

園の管理者として園長を1名配置し、その下に事務部門を統括する総務部長と利用者支援を統括する支援部長をそれぞれ1名配置します。部長の下には課長及び主任をそれぞれ配置します。園を運営するにあたり、迅速かつ的確に対応できる組織体制を確立するとともに、全ての活動の基本に「コンプライアンス」を据え、健全で透明性の高い運営が実現できるよう目指してまいります。

## 3 職員採用・職員選考

### (1) 利用者視点を含めた職員選考・職員採用

#### ア 採用選考における実務試験の実施

新採用職員の採用選考の過程の中に園の支援現場における実務試験の評価があります。法人職員は、利用者にマッチするかが極めて重要です。このため、受験者は、実際に1日支援現場に入って支援実務に携わります。それを態度、規律、協調等の

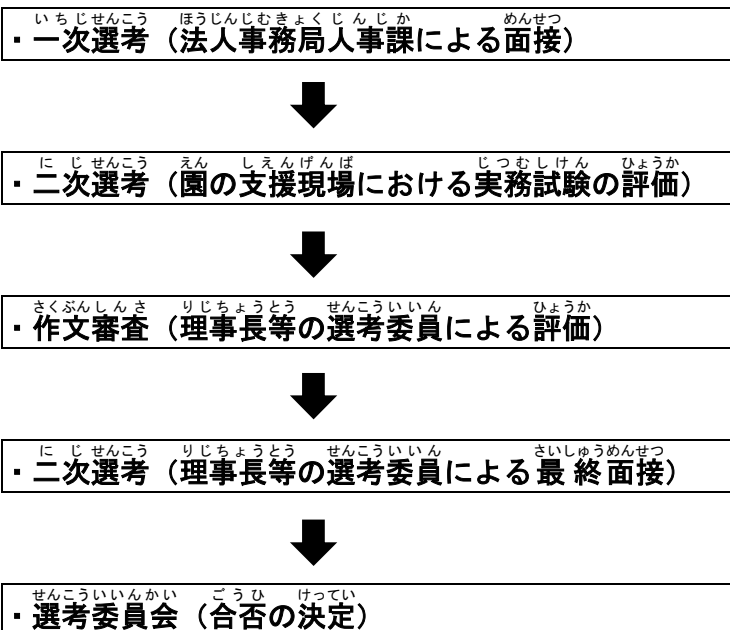
てん かんちょう ひょうか しょけん そうごうひょうか と ぶちょう かくにん  
点について課長が評価し、所見と総合評価を取りまとめ、部長が確認しています。

つくい えん りようしゃ いし ことば かた すく じゅけんせい  
津久井やまゆり園の利用者は、意思を言葉にできる方は少ないですが、受験生の  
たいど げんどう びんかん かん と ひょうじょう たいど あらわ  
態度や言動を敏感に感じ取って表情や態度に表れることがあります。そうした  
りようしゃ かんけいせい かんちょう かんさつ ひょうか  
利用者との関係性を課長が観察し、評価しています。

じつむしけん しえんいん ほうじんしょくいん せんこう ひつす こんご けいぞくじっし  
この実務試験は、支援員をはじめ法人職員の選考には必須であり、今後も継続実施  
してまいります。

しんがたころなういん すかんせんじょうきょう じつむしけん か さくぶん だいたい  
※新型コロナウイルス感染状況によっては、実務試験に代わり作文に代替するこ  
ともありますが、実務試験を入所施設でなく通所施設で実施する等、感染によ  
りすく こうりょ しけんじっし とく  
るリスクを考慮した試験実施に取り組んでまいります。

## イ 採用選考の流れ



## 4 労働環境を適切に確保するための取組

つくい えん ろうどうあんぜんえいせいほう もと えいせいいいんかい せっち しょくいん ろうどう  
津久井やまゆり園では、労働安全衛生法に基づき衛生委員会を設置し、職員の労働の

安全及び健康の確保に取り組んでいます。また、概ね課を単位として労務委員を選出し、

労務委員を構成員とする労務委員会を毎月開催しています。労務委員の代表である労務

委員長と常務理事・法人事務局は定期的に打合せを開催しています。

職員の労務関係を適法に維持するため、専門職である社会保険労務士と弁護士に委託

契約し、相談を行っております。

職員のメンタルヘルス対策としては、精神科医による個別相談や、外部の

メンタルケア・カウンセリングサービスを提供しています。ハラスメント防止対策とし

て、外部の相談窓口を設置しています。

## 5 支援職員の労働環境の確保

### (1) 労務委員長との打合せ

法人には労働組合はありませんが、各園では概ね課を単位として労務委員を選出し、

労務委員を構成員とする労務委員会を毎月開催しています。職員の代表が労務委員長

で、各園の労務委員長と常務理事・法人事務局は定期的に打合せを開催しています。令和

2年度のこれまでの打合せの内容は、人事異動、特定処遇改善加算、職員就業規則の

一部改正等に関する情報提供と意見交換です。

労務委員長の判断で各園職員からアンケートを取り、それを理事長に提出すること

も行っています。

今後もこの打合せを継続し、支援員を含む職員の労働環境の維持・改善に取り組んでまいります。

## (2) 社会保険労務士への相談

職員しよくいんの労働環境ろうどうかんきょうを適法てきほうに維持いじし、就業上しゅうぎょうじょうの課題かだいに対応たいおうするため、社会保険労務士しゃかいほけんろうむしと契約けいやくし、毎月まいつき、社会保険労務士しゃかいほけんろうむしと法人事務局人事課ほうじんじむきょくじんじかが相談そうだんを行っています。

今後こんごもこの契約けいやくを継続けいぞくし、適法てきほうな職員しよくいんの労働環境ろうどうかんきょうの維持・改善かいぜんに取り組んでまいります。

## (3) 顧問弁護士への相談

職員関係しよくいんかんけいを含む法人運営上ふく ほうじんうんえいじょうの諸課題しょかだいについて、法的解釈ほうてきかいしゃくを踏まえた適法てきほうな対応たいおうを行うため、知的障がい者福祉ちてきしょうに精通しゃふくしした弁護士せいづう べんごしと顧問契約こもんけいやくを締結ていけつし、適宜相談てきぎそうだんを行っています。また、顧問契約こもんけいやくとは別に、特定事項べつ とくていじこうについて弁護士べんごしとしての意見書いけんしょをいただいています。令和元年度の愛名れいわがんねんどやまゆり園あいな えんもとえんちやう園長ふしょうじの不祥事うを受けて、令和元年度から理事長りじちやうはじめ幹部職員かんぶしよくいんを対象たいしやうとする事故・不祥事防止研修じこ ふしょうじぼうしけんしゅうを継続実施けいぞくじっししており、その講師こうしも依頼いらいしました。

今後こんごもこの契約けいやくを継続けいぞくし、適法てきほうで適切な法人運営てきせつ ほうじんうんえいに努めてまいります。

## (4) 衛生委員会の運営

労働安全衛生法第18条ろうどうあんぜんえいせいほうだいの規定じやう きていにより、職員しよくいんの労働の安全及び健康ろうどう あんぜんおよ けんこうの確保かくほを目的もくてきとして衛生委員会えいせいいいんかいを設置せっちしています。毎月まいつき、委員会いいんかいを開催かいさいし、職員しよくいんの健康障害けんこうしょうがいを防止ぼうしするための基本対策きほんたいさくを講じたり、職員健康管理研修しよくいんけんこうかんりけんしゅうを行っています。

## (5) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策めんたるへるすたいさくとして、次つぎのとおり引き続き相談窓口ひ つづ そうだんまどぐちを設置せっちし、研修けんしゅうを実施じっしします。

## ア メンタルヘルスケア特別対策事業

津久井やまゆり園事件を契機として、精神科医に委託して、職員のメンタルヘルスケアを行う事業を実施しています。内容は、精神科医が各園を巡回しての職員個人又はグループでの面談による相談、メンタルヘルスケアに関する研修の開催等です。事件後、継続的に相談している職員もおります。令和3年度は法人全体で年12回実施しました。まだ精神的な不安が続いている職員がおりますので、引き続き実施してまいります。

## イ メンタルケア・カウンセリングサービス

職員は、法人が契約する損害保険会社を通じて、民間企業が提供するメンタルケア・カウンセリングサービスを受けることができます。内容は、心理カウンセラーによる電話カウンセリングとカウンセリングルームでの心理カウンセラーによる面談カウンセリングです。毎年度、全職員にリーフレットを配布して周知しています。

## ウ メンタルヘルスラインケア研修

部長・課長等の管理監督者は、部下である職員の健康を守る義務が課せられています。このため、毎年度、管理監督者を対象にメンタルヘルスラインケア研修を実施しています。内容は、職場環境の改善、個別の相談対応、セルフケアの実施について研修しています。

## エ メンタルヘルスセルフケア研修

まいねんど しんさいようしょくいんむ じっし ないよう すとれす き すとれす  
毎年度、新採用職員向けに実施しています。内容は、ストレスへの気づき、ストレス  
への対応、自発的な相談について研修しています。

## (6) ハラスメント防止対策

はらすめんと ぼうしきたいさく つぎ ひ つづ そうだんまどぐち せっち けんしゅう じっし  
ハラスメント防止対策として、次のとおり引き続き相談窓口を設置し、研修を実施し  
ます。

### ア 外部の相談窓口の設置

がいぶ こうえきざいだんほうじん いたく せくしゃる はらすめんと ぼわー はらすめんと  
外部の公益財団法人に委託して、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、  
またにていはらすめんと などさまざまなハラスメントに関して職員が相談できる  
相談窓口を設置しています。職員は、財団の産業カウンセラー等の有資格者に電話  
で相談することができます。法人は毎月、相談実績について利用状況の報告を受け  
ています。

### イ 法人内の相談担当者の設置

ほうじんない はらすめんと そうだんたんとうしゃ せっち かくえん めい だんじょかくいちめい  
法人内にハラスメント相談担当者を設置しています。各園2名（男女各1名）の  
たんとうしゃ しょくいん りーふれつと はいふ ぼすたー けいじ しゅうち  
担当者がおり、職員にはリーフレットの配布とともにポスターを掲示して周知して  
います。

### ウ ハラスメント防止研修

まいねんど いっぱんしょくむ かんりしょくむ はらすめんと ぼうしけんしゅう じっし  
毎年度、一般職向けと管理職向けにハラスメント防止研修を実施しています。  
はらすめんと そうだんたんとうしゃむ けんしゅう ねん かいじっし  
ハラスメント相談担当者向けの研修は、2年に1回実施しています。

## 6 介護設備の活用による職員負担の軽減、ハラスメント対策など職員を守る取組み

とうじしゃめせん しえん ちゅうかく いし けつていしえん すず おこな  
当事者目線の支援の中核となる意思決定支援を進めていくうえで行っている

あせすめんと しえんしょくいん とうじしゃ しょうさい きろく きほん いし けつていしえん すず  
アセスメントは支援職員による当事者の詳細な記録が基本であり、意思決定支援を進め

ている津久井やまゆり園では記録に要する時間が課題となっています。この課題に対して

法人全体でICT（情報通信技術）を活用し、話し言葉を文章化するシステムの導入を

目指すことで、職員の記録時間の削減、負担の軽減に取り組んでまいります。

ハラスメント防止対策として、外部の相談窓口の設置、法人内の相談担当者の設置及び

ハラスメント防止研修の開催等を講じることで、法人の方針を明確化し、管理・監督者を

含む職員に対して、その方針を周知・啓発してまいります。

## 7 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制

施設・設備等の維持管理に係る担当職員については、維持管理業務責任者及び維持管理

業務担当者をそれぞれ配置します。法人は、これまでも施設維持管理業務の経験者を配置

してきており、委託業務内容への理解と豊富な経験に基づいて管理を行っています。

委託先、県担当者との連絡調整を綿密に行い、必要に応じて委託業務について説明責任

を果たせる体制を構築してまいります。

## 8 小規模ユニットケアに対応するための勤務体制

### (1) 職員配置と勤務体制

津久井やまゆり園はユニット型・個室の施設ですが、2つのユニットで1フロアを構

成していることから、効率的・効果的に支援を行うため、フロアを単位とする職員配置

として1つの支援課（1フロア、2ユニット20人）としております。

勤務体制については、早出、日勤、遅出、夜勤のシフトを細分化して職員を配置す

ることで、手厚い支援が必要な時間帯をカバーし、利用者の安心・安全ある生活を提

するとともに、個々のニーズに沿ったサービス提供がなされるよう、小ユニット化されたハード面を十分に活かし、きめ細やかなゆとりある生活をサポートしてまいります。夜間帯においては緊急時想定もしくは防犯体制の強化も含め、全体でもう1名の夜勤職員を確保し、合計で7名の夜勤職員を配置し、夜勤業務に当たる職員の安心と負担感の軽減、有事の際の初動強化に努めてまいります。

## (2) ユニット型個室を活用した利用者支援の充実

完全個室化された津久井やまゆり園では、利用者のプライバシーを守ることができ、より個人を尊重した支援サービスが提供できるよう配慮されております。完全個室で生活空間が分けられていることによって、より細やかな個別支援を行うことができ、利用者支援員がユニットごとに生活を共にすることで、従来型の集団的な支援とは異なる、個別対応型の支援が可能となりました。津久井やまゆり園では、手厚い職員配置を十分に活かしながら、個々のニーズに合ったユニット内でのきめ細やかなサービス提供の充実を図ることで、個々の生活スタイルに沿った個人時間を大切にしたい、より家庭的な雰囲気やコンセプトとした食事提供や、環境配慮によるプライバシーの確保、利用者お一人おひとりの個性や生活リズムに合わせたゆとりある生活をサポートしてまいります。

## (3) ユニット玄関の24時間開錠に対する支援

津久井やまゆり園では、利用者が居住するユニットの玄関について、利用者ご本人の意思に基づいて屋内から屋外へ外出できるよう24時間開錠としております。日頃か



利用者のアセスメントをしっかりと行い、ご本人の外に出かけたいという思いに寄り添った支援に取り組んでおります。今後は希望される利用者ご自身にユニットのカードキーをお渡しすることで、外からユニット内に自由には入れるような環境づくりに努めてまいります。

## Ⅶ 人的な能力、執行体制

### (Ⅺ) 人材育成の考え方

#### 1 人材育成の理念に基づく研修の実施

支援員が様々な研修を通して専門性を高めて、安心して職務に専念するためには、法人として職員ケアを重視する姿勢が必要です。職員ケアとは、広い意味では職員処遇等様々な視点がありますが、支援員以外の職員も、その専門性を高めるための研修が必須であると考えます。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による新しい生活様式への対応も求められています。

そのため、法人として、職員ケアの視点を踏まえ、従来型の集合研修形式から自ら必要な研修を選択できる形式に変えて、多様な研修企画と選択による受講を通して、自らの専門性を高め、能動的な人材育成と適切な組織運営を図り、利用者サービスの質を高めてまいります。

#### (1) 利用者の人権侵害防止、意思決定支援を実現するための組織内研修

##### ア 人権に根ざした利用者本位の支援のための研修の実施

利用者の人権侵害防止及び意思決定支援をテーマとした研修、訓話について、理事長を始めとした幹部職員、外部講師等、又は障害当事者などを講師として、園内での研修やWebによる研修など、受講しやすい形式を設定して、実施してまいります。

客観的な気づきを得て、共同会の基本理念に立ち返り利用者の権利擁護の徹底に取り組んでまいります。

## イ 身体拘束・虐待防止基礎研修の実施

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月

厚生労働省)や「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束

ゼロ作戦推進会議)等を常勤職員全員に配布します。

これらをテキストとする身体拘束・虐待防止基礎研修を実施し、効果測定を行い、

身体拘束の軽減・廃止、虐待防止のための基礎固めを徹底して行います。

## ウ 新たな時代に対応できる法人研修体系図に基づく研修の実施

当法人において、職員研修制度は特色(売り)の一つであると自負しています。

研修形式については、新たな生活様式への対応と自らが取得必要な能力を

高められる選択が可能なWeb形式を取り入れて実施しています。また、県が目指す

「当事者目線の障がい福祉」の実践ができるように、身体拘束の廃止や意思決定支援

の推進、通過型施設への移行などに対応した職員研修の強化ができるように、必

新たな時代に対応する法人研修体系に基づく研修を実施してまいります。

### (ア) 階層別研修などの基本研修

非接触型「サポーターズ・カレッジ」によるWeb講義受講を研修の基本とします。

① 新たにキャリアパスを踏まえた受講シラバスモデルを作成、職員の計画的な

人材育成を進めます。

② 年度当初に職員から各園に受講計画書を提出し、各園の上席者は個々の

職員の研修の受講管理を行います。

③ 階層別研修の整理統合を行います。階層別研修は、採用前、フレッシュマン、  
中堅級、管理監督者、幹部級の5区分とします。

④ サポーターズ・カレッジ

障がい者福祉施設の職員の方へ向けた、オンラインの職員研修（障害者  
支援研修 eラーニング © Copyright - 特定非営利活動法人NPO人材開発機構&

株式会社ラーニングスクエア All rights reserved.）。

(イ) 「課題別研修」と「その他必要な研修」の統合

県が新たに求める身体拘束の廃止や意思決定支援、通過型施設への移行等の  
「新たな障がい福祉」を担うための研修について、企画実施します。（虐待防止  
研修、自己不祥事防止研修、知的障がい者の地域移自立生活の支援体験など）

(ウ) 職種別研修の活性化

少数職種の職員（相談支援員、事務職、看護職、栄養職など）の専門性の向上  
を目的に研修を新たに企画実施します。

(エ) 幹部級、管理監督者級の研修の充実強化

法人幹部職員のマネジメント力の向上を目的に、管理監督者級職員も含めた  
福祉経営等のトップマネジメント研修を企画実施します。

(オ) フレッシュマン研修の実施

新たに法人職員となったフレッシュマンを対象に津久井やまゆり園の  
モニュメントを活用して、津久井やまゆり園事件の教訓の継承研修と献花を  
カリキュラムに入れて、集合研修により実施します。

## (カ) 研究・自主啓発型研修の実施

事例研究の発表会、職員が任意で希望する法人内他事業所での勤務体験や法人内交換研修も引き続き、実施します。

## (キ) 現場レベルでの職員育成の徹底

新規採用した職員には、前歴、経験及び年齢等を加味し、必要に応じてチューター制度によるサポート体制を取ります。また、上席や先輩職員は、日ごろから現場職員に対し、利用者支援や職務について気軽に相談できるように声掛け、心配りを徹底するとともに、施設長等が、上席職員や先輩職員をサポートし、連携して職員育成に取り組んでまいります。

## (ク) 外部専門家等によるスーパーバイズ研修、コンサルテーション等の実施

外部専門家等から、人権侵害防止、身体拘束軽減及び意思決定支援の方法等についてのアドバイスをいただきながら、利用者の支援を一緒に考えるため、スーパーバイズ研修、コンサルテーション等を実施します。外部の目を入れることによる透明性の確保に取り組んでまいります。

## (ケ) 犯罪・不祥事防止研修の実施

法令遵守及びコンプライアンスを徹底するために、弁護士等を講師として、理事長及び幹部職員をはじめとする職員を対象に、犯罪に係る、事故・不祥事防止研修を定期的に実施します。また、職員が部長昇格した際には昇格時、部長以上で採用した職員には採用時に実施してまいります。

## (2) 職員ケア・働きやすい職場づくりのための研修の実施

### ア 安全で安心して働ける職場づくりのための研修の実施

腰痛防止を始めとする介護技術や支援中のケガや事故防止、交通事故防止、感染防止対策研修等を随時実施します。各委員会等から、現場の研修ニーズに合わせたテーマで研修を実施します。また、ハラスメント防止のための職員向けの研修及び相談窓口担当職員向け研修を継続して行います。労働法関係や運用についての研修等にも積極的に参加し情報収集に取り組んでまいります。

### イ メンタルヘルス研修の実施及び法人メンタルヘルス特別対策事業の継続

メンタルヘルスのセルフケア研修（職員対象）、ラインケア研修（管理職対象）を年1回実施します。ストレスチェックを定期健康診断時に実施、職員一人ひとりのセルフケアに活用するとともに、職場のストレス状況の傾向を衛生委員会にて産業医とともに確認します。また、法人メンタルヘルス特別対策事業を継続してまいります。

## (3) 研修以外の職員育成の取り組み

### ア 組織活性化のための5S活動の実践

法人の基本理念を全職員が共有し、その実践に向けて意識や行動の変革を促し組織活性化を図るため、令和3年度に外部コンサルタントに依頼して、津久井やまゆり園において、5S活動を実践しています。5S活動とは、①整理、②整頓、③清掃、④清潔、⑤躰（しつけ）という5つの要素を組織内で推進することにより、作業の効率化や生産性の向上を可能とし、組織を活性化させるというものです。

令和4年度は、芹が谷やまゆり園で実施し、その後、法人全体に水平展開して、職員の行動に当事者意識を確立し、津久井やまゆり園の再生基本構想の理念を全法人に意識づけられるようにします。

## 2 職員のための研修システムの構築

当法人の法人理念では、「人権に根ざした利用者本位」の支援を目指すことを規定していますがこの理念と同様、県立障害者支援施設の指定管理を適切に受託していくには神奈川県が示している運営基本方針である「当事者目線の障がい福祉」を理解し、この実践していくための人材を育成していくことが重要な研修であり、研修システムを構築していく必要があると考えています。

### (1) 研修体系に基づく、採用時から一貫した研修及び人材育成システムの構築

#### ア 研修部門と人事部門の連携した人材育成

法人研修では、基本研修、課題別研修、職種別研修、幹部級、管理監督者研修、フレッシュマン研修、研究・自主啓発型研修などを体系化して、構築しています。これは、採用時から配属、そして配属後も継続して、法人事務局と園が連携をとり、人材育成を行うシステムとしています。

#### イ 研修参加後の効果測定とフォロー体制

職員個々に法人研修ファイルを配布し、自身が受けた研修資料や履歴を積み上げていきます。また、研修参加後の感想文・報告書等は法人事務局職員と園上席職員が確認し、必要に応じて双方が連携し、適宜職員個々のフォローアップにつなげます。研修内容(身体拘束等)によっては、達成度を確認することでよりチーム支援

の向上を目的とし、テスト方式による確認を行ってまいります。

## (2) 「当事者目線の障がい福祉」の理解と実践のための人材育成

### ア 津久井やまゆり園意思決定支援の法人内普及・展開

これまでの津久井やまゆり園における意思決定支援の取組みは、利用者の意思決定の支援だけではなく、利用者支援全般の改善に大きく寄与することが明らかになっています。これは、県が進める「当事者目線の障がい福祉」に結びつくものであり、津久井やまゆり園の取組みを法人全体で職員研修として、職員が学びます。

### イ 当事者目線の障がい福祉の実践を目的とした研修科目の実施

目指す当事者目線の障がい福祉を担い、日々の利用者支援において能動的・積極的に支援等の業務の実践を具体的な目的とした研修科目を設定し、法人研修として実施します。

### ウ 障がい当事者・利用者の研修への参画推進

「当事者目線の障がい福祉」への理解を目的として、職員研修の企画や講師等に、障がい当事者・利用者の参画を推進します。

### エ 利用者支援方法の共有

個別の利用者支援について、環境整備や支援方法のマニュアル化に取り組みます。マニュアルの形骸化を防ぐため、日々の支援の積み重ねとモニタリング会議等を経て、随時更新・チーム内で共有します。さらに、個々の支援を所属セクションやケア会議等を通して、園内でも共有し、身体拘束軽減事例や困難事例を共有することで、



適切な支援技術を全体で共有、蓄積し、個々の支援の向上につなげてまいります。

## オ ガイドライン・マニュアル等の見直し、再点検及び運用の徹底

身体拘束の三要件の厳格な運用、身体拘束の軽減・廃止に向けた取組み並びに虐待

の疑いのある事案への速やかな対応を図るため、総合支援部長会議の構成員により、

身体拘束等行動制限取り扱い要領等の見直しに取り組んでいます。令和2年10月

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）等を参考に、その他

のマニュアルや、自己点検や振り返りシートなども含めて再点検します。運用方法等、

各種記録や様式等の関連が分かる資料を作成の後、職員研修等を通して周知徹底し

てまいります。

## 3 外部研修への参加機会の保障

### (1) 業務へ直接係わる支援者養成研修等

サービス管理責任者、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）、相談支援専門員

及び喀痰吸引研修等については、派遣研修として、実施してまいります。

### (2) 法人外主催研修への参加

社協、事業所協会及び他法人等主催の研修については、幅広い知識と人的交流

機会を得る貴重な機会であり、職員の自発的参加を促し、派遣研修を実施してまい

ります。

### (3) 他法人・他施設の職員派遣、研修及び見学等の実施

ユニットケアや強度行動障害のある方の支援にあたっている事業所（当法人施設の

希望の丘はだのを含む)等へ職員派遣、研修及び見学等を実施します。実施後、報告会等を開催し、職員が気づいたこと、感じたことを園内にフィードバックし業務改善に生かします。利用者にも一緒に同行していただけるような施設見学も実施してまいります。

#### (4) オンラインの活用及び安全面の配慮

新しい生活様式への対応、特に新型コロナウイルスへの感染リスクの軽減の目的もありますが、外部研修への派遣において、オンラインの活用や出張方法に自家用車利用(経費は園負担)など、柔軟な対応をしてまいります。

### 4 資格取得や研修参加のための配慮

#### (1) 業務へ直接かかわる支援者養成研修等

サービス管理責任者、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)、相談支援専門員及び喀痰吸引研修の派遣研修は、職務として公費により実施してまいります。

#### (2) 社会福祉士等の資格取得支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格を法人在職中に取得した職員にほう賞金を支給しています。また、受験資格を取得するためのスクーリング等にかかわる日数を、業務に支障のない範囲で職免扱いにしています。

#### (3) 福祉関係以外の資格取得支援

マイクロバスが運転できる自動車運転免許取得費用、衛生管理者(2種)の資格取得費用の一部を予算の範囲で助成しています。資格取得支援を継続してまいります。

#### (4) 職員しよくいんの自己研鑽じ こ けんざんへの支援しえん

研究活動けんきゆうかつどう援助事業えんじょじぎょうとして、職員しよくいんの自主的じしゆてきな研究活動けんきゆうかつどうに助成金じよせいきんを支給しきゆうしています。

これは、忙しい中いそがしいなかでも課題かだいを捉え、能動的のうどうてきな解決かいけつを目指めざして、自分自身じぶんじしんを高めていく

活動かつどうに支援しえんすることにより、人材じんざい（材）育成いくせいの大きな成果おがあると考おえていますので、

引き続ひきつづき、進すすめてまいります。

### 5 民間施設みんかんしせつのバックアップぼくくあっぷ及び人材育成あつぶのおよびじんざいアプローチいっくせい

#### (1) 法人主催ほうじんしゆさい研修けんしゆうの公開こうかい

法人内ほうじんにの実践発表会じっせんはつひようかいや、法人ほうじんが主催しゆさいする研修けんしゆうの一部いちぶを、関係者かんけいしやまたは一般向けいっばんむけに

公開こうかいして実施じっしします。今後こんごは、新型コロナウイルスしんがたころなういるすの感染かんせん状況をじょうきよう踏ふまえ、ズームや

ユーチューブ等ゆうちゆうぶとうを利用りようしたオンライン配信おんらいんはいしんにも随時ずいじ取り組とりくんでまいります。

#### (2) 支援者養成しえんしやようせい研修等けんしゆうとうへの講師こうし・ファシリテーター等ふあしりてーたーの職員派遣しよくいんはけん

サービス管理責任者講習会かんりせきにんしやこうしゆうかいや強度行動障きやうどうしやうがいしや害支援者養成しえんしやようせい研修等けんしゆうとうにおいて、主催者しゆさいしやか

ら講師こうしやファシリテーター等ふあしりてーたーの派遣はけん依頼いらいに基づき、随時もとづき職員しよくいんを派遣はけんしてまいります。

#### (3) 民間施設等みんかんしせつとうの研修等けんしゆうとうへの職員派遣しよくいんはけん

民間施設等みんかんしせつとうから強度行動障きやうどうしやうがいしや害者しえんへの支援いや意思決定支援いしけつていしえんの取組とりくみ状況じょうきようとう等の法人ほうじん

職員しよくいんの講師派遣こうしはけんの依頼いらいには支障ししやうがない限りかぎり、派遣対応はけんたいおうします。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症しんがたころなういるすかんせんしやうに係る感染施設かかかんせんしせつへの応援職員おうえんしよくいんの派遣はけん

新型コロナウイルス感染症しんがたころなういるすかんせんしやうに係る感染かんせんによる民間等施設みんかんとしせつからの応援要請おうえんようせいに対しては、

県けんや県社協けんしやきやうの協きやう力の登録きやうりよくをとうろくしており、派遣職員はけんしよくいんの家族等かぞくとうへの感染かんせんリスクも考くわ慮りよして、

おうえんはけん じっし  
応援派遣を実施しています。

## (5) インターンシップ就業体験の実施

しんそつがくせいさいようかつどう いっかん がくせい しゅうぎょうたいけん せっきょくてき うけいれて  
新卒学生採用活動の一環として、学生の就業体験を積極的に受け入れてきました。

さいよう ちよくせつ わかいせだい しょうがいふくし りかい  
採用に直接つながらないケースもありますが、若い世代への障害福祉への理解を

ふかめて けいぞく  
深めていただくためにも継続してまいります。

## (6) 研修生、実習生の受入れ

ふくしせんもん がくせい ほいくししかく きょういんしかく しゃかいふくししょうせいとう けんしゅうせい じっしゅうせい  
福祉専門の学生、保育士資格、教員資格、社会福祉士養成等の研修生や実習生を

せっきょくてき うけい ひきつづき ふくしじんざい いくせい とりくむ けんしゅう  
積極的に受け入れてきました。引き続き、福祉人材の育成に取り組むとともに研修、

じっしゅう しゅうりょうご きにゆう あんけーととう ないよう しょくいんかん きょうゆう りようしゃ  
実習の終了後に記入していただくアンケート等の内容を、職員間で共有し、利用者

しえん りようしゃ せいかつかんきょう こうじょう い  
支援、利用者の生活環境の向上に活かしてまいります。

## Ⅷ 財政的な能力

### (Ⅻ) 財務状況

#### 1 財務報告の信頼性確保のための内部統制

##### (1) 会計監査人の設置

法人では、平成29年4月から会計監査人を設置し、適正な経理処理と計算書類の作成に努め、会計監査人による監査で実施される内部統制の評価を通じて、財務情報の信頼性の向上やガバナンスの強化になりますので、今後も進めてまいります。

##### (2) 会計事務所による経理支援業務

法人では、経理・財務の信頼性強化のため、社会福祉法人会計に精通した会計事務所  
に経理支援業務を委託し、年4回、専門家である公認会計士等が仕訳や証憑等の検証  
を今後も実施してまいります。

##### (3) 経理に関する内部監査

法人では、総務部長及び総務課長による総務（経理を含む。）に関する内部監査を四  
半期に1回実施し、特に、利用者個人に係る現金出納、現金や預貯金通帳等が適正な  
取扱いを確認しています。さらにこの内部監査に一部、監事の同席をいただき、より  
強化・連携を図り、内部統制の強化と業務効率の向上の両立を目指し、今後も継続実施  
してまいります。

#### 2 指定管理料と国からの報酬の重複の有無の確認

法人では、過去に2回、指定管理料の国からの報酬の重複の指摘があり、県と協議の  
結果、指定管理料の返還を行っています。これは、3年に一度行われる障害福祉サービス

とうほうしゅうかいてい さい そうせつ かさんとう していかんりりょう ちょうふく ほっせい かのうせい  
等報酬改定の際に創設される加算等により指定管理料との重複が発生する可能性につ  
いて、ほうじん 法人としての認識が不十分であったことに原因がありました。

そのため、ほうじん 法人としての確認において、令和3年度から会計事務所に重複の確認を年  
2かいおこなう 回行うこととして、実施します。なお、この結果を半期に一度、けん ほうこく 県に報告してまいりま  
す。

### (1) しえんぶ そうむぶ ほうしゅうせいきゅう 支援部と総務部による報酬請求

まいとし4 がつ ていしゆつ たいせいとどけ じっさい きーび すていきょう おこなうしえんぶ せいきゅうじむ  
毎年4月に提出する体制届は、実際にサービス提供を行う支援部と請求事務の  
とりまとめ おこなうそうむぶ きょうりよくたいせい さくせい えんぜんたい きーび すていきょう  
取りまとめを行う総務部の協力体制により作成しています。園全体でサービス提供  
ほうしゅうせいど りかい ふかめ ていきてき おこなわれるほうしゅうかいてい たいおう  
と報酬制度への理解を深め、定期的に行われる報酬改定に対応してまいります。

まいつき せいきゅうじむ しえんぶかくか きーび すていきょうじっせき そうむぶ  
毎月の請求事務においても、支援部各課でまとめたサービス提供実績を、総務部が  
かくにん うえ せいきゅう ながれ しょり えん ちえつくたいせい けいぞく  
確認した上で請求するという流れで処理しており、園としてのチェック体制を継続す  
てきせい ほうしゅうせいきゅうじむ とりく  
ることで、適正な報酬請求事務に取り組みます。

### (2) かいけいたんとうしゃかいぎ せいきゅうじむたんとうしゃ じょうほうこうかん そうごかくにん 会計担当者会議における請求事務担当者の情報交換、相互確認

ほうじん ほうじんかくえん せいきゅうじむたんとうしゃ あつまってねん6 かい かいけいたんとうしゃかいぎ かいさい  
法人では、法人各園の請求事務担当者が集まって年6回、会計担当者会議を開催し  
かいぎ なか じょうほうこうかん そうごかくにん おこな  
ており、この会議の中で情報交換、相互確認を行っています。これは、ほうじん していかんり 法人が指定管理  
しせつ ふくむふくすう しょうがいしゃしえんしせつ うんえい おこなって かのう  
施設を含む複数の障害者支援施設の運営を行っていることから可能となっていること  
とりくみ せいきゅうじむ ほうしゅうせいど りかい ふかめて こんご けいぞく  
であり、この取組みにより請求事務、報酬制度への理解を深めています。今後も継続  
じっし ほうしゅうせいきゅうじむ てきせいか つと  
して実施し、報酬請求事務の適正化に努めてまいります。

## 3 かりいれきん 借入金について

どくりつぎょうせいほうじんふくしりょうきこう みんかんきんゆうきかんとう かりいれきん ひきつづき  
独立行政法人福祉医療機構や民間金融機関等による借入金はありません。引き続き

あんてい ほうじんうんえい おこな  
安定した法人運営を行ってまいります。

## IX コンプライアンス、<sup>しゃかいこうけん</sup>社会貢献

### (XⅢ) コンプライアンス

#### 1 <sup>しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうとう</sup> 障害者虐待防止法等の法令遵守の徹底等

##### (1) <sup>しょうがいしゃぎやくたいぼうし</sup> 障害者虐待防止に係る法人理念、<sup>かかろほうじんりねん</sup>方針等における<sup>ほうしんとう</sup>明示<sup>めいじ</sup>

<sup>ほうじんりねん</sup> 法人理念の<sup>さいじゅうようぶぶん</sup>最重要部分である「<sup>じんけん</sup>人権に<sup>ねざし</sup>根差した<sup>たりようしゃほんい</sup>利用者本位の<sup>しえん</sup>支援」について、<sup>けんしゅう</sup>研修、<sup>かいぎ</sup>会議、<sup>にちじょう</sup>日常の中で、<sup>なか</sup>理事長<sup>りぢょうはじめ</sup>はじめ上<sup>りぢょうはじめ</sup>席<sup>じょうせき</sup>職員から<sup>くりかえし</sup>繰り返し、<sup>くりかえし</sup>繰り返し、<sup>てつてい</sup>徹底して<sup>でんたつ</sup>伝達して<sup>い</sup>いきます。<sup>あわせて</sup>併せて、<sup>しよくいんしゅうぎようきそく</sup>職員就業規則において、<sup>ふくむ</sup>服務に<sup>かんし</sup>関し「<sup>しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう</sup>障害者虐待防止法の<sup>じゅんしゅおよび</sup>遵守及び<sup>かながわけんちてき</sup>神奈川県知的<sup>しょうがいしせつだんたいれんごうかい</sup>障害施設団体連合会が<sup>さくてい</sup>策定した『<sup>あおぞらプランⅢ</sup>あおぞらプランⅢ』の<sup>しゅし</sup>趣旨を<sup>そんちよう</sup>尊重し、<sup>つねにしせつりようしゃほんい</sup>常に施設利用者本位の<sup>ぎょうむすいこう</sup>業務遂行に<sup>つとめ</sup>務めなければ<sup>な</sup>ならない。」とする<sup>きてい</sup>規定を<sup>ほうじん</sup>法人<sup>りねん</sup>理念とともに<sup>くりかえししよくいん</sup>繰り返し職員に<sup>つた</sup>伝えてまいります。

##### (2) <sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束・<sup>ぎやくたいぼうし</sup>虐待防止<sup>きそけんしゅう</sup>基礎研修<sup>じっし</sup>の実施

「<sup>しょうがいしゃふくししせつとう</sup>障害者福祉施設等における<sup>しょうがいしゃぎやくたい</sup>障害者虐待の<sup>ぼうし</sup>防止と<sup>たいおう</sup>対応の<sup>てびき</sup>手引き」（<sup>れいわ2ねん10がつ</sup>令和2年10月<sup>こうせいろうどうしょう</sup>厚生労働省）や「<sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束<sup>ぜろ</sup>ゼロへの<sup>てびき</sup>手引き」（<sup>へいせい13ねん3がつ</sup>平成13年3月<sup>こうせいろうどうしょう</sup>厚生労働省「<sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束<sup>ぜろ</sup>ゼロ<sup>さくせんすいしんかいぎ</sup>作戦推進会議」）等を<sup>とう</sup>常勤<sup>じょうきん</sup>職員<sup>しよくいん</sup>全員に<sup>はいふ</sup>配布します。

これらをテキストとする<sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束・<sup>ぎやくたいぼうし</sup>虐待防止<sup>きそけんしゅう</sup>基礎研修<sup>じっし</sup>を実施して<sup>しよくいん</sup>職員に<sup>じゅこう</sup>受講させ、<sup>じぶん</sup>あるいは<sup>がくしゅう</sup>自分で<sup>がくしゅう</sup>学習させます。

<sup>けんしゅうじゅこう</sup>研修受講あるいは<sup>がくしゅう</sup>学習の<sup>こうかそくてい</sup>効果測定を行うため、<sup>おこなう</sup>職員に<sup>しよくいん</sup>テストを<sup>てすと</sup>実施し、<sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束の<sup>けいげん</sup>軽減・<sup>はいし</sup>廃止、<sup>ぎやくたいぼうし</sup>虐待防止のための<sup>きそがため</sup>基礎固めを<sup>てつてい</sup>徹底して<sup>おこな</sup>行います。

##### (3) <sup>とう</sup>ガイドライン・<sup>みなおし</sup>マニュアル等の<sup>さいてんけんおよび</sup>見直し、<sup>うんよう</sup>再点検及び<sup>てつてい</sup>運用の徹底

<sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束の<sup>ようけん</sup>3要件の<sup>げんかく</sup>厳格な<sup>うんよう</sup>運用、<sup>しんたいこうそく</sup>身体拘束の<sup>けいげん</sup>軽減・<sup>はいし</sup>廃止に向けた<sup>むけた</sup>取組み並びに<sup>ぎやくたい</sup>虐待の



うたがひ じあん すみやか たいおう はかる そうごうしえんぶちょうかいぎ こうせいじん しんたい  
疑いのある事案への速やかな対応を図るため、総合支援部長会議の構成員により、身体

こうそくとうこうどうせいげんとりあつかいようりょうとう みなおし とりくんで れいわ2ねん10がつ しょうがいしゃ  
拘束等行動制限取り扱い要領等の見直しに取り組んでいます。令和2年10月「障害者

ふくししせつとう しょうがいしゃぎやくたい ぼうし たいおう てび こうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょく  
福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省社会・援護局

しょうがいほけんふくしぶしょうがいふくしかちいきせいかつしえんすいしんしつ など さんこう そのほか まにゅある  
障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)等を参考に、その他のマニュアルや、

じこてんけん ふりかえりしーと ふくめてさいてんけん うんようほうほうなど かくしゅきろく ようしきどう  
自己点検や振り返りシートなども含めて再点検します。運用方法等、各種記録や様式等の

かんれん わかるしりょう みなおしたうえ しょくいんけんしゅうとう とおしてしゅうちてい  
関連が分かる資料を見直した上で、職員研修等を通して周知徹底してまいります。

#### (4) 身体拘束に係る自己点検・振り返りシートの実施

しんたいこうそく かかるじこてんけん ふりかえりしーと じっし  
身体拘束に係る自己点検・振り返りシートの実施を毎月行います。不適切支援から

ぎやくたい いたるまえ かだい ちゅうしゅつし かいぜんこうどう そしきてき あわせて じっこうせい  
虐待に至る前に課題を抽出し、改善行動に組織的につなげます。併せて、実効性を

たかめる しんたいこうそく かかるきろく しょくいんとう はいち だいさんしゃてきてん てんけん  
高めるため、身体拘束に係る記録をチェックする職員等を配置し、第三者的視点で点検

します。人材は、制度に精通した他法人または市町村のOB職員が考えられますが、

ほうじんない ようせい ふくめてけんとう  
法人内での養成も含めて検討してまいります。

## 2 指定管理者制度に係る関係法令等の遵守の徹底

### (1) 関係法令等の遵守に係る法人理念、方針等における明示

ほうじん きほんりねんおよびしょくいんこうどう ししん せいじつ しんらい むね かんけいほうれい  
法人の基本理念及び職員行動の指針により、誠実と信頼を旨とすること、関係法令、

ほうじんしよきてい しゃかいてきる ーる じゅんしゅ てっぺい じこ ふしょうじぼうし てっぺい  
法人諸規程はもとより社会的ルールを順守すること、事故・不祥事防止を徹底するこ

ならび こうどうりょく そしき かつせいか はか どうせい そしき きょうか など  
と並びに行動力をもって組織の活性化を図り、統制された組織を強化すること等を

めいじ あわせて しょくいんしゅうぎょうきそく ほうれいおよびほうじん さだめるしよきていとう じゅんしゅ  
明示しています。併せて、職員就業規則では、法令及び法人が定める諸規程等の遵守

およびじょうし しょくむじょう しじめいれい したかうぎむ はじめ さまざま ふくむきりつ じゅんしゅ  
及び上司の職務上の指示命令に従う義務を始め、様々な服務規律とその遵守について

きてい はんざい かかるじこ ふしょうじぼうしけんしゅう はじめ ひごろ くりかえしかんけいほうれい  
規定しています。犯罪に係る事故・不祥事防止研修を始め、日頃から、繰り返し関係法令

とう じゆんしゆ しゅうちてつてい  
等の遵守について周知徹底してまいります。

## (2) 基本協定、運営規程等に基づく適切な事業運営

かながわけん きほんきょうてい および うんえいきてい とう もとづくてきせつ じぎょううんえい  
神奈川県との基本協定及び運営規程を始めとする諸規程に基づく適切な事業運営に

とりく かくきてい げんこうほうれいとう そつて てきぎ かくにん ひつよう おうじて  
取り組みます。各規程が、現行法令等に沿っているかどうか適宜、確認し、必要に応じて

きてい かいせい しょくいん しゅうちてつてい かんけいほうれい きょうていならび きてい のつとりじぎょううんえい おこな  
規程を改正し、職員に周知徹底し、関係法令、協定並びに規程に則り事業運営を行っ  
てまいります。

## (3) 関係法令等についての理解を深めるための研修の実施

かながわけん し じっし しょうがいしゃそうごうしえんほう もとづくしゅうだんしどうとう かならずしゅつせき  
神奈川県や市が実施する障害者総合支援法に基づく集団指導等には必ず出席し、

えんない ほうじんない でんたつ た ほうれい ひごろ じょうほうしゅうしゅう  
園内・法人内に伝達します。また、その他の法令についても日ごろから情報収集に

つとめ こもんべんごし しゃかいほけんろうむしどう せんもんか ひつよう じょうほう えて てきぎたいおう  
努め、顧問弁護士や社会保険労務士等の専門家から必要な情報を得て、適宜対応しま

す。また、採用時の服務等に係る研修、管理職昇格時の労務管理研修、ハラスメン

ぼうしけんしゅう かくほうてい そうだんまどぐちたんとうしゃむけ けんしゅう じっし えいせいかんりもの あんぜん  
ト防止研修や各法定の相談窓口担当者向けの研修を実施します。衛生管理者や安全

うんでんかんりしゃ たい じぎょううんえい かかるほうれい そつたてきせつ けんしゅう さんか  
運転管理者に対しても、事業運営に係る法令に沿った適切な研修に参加してまいりま  
す。

## (4) 犯罪に係る事故・不祥事防止研修の実施

ほうれい じゆんしゆ および こんぶあいあんす てつてい べんごしどう こうし りじちよう  
法令遵守及びコンプライアンスを徹底するために、弁護士等を講師として、理事長

およびかんぶしょくいん しょくいん たいしやう はんざい かかるじこ ふしょうじぼうしけんしゅう  
及び幹部職員をはじめとする職員を対象に、犯罪に係る事故・不祥事防止研修を

じっし しょくいん ぶちやうしやうかく さい しょうかくじ ぶちやういじやう さいやう しょくいん  
実施します。また、職員が部長昇格した際には昇格時、部長以上で採用した職員に

さいやうじ じっし じこ ふしょうじとう ただち じやうせき ほうこく そしき じんそく  
は採用時に実施します。事故や不祥事等は直ちに上席へ報告し、組織として迅速かつ

てきせつ たいおう  
適切に対応してまいります。

### 3 指定管理業務における環境への配慮

#### (1) ごみの減量・リサイクル

ほうじん ちきゅうかんきょう まもるかんてん ぜんねんどぶんりょう こえ ない すうちもくひょう  
法人として、地球環境を守る観点から前年度分量を超えないように数値目標を  
たてて、ごみの分別回収及びリサイクルを徹底し、ごみの減量に意識的に  
とりくみます。園内・法人内の文書のやり取りは使用済み封筒を活用等、職員間で  
あい で い あ だ し あ い じっせん げんりょう しょうえねたんとうしや  
アイデアを出し合い実践していくため、ごみ減量・省エネ担当者をセクションごと  
きめて えんぜんたい とりく  
に決めて、園全体で取り組みます。

#### (2) 省エネルギー・省資源

エスデージーズ かいほつもくひょう  
SDGzの開発目標である「7 エネルギーみんなにそしてグリーンに」及び「12  
つくる責任、つかう責任」への法人としての取り組みであることを意識して、冷暖房の節約、  
ひるま しょうとう てってい こうようしや じかようしや かんきょう やさしいうんてん ペーパードレス かいぎ  
昼間の消灯の徹底、公用車や自家用車の環境に優しい運転、ペーパーレス会議や  
おんらいん かいぎ かみしげん せつやく いんざつこすと がそりん しょうりょう いどうこすと とう さくげん  
オンライン会議、紙資源の節約・印刷コスト・ガソリン使用量・移動コスト等の削減な  
ど とりくみ すす  
どの取り組みを進めてまいります。

#### (3) 地域美化活動への貢献

びか で ー ねん 2 かい いじょうせってい ごきょうりよく りようしや いっしょ ちいきせいそう  
美化デーを年に2回以上設定し、ご協力していただける利用者と一緒に地域清掃  
かつどう おこないます きんりん しょうちゅうがっこう こん せいと じどう みなさん こうりゅう  
活動を行います。近隣の小中学校等に声をかけ、生徒または児童の皆さんと交流の  
きかい いきるしゃかい けんしょう ふきゅうけいはつ きかい つと  
機会、ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発の機会になるよう努めてまいります。

(4) 委託業者との連携

委託業者と定期的に話し合いを実施し、園内での委託業務中の環境配慮の取組みについて協議し、相互理解の基にできるところから実行してまいります。

4 障がい者雇用促進の考え方と実績

(1) 法定雇用率の達成状況

ア 障がい者雇用状況（令和3年6月1日現在）

法定雇用障がい 者数の算定の基礎 となる労働者数 (A)	うち常用雇 用障がい 者数 (B)	実 雇用率 (B) / (A) ×100	不足数 (A) × 法定 雇用率※ - (B)
606.0人	19.0人	3.1%	▲6人 不足はありません。

※法定雇用率は2.2%

イ 障害者雇用促進法に基づく国(事業所を所管する公共職業安定所長)からの障

がい者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について：）

無

(2) 障がい者雇用促進の考え方と実績

法人全体で法定雇用率の遵守を継続し、障害者の直接雇用を推進します。津久井・

芹が谷の両やまゆり園ともに、洗濯業務については障害者雇用を積極的に行うとと

もに、就労移行支援事業所との連携を推進します。また、備品等の購入の際は、あら

ゆる機会を通して、障害者雇用を促進する観点から、障害者を雇用している企業、  
障害福祉サービス事業所及び在宅就業支援団体等へ優先的に発注してまいります。

## 5 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及の取組

### (1) 津久井やまゆり園事件の犠牲者の追悼

事件の月命日を「法人祈りの日」と定め、津久井やまゆり園敷地内に献花台を設置し  
てきました。新施設においては、近隣住民の方々にもご理解をいただきながら、鎮魂の  
モニュメント付近に献花台を設置していただきました。毎年7月に実施している  
「津久井やまゆり園事件追悼式」について、神奈川県と協力して開催するとともに、  
法人、家族会及び後援会の共催で実施してきた「追悼のつどい」について、ご遺族へ  
も連絡をとりながら継続してまいります。津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の  
両施設が協力して取り組んでまいります。

### (2) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

県が行う「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発事業に積極的に協力しま  
す。「みんな集まれ」等の行事に利用者とともに参加したり、「イベントレポート」等に  
利用者と一緒にイベントの様子を掲載していただけるように努めてまいります。ま  
た、ともに生きる社会かながわ推進週間には献花台の設置について、引き続き協力し  
てまいります。

## 6 手話言語条例への対応

### (1) 手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例第7条にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、

または雇用するときは、手話の使用について配慮するよう努めてまいります。

## (2) 人権フォーラム等における手話通訳士の参画

法人が主催する人権フォーラム等を開催する際には、手話通訳士を派遣していただいできました。ろう者の方も安心してご参加いただけるように配慮してまいります。

## 7 社会貢献活動等のCSRの考え方と実績

### (1) 社会貢献活動（CSR）の考え方

当法人は、これまで「ともに生きる社会」の実現を目指して、ご利用者やご家族、後援会や地域の方々、そして法人職員が手を取り合い、助け合いながら、障がいを持った方が住み慣れた地域で豊かな暮らしが送れるよう支援してまいりました。そして、この実現のためには、働きやすい職場であること、サービスの向上に努めること、そして地域社会に積極的に貢献することなどを本来業務として日夜取り組んでまいりました。

当法人では、SDGs（持続可能な開発）の理念の3つの要素（①経済開発、②社会的包摂、③環境保護）のうち、特に「社会的包摂」（子ども、障がい者、高齢者、難民、移民などの弱い立場に置かれた人々を排除せずに、それらの人々が社会に参加して、それぞれが持つ潜在的な能力を発揮できる環境を整備すること）に通ずるものと考えています。従って、当法人は、この国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」に賛同するとともに、2030年までの持続可能な社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

## (2) エスデーゼーズ とりく SDGs への取組み

### ア エスデーゼーズもくひょう 3 ほけん かんするとりくみ SDGs 目標③保健に関する取組

かんごし えいようし しえんいん れんけい いしょくじゅうなどさまさま かんてん せいかつかんきょう りようしゃ  
看護師、栄養士、支援員が連携し、衣食住等様々な観点から生活環境、利用者の  
けんこういじ こうじょう とりく とく しんがたころなう いる すかんせんぼうしたいさく てつてい  
健康維持・向上に取り組めます。特に、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、

しせつない かんせんしゃ ほんめい ばあい ほけんじょ かんけいきかん きんみつ れんけい たいおう  
施設内で感染者が判明した場合も保健所や関係機関と緊密に連携し対応します。

かんせんかくだい ちょうきか めんかい きたく ちいきこうりゅう せいげん そうてい  
感染拡大の長期化により、面会、帰宅、地域交流などが制限されることが想定さ

おんらいん せつきよくてき かつよう りようしゃ ごかぞく めんかい ゆうじん  
れますが、オンラインを積極的に活用し、利用者のご家族の面会はもとより、ご友人

こべつ ごきぼう あわせためんかい こうりゅう はかるきかい ていきょう りようしゃ かんけいしゃ  
など個別のご希望に合わせた面会や交流を図る機会を提供します。利用者や関係者

かんせんりすく げんしょう こうりゅう けいぞく とりく  
の感染リスクの減少と交流の継続に取り組んでまいります。

### イ エスデーゼーズもくひょう 4 きょういく かんするとりくみ SDGs 目標④教育に関する取組

きんりんしょうがっこう ちゅうがっこう こうりゅう とおして いきるしゃかい じつげん はかります  
近隣小学校・中学校との交流を通して、ともに生きる社会の実現を図ります。

きんりんじゅうみんむ なつやすみちゅう おこ ほごしゃなど たいしょう  
また、近隣住民向けワークショップや夏休み中のお子さんや保護者等を対象とし

ふくしたいけんこうざ はじめ しょくいん せんもんせい い しょうがいがくしゅう きかい ていきょう とりく  
た福祉体験講座を始め、職員の専門性を活かした生涯学習の機会の提供に取り組  
みます。

しんそつがくせいさいようかつどう いっかん がくせい しゅうぎょうたいけん いんたーんしっぷ せつきよくてき  
新卒学生採用活動の一環として、学生の就業体験(インターンシップ)を積極的

うけい さいよう ちよくせつ けーす かずおおく わかい  
に受け入れてきました。採用に直接つながらないケースが数多くありますが、若い

せだい しょうがいふくし りかい ふか けいぞく とりく  
世代への障害福祉への理解を深めていただくため、継続して取り組んでまいります。

### ウ エスデーゼーズもくひょう 10 ふびようどう かんするとりくみ SDGs 目標⑩不平等に関する取組

いきるしゃかい けんしょう ふきゅうけいはつ とりくみ とおしてしょうがいしゃさべつ  
「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発への取組みを通して障害者差別の

しゃかい めざ けん おこなう いきるしゃかい けんしょう ふきゅうけいはつじぎょう  
ない社会を目指します。県が行う「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発事業

積極的に協力します。「みんな集まれ」等の行事に利用者と参加したり、「イベントレポート」等に利用者と取り組んだイベントの様子をご報告します。また、ともに生きる社会かながわ推進週間には、献花台の設置について県と協力して取り組んでまいります。

## エ SDGs 目標⑰実施手段に関する取組

園としてできるボランティア活動として、近隣の小中学校の方々と協力して取り組む美化活動、及び近隣の降雪時の除雪活動等に継続して取り組みます。また、園として、SDGs に取り組む団体を支援するために募金活動を行い、当該団体へ適宜、寄附をしてまいります。併せて、園が行うSDGs 目標に関する取組みを積極的にホームページ等から情報発信してまいります。

いずれの取組みにおいても、まずはSDGs を正しく理解することが前提になりますので、幹部職員向けの勉強会を開催し、職員にも身近に感じてもらえるように努めます。その上で、ここに掲げた取組み以外の取組みも検討し、実施してまいります。

## オ 相模原市「さがみはらSDGs パートナー」への登録

相模原市では、SDGs の理念を踏まえ、地域課題の解決や「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに、共に手を携え取り組んでいただける企業・団体等を「さがみはらSDGs パートナー」として募集しています。

津久井やまゆり園では、園としてSDGs の取組みを進めるため、相模原市へ

令和4年2月に「さがみはらSDGs パートナー」へ登録するための申請を



おこないました。企業、NPO、団体、教育機関、行政等がSDGsを起点に連携を深め、

SDGsの目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指してまいります。

### ●さがみはらSDGsパートナー制度

SDGsの達成に向けた取組を進める企業や団体等を市が登録することで、それぞれの取組を後押しするとともに、パートナー間の連携を強化し、地域課題の解決や、SDGsの普及啓発に向けた取組を進めるための制度です。

パートナーには認定証やオリジナルロゴステッカー、木製SDGsピンバッジを交付するとともに、SDGsを学ぶ機会や交流促進の機会を提供します。

### カ 園内にSDGsを実践するための「明日づくり委員会」を設置

津久井やまゆり園では、SDGsを実践するため、令和4年度より「明日づくり委員会」を設置します。職員一人ひとりがSDGs一つひとつの目標を意識することで、「これなら取り組める！」という内容を模索しながら、勤務中や日常生活において試していくことに取り組んでまいります。

## 8 共生社会の実現に向けた「鎮魂のモニュメント」の活用

津久井やまゆり園では、学生や福祉従事者、一般の見学者を積極的に受け入れるなど、園に設置された「鎮魂のモニュメント」を活用し、津久井やまゆり園事件を風化させないための取り組みを継続実施します。また、「ともに生きる社会かながわ憲章」をテーマとした講演会を開催するなど、理念の普及啓発に努め、障がいを理由とした差別のない社会

じつげん しょう しゃぎやくたい しゃかい じつげん め ぎ  
の実現と障がい者虐待のない社会の実現を目指してまいります。

## (1) かながわ共同会の新採用職員を対象とした「法人フレッシュマン研修」

れいわ3ねん11がつ つくい えんたいいくかん きょうどうかい しんさいようしょくいん  
令和3年11月に津久井やまゆり園体育館において、かながわ共同会の新採用職員を  
たいしょう ほうじんふれっしゅまんけんしゅう かいさい けんしゅう とちゅう さんかしゃぜんいん  
対象とした「法人フレッシュマン研修」を開催しました。研修の途中では、参加者全員  
ちんこん もにゅめんと けんか ささげ ぎせい みたま ごめいふく おいのり  
で「鎮魂のモニュメント」に献花を捧げ、犠牲になられた19の御霊のご冥福をお祈りし  
ました。また、ほうじん しょくいん たい いきる けんしょう ふきゅうけいはつ  
法人として職員に対する「ともに生きるかながわ憲章」の普及啓発の  
いつかん つくい えん えんちよう つくい えん とりくみ  
一環として、津久井やまゆり園の園長から、津久井やまゆり園のこれまでの取り組みや  
じけん けいか こうえん おこなって  
事件の経過について講演を行っております。

かながわ共同会では、きょうどうかい こんご しんさいようしょくいん どうよう けんしゅう おこなう ほうじん  
今後の新採用職員に対しても同様の研修を行うことで、法人  
ぜんしょくいん じけん ぎせい みたま けっしてわす りようしゃおひとり  
全職員が事件で犠牲になられた御霊のことを決して忘れることなく、利用者お一人お  
ひとりのお気持ちに寄り添うことを大切に支援させていただくことがきょうせいしゃかい じつげん  
共生社会の実現  
につなると かんが  
繋がると考えております。



ちんこん  
鎮魂のモニュメント



かながわ共同会 ほうじんふれっしゅまんけんしゅう  
「法人フレッシュマン研修」

## (2) 神奈川県職員選択研修の開催

れいわ4ねん7がつ つくい えん れいわ4ねん かながわけんしょくいんせんたくけんしゅう  
令和4年7月に津久井やまゆり園において、令和4年度神奈川県職員選択研修「か

ながわの<sup>しょう</sup>障がい<sup>ふくし</sup>福祉 ～津久井<sup>つくい</sup>やまゆり<sup>えんげんちけんしゅう</sup>園<sup>かいさいよてい</sup>現地<sup>けんしゅうないよう</sup>研修～」を開催予定です。研修内容は、園長<sup>えんちよう</sup>からの講義<sup>こうぎ</sup>、家族会<sup>かぞくかい</sup>会長<sup>かいちよう</sup>からのお話<sup>おはなし</sup>、施設<sup>しせつ</sup>や「鎮魂<sup>ちんこん</sup>のモニュメント<sup>もにゅめんと</sup>」の見学<sup>けんがく</sup>、事件<sup>じけん</sup>への理解<sup>りかい</sup>を深めるためのグループワーク<sup>ふか</sup>などです。

神奈川県<sup>かながわけんしよくいん</sup>職員<sup>つくい</sup>に津久井<sup>えん</sup>やまゆり<sup>おきたじけん</sup>園<sup>そのご</sup>において起きた事件<sup>えん</sup>やその後の園<sup>あゆみ</sup>の歩み<sup>りかい</sup>を理解いただき、神奈川県<sup>かながわけん</sup>の「当事者<sup>とうじしやめせん</sup>目線<sup>しよく</sup>の障がい福祉<sup>しょう</sup>」の目指すべき方向性<sup>ふくし</sup>や共生社会<sup>めざす</sup>の実現<sup>ほうこうせい</sup>に向けた取組<sup>きょうせいしやかい</sup>について学んでいただきます。令和5年度<sup>れいわ5ねん</sup>以降<sup>どいこう</sup>についても継続<sup>けいぞく</sup>して実施<sup>じっし</sup>してまいります。

### (3) 相模原市職員に対する研修の開催

当園<sup>とうえん</sup>の園長<sup>えんちよう</sup>が中心<sup>ちゅうしん</sup>となり、相模原市<sup>さがみはらし</sup>高齢・障害者福祉課<sup>しよくがいしやふくしか</sup>と相模原市職員<sup>さがみはらししよくいん</sup>に対する研修<sup>たいする</sup>の開催<sup>けんしゅう</sup>について調整<sup>かいさい</sup>を進め<sup>ちようせい</sup>ました。第1回目<sup>すす</sup>の研修<sup>だい1かいめ</sup>を令和4年1月下旬<sup>けんしゅう</sup>に津久井<sup>れいわ4ねん</sup>やまゆり<sup>1がつげじゅん</sup>園<sup>1がつげじゅん</sup>において施設見学<sup>けんしゅう</sup>を含めて開催<sup>けんしゅう</sup>予定<sup>れいわ4ねん</sup>でしたが、コロナ感染<sup>かんせん</sup>拡大<sup>かくだい</sup>を受け<sup>う</sup>中止<sup>ちゆうし</sup>としております。令和4年度<sup>れいわ4ねん</sup>以降<sup>どいこう</sup>については、コロナ禍<sup>か</sup>の状況<sup>じようきよう</sup>を見極め<sup>みきわめ</sup>ながら開催<sup>ながらかいさい</sup>することを相模原市<sup>さがみはらし</sup>と確認<sup>かくにん</sup>しております。令和5年度<sup>れいわ5ねん</sup>以降<sup>どいこう</sup>についても継続<sup>けいぞく</sup>して実施<sup>じっし</sup>してまいります。

### (4) 相模原市教育委員会、小中学校等との連携、福祉教育への貢献

昨年8月<sup>さくねん8がつ</sup>から新たな園<sup>あらたえん</sup>の運営<sup>うんえい</sup>を開始<sup>かいし</sup>して以降<sup>いこう</sup>、当園<sup>とうえん</sup>の園長<sup>えんちよう</sup>が中心<sup>ちゅうしん</sup>となり、「ともに生きる社会<sup>いきるしやかい</sup>かながわ憲章<sup>けんしやう</sup>」の普及啓発<sup>ふききゆうけいはつ</sup>を目的<sup>もくてき</sup>として、相模原市教育委員会<sup>さがみはらしきょういくいんかい</sup>と協議<sup>きょうぎ</sup>を重ね<sup>かさねて</sup>ております。令和4年2月<sup>れいわ4ねん2がつ</sup>には相模原市教員委員会<sup>さがみはらしきょういんいんかい</sup>の関係者<sup>かんけいしや</sup>に来園<sup>らいえん</sup>いただき、感染防止<sup>かんせんぼうし</sup>対策<sup>たいさく</sup>を講じながら施設見学<sup>けんしよく</sup>と意見交換<sup>いけんこうかん</sup>を実施<sup>じっし</sup>しました。

子ども達に來園いただき、直接「鎮魂のモニュメント」に触れていただくことで、  
事件のことを実感して欲しいと考えております。また、津久井やまゆり園利用者と  
交流を深めることで、障がい者に対する偏見や差別意識を無くし、ともに生きる社会  
の実現を目指してまいります。

相模原市では、「さがそうみらいプロジェクトサポーターズリスト（さがリス）」と  
して、相模原市キャリア教育の方向性の一つである「横の連携」の一環で、各学校に  
おける地域人材等を活用した教育活動への支援を図るための、講師派遣事業等に  
関する情報を一元化して提供するリストを作成しており、津久井やまゆり園では、  
令和4年度より、そこに登録することで調整を進めております。

## ●さがそうみらいプロジェクトサポーターズリスト

ず  
図8のとおり



● さがそうみらいプロジェクトサポーターズリスト

### どんな力が身につくのか？

社会的・職業的自立に向けて必要な4つの力が身につきます。

- つながる力
- 乗り越える力
- 自律する力
- 見通す力

特徴

- 基礎的・汎用的能力
- 社会的・職業的自立に向けて必要な4つの力

めざす子どもたちの未来の姿は...

夢や希望を持って未来を切り拓く力を備え、社会的・職業的自立を果たし、社会で自己実現できる姿

### 小中一貫で何をやるのか？

例

- ▲ 中学校の教員が小学校で、小学校の教員が中学校で授業を行う（交流授業）
- ▲ 学校行事で小・中学生の交流の場をつくる。
- ▲ 小・中学校が合同で研究会を実施する。

例

- ▲ 地域の方の協力を得た「職場体験」
- ▲ 地域の方にゲストティーチャーになってもらう授業
- ▲ 地域の行事への参加

例

- ▲ 学校・地域とともに

キャリア教育ってなんだろう？

キャリア教育とは「社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を習得する教育」です。相模原市では、子どもたちに未来を切り拓く力を育むため、キャリア教育を推進します。

相模原市教育委員会

### 「さがそうみらいプロジェクト」がめざす子どもたちの未来の姿

夢や希望を持って未来を切り拓く力を備え、社会的・職業的自立を果たし、社会で自己実現できる姿

【お問い合わせ】 学校教育課 TEL 042-769-8284

### 「さがそうみらいプロジェクト」がめざす子どもたちの未来の姿

夢や希望を持って未来を切り拓く力を備え、社会的・職業的自立を果たし、社会で自己実現できる姿

縦の接続

横の接続

家庭

中学校

小学校

就学前

卒業後

地域

#### 家庭教育ってどんなこと？

家庭教育は、基本的な生活習慣づくりや、自立心を育成し、心身の発達を図る上で重要な役割を担います。子どもを認めることは、自己肯定感を育成する上で、とても大切なことです。

#### 小・中学校の学びをどうやってつなげるの？

各学期に1日ずつ「小中一貫の日」を設定します。各中学校区の小・中学校の教職員が集まり、それぞれの地域や子どもたちに応じた取組を進めます。

#### 地域との連携ってどんなこと？

地域の子どもの地域が育つと、加えて、地域と学校が共有し、協働した教育活動を展開していくことで、子どもたちが地域の「真」としての自覚をもって、将来を考えていきます。

小中一貫ってどんなこと？

小・中学校が家庭・地域と「めざす子ども像」を共有しながら、9年間を見通した教育活動を展開します。子どもたちが今日の学びと自分の未来が繋がっていると感じられるようになります。

「さがそうみらいプロジェクト」  
と、いいです。

## (5) 相模原市社会福祉協議会「みんないいひと体験講座」への参加

相模原市では、人権・福祉教育において、具体的な活動や体験を通じて、問題を発見し、解決法を探究する等、児童生徒が主体的・実践的に学習に取り組むために、相模原市社会福祉協議会所管の「みんないいひと体験講座」を活用しています。社会福祉協議会では、効果的な実施に向けて、小・中学校等の授業における福祉体験講座の企画立案・講師調整・実施を行っており、津久井やまゆり園の「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発について、令和4年2月と3月に社会福祉協議会の関係者に来園いただき、意見交換を実施しました。令和4年度より本体験講座の一つとして学校へ周知し、社会福祉協議会と連携を図りながら取り組んでまいります。

### ●相模原市社会福祉協議会「みんないいひと体験講座」

相模原市社会福祉協議会（市社協）は、「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」を目指した地域福祉を推進しています。「みんないいひと体験講座」では、相模原市が進める「人権・福祉教育」の効果的な実施に向けて、小・中・高等学校等の授業における福祉体験講座の企画立案・講師調整・実施について協力します。

## (6) 福祉従事者、見学者の積極的な受け入れ、講演会等の実施

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降、特に緊急事態宣言が解除されてからは見学者の積極的な受け入れを行ってまいりました。また、当園の園長への講演依頼を受け、依頼のあった福祉事業所へ直接出向いての講演やZoomを使用した講演を



おこなって 行っております。 今後も積極的に見学者の受け入れや講演会を実施するなど、共生  
社会の実現に向けて取り組んでまいります。

### (7) 献花にご来園いただいた来園者に対するおもてなし

昨年8月から新たな園の運営を開始して以降、特に月命日にあたる毎月26日には、  
多くの皆様に献花のためご来園いただいております。ご来園いただいた来園者に  
対しては、津久井やまゆり園の案内資料や事件を風化させないための資料を作成して  
お渡しするなど、誠心誠意、対応させていただきます。

また、昨年8月以降、鎮魂のモニュメントを囲むようにプランターを配置しました。

このプランターは、かながわ共同会が運営する「希望の丘はだの」の園芸班利用者が  
大切に育てたお花で、犠牲者の御霊を慰めるとともに、献花にご来園いただいた来  
園者に少しでも和んでいただければとの思いで配置しております。

### (8) 津久井やまゆり園事件を風化させないための展示

新しい津久井やまゆり園の正面玄関ホールには、事件の犠牲者を偲ぶために送って  
いただいた千羽鶴や色紙などを展示しております。津久井やまゆり園事件を風化させな  
いための取り組みの一つとして、今後も引き続きご遺族の心情に配慮しながら、展示物  
の充実に努めてまいります。

### (9) Facebook等を活用した積極的な情報発信

津久井やまゆり園では、Facebookを活用して、定期的に園内の活動などの情報発信を  
行っております。今後も引き続き園内の様子や鎮魂のモニュメントの様子などの情報

を発信することで、「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発に努めてまいります。

#### (10) 津久井やまゆり園事件追悼式

津久井やまゆり園事件以降、かながわ共同会は神奈川県および相模原市とともに、主催者として津久井やまゆり園事件でお亡くなりになった方々を追悼するための「津久井やまゆり園事件追悼式」を開催してまいりました。このような事件が二度と繰り返されることがないように、これからも神奈川県と連携を図りながら「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づき、ともに生きる社会の実現を目指してまいります。

#### (11) 月命日「法人祈りの日」

かながわ共同会では、月命日にあたる毎月26日を「法人祈りの日」と定め、事件で犠牲になられた方々へ哀悼の意を表すため、法人が運営する全ての施設・事業所の職員で黙祷を捧げております。



## X 事故・不祥事への対応、個人情報保護

### (XIV) 事故・不祥事の説明責任（外部への情報発信）

#### 1 事故や不祥事が発生した場合の迅速な報告と公表の基準、遵守するための取組

日頃から、事故や不祥事が発生しないよう防止対策を徹底するのは勿論ですが、万一事故が発生した後は、同様のことが二度と起こらないようにすることが何よりも重要となります。そのためには、十分に事実を把握して原因分析を行い、その上で再発防止策を講じるなどの取組みを構築してまいります。

#### (1) 事故発生時の対応

##### ア 利用者に係る事故対応

万一事故が発生した場合の対策として、迅速かつ的確に対応するため、事故防止のためのマニュアルを整備し、職員へ周知徹底を図るとともに、幹部職員、関係機関、ご家族に対して迅速な情報伝達を行うなど、ガバナンスの徹底、初期対応と詳細調査、再発防止策の策定と実施を図ってまいります。

##### 【事故報告の提出基準】

種類	項目	事故報告書を記載する場合の判断基準	県へ報告判断基準
負傷	骨折	全ての場合について記載する。	全ての場合に報告
	裂傷	えんないかんごし 園内看護師の処置ではおさまらず、 つういん 通院した場合は、 えんない いし 園内でも、医師による何らかの処置や、 いし しじ 医師の指示により看護師が点滴等実施した場合は記載する。	せいかつ えいきょう 生活に影響する高度 こういしょう のこったばあい の後遺症が残った場合
	切傷		
	打撲		
	熱湯		
	擦傷		
噛傷			
服薬	薬の飲み間違い	全ての場合について記載する。	せいかつ えいきょう 生活に影響する高度 こういしょう のこったばあい の後遺症が残った場合
	利用者間違い		

	のみお忘れ 飲み忘れ	いし しょうどおり ふくやく かんごし 医師の処方通りに服薬できず、看護師へ れんらく たいおう ばあい 連絡のうえ、対応できなかった場合。 りようしゃ なんら しんたいてきへんちよう しょうじた 利用者に何らかの身体的変調が生じた ばあい 場合。	けんこう おおきなえいきよう 健康に大きな影響が でたばあい 出た場合
	らっかくすり 落下薬		
	のみ 飲みこぼし		
	セットミス		
	ふくやくきよひ 服薬拒否		
誤嚥 (食べ物 の事象)	ごえん 誤嚥	きゅういん かまだし ほきだし おうきゅう 吸引、掻き出し、吐き出しなどの応急 しょうち ひつよう ごえん ばあい 処置を必要とする誤嚥の場合。	じょくちゅう ばあい 食中毒の場合 せいかつ えいきよう 生活に影響する高度 こうど のこったばあい の後遺症が残った場合 けんこう おおきなえいきよう 健康に大きな影響が でたばあい 出た場合
	とくべつしょく 特別食セットミス	けんこう おおきなひがい しょうじたばあい 健康に大きな被害が生じた場合。	
	いぶつこんにゆう 異物混入		
	たしや しょくじ たべる 他者の食事を食べる		

以外 (食べ物 の事象)	いしょく 異食	いぶつ くち なか いれてのみこんだ 異物を口の中に入れて飲み込んだ ばあい いぶつ くち まわり ふちやく 場合、または異物が口の周りに付着し のみこんだかのうせい たかいばあい て飲み込んだ可能性が高い場合。	けんこう おおきなえいきよう 健康に大きな影響 が出たばあい が出た場合 せいかつ えいきよう 生活に影響する こうど のこったばあい 高度の後遺症が 残った場合	
	ごいん 誤飲			
	ぶつびん 物品破損	ぶつびん たてもの ほそん ばあい 物品および建物を破損させた場合 ほけんきん きんせんてきばいしょう しょうじた (保険金または金銭的賠償が生じた ばあい 場合。)	きょうど ほそん 強度な破損により ただい しゅうり ひつよう 多大な修理が必要に なつたばあい なつた場合	
	ぶつびん 物品紛失	ぶつびん りようしゃ しぶつ ふんしつ 物品および利用者の私物を紛失した ばあい ほけんきん きんせんてきばいしょう 場合(保険金または金銭的賠償が しょうじたばあい 生じた場合。)	けん ほうこくきじゆん ※県の報告基準に ほんこうもく きさい 本項目の記載なし	
	しよざい 所在不明	しよざい ふめい かくにん そうさくたいせい 所在不明が確認され、捜索体制を くんでほごねがい だしたり ちいき かたなど 組んで保護願を出したり、地域の方等 きょうりよくいらい ばあい に協力依頼をした場合。	しよざいふめい かくにん ・所在不明が確認さ れたら	
	いりよう 医療	いりよう かご 医療過誤 つういん じゆしん 通院・受診 けんこう 健康	ないよう かんりしゃ かんごしとう きょうぎ 内容により、管理者や看護師等と協議 はんだん し判断。	かんせんしょう ばあい ・感染症の場合も
	しよくいん 職員の犯罪行為等	りようしゃ ふりえき しょくいん 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等、県に報告	はんざいこういなど けん ほうこく にゆういん 入院	
	しほう 死亡	じこほうこくしよ きさい げんいん じこ ばあい けん ほう 事故報告書に記載。(原因が事故の場合は県へ報告)	じこほうこくしよ きさい けん ほうこく 事故報告書を記載し、県へ報告。	

上記のほか、職員の重大な過失が認められ、県障害サービス課が把握すべき内容と所属長が判断した場合は、電話での速報及び文書での報告が必要。

ただし、感染症等の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の報告基準に準じ、保健所に報告すべき内容が生じた場合に報告する。

なお、県への報告は支援部長が行う。

## イ 職員その他に係る事故対応

施設で交通事故及び労働災害等が生じてしまうと、組織としては、業務が滞り、業務の停止、イメージの低下等、損害を受けるおそれがあります。そのため、日頃から事故のリスクがあることを理解するとともに、事故防止のための対策として、交通事故や労災事故、緊急時等の対応に関する体制整備を図るとともに、事故発生時においては、初期対応と詳細調査、再発防止策の策定と実施を図ってまいります。

### (2) 不祥事発生時の対応

日頃から、職員による不祥事を根絶するのは勿論ですが、万一職員による不祥事等が発生した場合には、迅速に事実関係の確定を図り、調査の結果判明した事実を前提として決定した対応方針などを取りまとめ、関係機関へ情報伝達を行います。また、必要により、広報窓口を設定し情報を集約させるなど、一元的に受け付け、質問等を整理して優先順位をつけるなど、統一的な対応を図ります。また、外部へ公表すべき事実関係や、原因分析、対応方針、再発防止や関係者の処分、被害者・関係者に対する謝罪等、法人として誠実に対応してまいります。

## 2 過去3年間の重大な事故及び再発防止策について

### (1) 愛名やまゆり園元園長による不祥事

発生年月日	令和元年10月16日
概要	小学校6年生(12歳)の女子児童に対する強制性交等の疑いで愛名やまゆり園元園長が厚木警察署に逮捕され、11月5日に起訴されました。

	た。
さいはつぼうしきく 再発防止策	<p>れいわがねん11がつかいさい りじかいおよびひょうぎいんかい だいごきちゅうきけいかく 令和元年11月開催の理事会及び評議員会において、第五期中期計画</p> <p>いちぶかいてい しんぎ けつぎ どうけいかく こんぶらいあんす てつてい の一部改定を審議・決議し、同計画にコンプライアンスの徹底として、</p> <p>つぎ しきく いち 次の施策を位置づけました。</p> <p>①ほうじんうんえい どうめいせい かくほ…がいぶりじ どうよう ①法人運営の透明性の確保…外部理事の登用</p> <p>②かんじ れんけいきょうか ないぶかんさけつか ほうこく いけんこうかん ば せつてい ②監事との連携強化…内部監査結果の報告、意見交換の場の設定</p> <p>③こうせい どうめい しょくば りじちようあて ちよくせつ じょうほうていきょう ③公正・透明な職場づくり…理事長あてに直接、情報提供できる</p> <p>しく 仕組みづくり</p> <p>④はんざい かかるじこ ふしょうじぼうしけんしゅう…べんごしとう こうし けんしゅう ④犯罪に係る事故・不祥事防止研修…弁護士等を講師とする研修</p> <p>⑤しょくいんしゅうぎょうきそく かいせい…じこ ふしょうじ げんせい たいしよ ⑤職員就業規則の改正…事故・不祥事に厳正に対処するための</p> <p>かいせいとう 改正等</p> <p>れいわがねん12がつ20にちおよびれいわ2ねん6がつ12にち べんごし こうし 令和元年12月20日及び令和2年6月12日に弁護士を講師として、</p> <p>りじちよう かんぶしよくいん たいしよう じこ ふしょうじぼうしけんしゅう じつし 理事長はじめ幹部職員を対象に事故・不祥事防止研修を実施しまし</p> <p>た。</p>

(2) あいな やまゆり えん ぎやくたいにんてい  
愛名やまゆり園における虐待認定

はつせいねんがっぴ 発生年月日	令和元年7月18日
がいよう 概要	<p>れいわがねん7がつ18にち あいな えん ぎやくたい うたがい か かれた 令和元年7月18日に愛名やまゆり園での虐待の疑いが書かれた</p> <p>ないよう てがみ かながわけんしやうがいさ いびすか とどいたむね でんわれんらく 内容の手紙が神奈川県障害サービス課に届いた旨の電話連絡があり、</p> <p>7がつ19にち あつぎししやう ふくしか しょくいん らいえん ききとりちやうさ 7月19日に厚木市障がい福祉課の職員が来園し、聞き取り調査が</p> <p>おこなわれました えんない ききとりちやうさ ぎやくたい うたがい 行われました。園内においても聞き取り調査をし、虐待の疑いがある</p>

	<p>と判断し、8月1日に厚木市に虐待通報の連絡をしました。</p> <p>その後、厚木市の調査があり、職員への聴き取りの結果、「お風呂で利用者に水をかける」「ご飯を大量にたべさせる」「ご飯をお盆にまき散らし食べさせる」「夜中に長時間に渡りトイレに座らせる」ことについて、令和2年1月10日に厚木市から虐待認定がありました。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>令和2年6月25日に県から受けた改善勧告を受けて、次の事項を再発防止策とする「愛名やまゆり園虐待予防計画」を策定し、県に提出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支援マニュアルの徹底</li> <li>②寮内環境の整備</li> <li>③苦情受付関連</li> <li>④管理職と現場のコミュニケーション</li> <li>⑤職場環境の整備</li> </ul>

### 3 個人情報保護と徹底

福祉サービスを提供するため、多くの利用者・職員等の個人情報を取得し利用します。これらの個人情報保護することの重要性を踏まえ、職員に対して、個人情報の取扱いの徹底を図るとともに、職員は、個人情報の取扱いにおいて当該個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を順守してまいります。

## (1) 個人情報保護の考え方

個人情報保護法その他の関係諸法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いについて  
職員に周知徹底を図り、個人情報への不正なアクセス、紛失、改ざん、漏洩などの防止  
に努め、個人情報は「利用目的等」に沿った正当な目的に限って使用してまいります。

## (2) 個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例等を遵守

法人では、個人情報保護法並びに神奈川県個人情報保護条例を踏まえ、個人の尊厳  
を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、法人並びに施設が保有する個人  
情報の適正な取扱いの確保に関し、個人情報保護要領、個人情報保護要領運用  
指針、個人情報保護に関する職員マニュアル等を定めており、職員に対して周知徹底  
を図ってまいります。

## XI これまでの実績

### (XV) これまでの管理運営状況等 法人

#### 1 神奈川県指定管理者としてのこれまでの実績

##### ○ 指定管理施設の運営

令和3年度については、神奈川県から指定管理を受けて、厚木精華園、愛名やまゆり園、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の4園を運営しております。

#### ●令和2年度運営実績 (名)

園	事業	定員	実績	のべにんずう 延べ人数
厚木	施設入所支援	110	102	35,848
	生活介護	140	130	31,732
	短期入所	2	—	500
愛名	施設入所支援	100	102	37,157
	生活介護	130	140	34,327
	短期入所	20	—	3,148
津久井	施設入所支援	114	96	35,281
	生活介護	114	96	25,226
	短期入所	くうしょうがた 空床型	—	404

#### 2 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

##### ○ 法人直営事業の充実・強化

法人直営事業では、障害者総合支援法の理念実現と地域の福祉社会への貢献を目指し、各園において行政や関係機関等と連携してさまざまな福祉サービス事業を展開しております。

#### ●令和2年度運営実績 (名)

園	区分	事業	定員	実績	のべにんずう 延べ人数	
秦野	園	はだのせいけん 秦野精華園	施設入所支援	60	60	20,253
		生活介護	60	60	14,946	

			たんきにゆうしょ 短期入所	8	17	1,008
事業所	チャレンジセンター		しゅうろうけいぞくしえんBがた 就労継続支援B型	30	26	6,506
			しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	—	14	132
	ひびた	せいかつかいご 生活介護	20	19	3,908	
園	きぼう おか 希望の丘はだの		しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	40	28	10,259
			せいかつかいご 生活介護	30	23	5,936
			たんきにゆうしょ 短期入所	2	9	551
			じりつくんれん 自立訓練	10	7	2,023
			しゅうろういこうしえん 就労移行支援	10	4	1,152
事業所	いまいずみちく 今泉地区	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	34	33	11,936	
	ひらつか おおねちく 平塚・大根地区	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	45	44	15,485	
	ひまわり	せいかつかいご 生活介護	20	26	5,217	
		ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	10	9	1,534	
		にっちゅういちじしえん 日中一時支援	10	20	436	
せいか	そうだんしえん 相談支援	—	143	234		
厚木	事業所	ゆめホーム	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	37 (1)	30 (8)	9,824(35)
		とまと	せいかつかいご 生活介護	20	30	3,198
		ここから	そうだんしえん 相談支援	—	133	364
愛名	事業所	あいなホーム	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	24 (1)	24 (1)	8,559 (39)
		いいやま ちく にっちゅう 飯山地区 日中 かつどうしえん 活動支援センター	せいかつかいご 生活介護	20	24	2,858
			ほうかごとう 放課後等デイサービス	10	16	811
		かえでの家	せいかつかいご 生活介護	20	25	3,898
			にっちゅういちじしえん 日中一時支援	10	3	40
		ひまわりの家	じどうはつたつしえん 児童発達支援	20	32	2,821
			ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	—	3	20
しらゆり	しゅうろうけいぞくしえんBがた 就労継続支援B型	20	21	3,653		
あいなやまゆり園 そうだんしえん 相談支援事業所	そうだんしえん 相談支援	—	75 (5)	185 (9)		
津久井	事業所	つくいホーム	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	31	31	10,383
		ファンファン	せいかつかいご 生活介護	20	27	4,778
		そよかぜ	せいかつかいご 生活介護	20	29	4,363
		みらい	ほうかごとう 放課後等デイサービス	10	24	2,352
		ライフ(芹が谷)	そうだんしえん 相談支援	—	98	341
		ライフ(千木良)	そうだんしえん 相談支援	—	71	231

※相談支援は、計画相談のサービス等利用計画、モニタリングの障がい者（障がい児）の請求実績数。



### 3 他自治体の事業の受託等状況

当法人の直営事業のうち、他自治体からの受託事業は次のとおりです。

#### ●令和2年度運営実績

園	区分	事業	受託先	定員	実績	延べ人数 (名)
秦野	事業所	ひまわり 地域活動支援センター	秦野市	10	9	1,534
厚木	事業所	とまと 生活介護	厚木市	20	30	3,198
		ここから 相談支援	厚木市	—	133	364
愛名	事業所	かえでの家 生活介護	愛川町	20	25	3,898
				10	3	40
		ひまわりの家 児童発達支援		20	32	2,821
				—	3	20
		愛名やまゆり園 相談支援事業所		厚木市	—	75 (5)

### 4 県又は他の自治体における指定取消しの有無

当法人が指定管理者制度に基づいて運営している県立の厚木精華園、愛名やまゆり

園、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園において、これまで指定管理の取り消しはありません。